

令和4年 第3回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 4年 9月 6日 開会

令和 4年 9月16日 閉会

大 樹 町 議 会

令和4年第3回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月6日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 委員会報告
- 第 7 陳情第 1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書
- 第 8 陳情第 2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書
- 第 9 報告第 4号 令和3年度健全化判断比率について
- 第10 報告第 5号 令和3年度資金不足比率について
- 第11 議案第 56号 教育委員会委員の任命について
- 第12 議案第 57号 大樹町コミュニティバス運行条例の制定について
- 第13 議案第 58号 大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第 59号 大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第 60号 大樹町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第 61号 町道路線の認定について
- 第17 議案第 62号 町道路線の変更について
- 第18 議案第 63号 令和4年度大樹町一般会計補正予算（第5号）について
- 第19 議案第 64号 令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について
- 第20 議案第 65号 令和4年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第 66号 令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第 67号 令和4年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第 68号 令和4年度大樹町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第24 議案第 69号 財産の無償譲渡について
- 第25 認定第 1号 令和3年度大樹町一般会計決算認定について

- 第26 認定第 2号 令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
- 第27 認定第 3号 令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第28 認定第 4号 令和3年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第29 認定第 5号 令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第30 認定第 6号 令和3年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第31 認定第 7号 令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第32 認定第 8号 令和3年度大樹町下水道事業会計決算認定について
- 第33 監査委員審査意見書
- 第34 決算審査特別委員会設置・付託

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 寺嶋誠一 | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘 |
| 4番 西山弘志 | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二 |
| 7番 松本敏光 | 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範 |
| 10番 志民和義 | 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------|-------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 黒川豊 |
| 総務課長 | 吉田隆広 |
| 総務課参事 | 杉山佳行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢巖則 |
| 企画商工課参事 | 菅浩也 |
| 住民課長 | 水津孝一 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 清原勝利 |
| 保健福祉課参事 | 瀬尾さとみ |
| 保健福祉課参事 | 明日見由香 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松木義行 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 奥純一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 楠本正樹 |

町立病院事務長 下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 牧田護

<教育委員会>

教 育 長 沼田拓己
学校教育課長 井上博樹
学校給食センター所長 梅津雄二
社会教育課長兼図書館長 松久琢磨

<農業委員会>

農業委員長 穀内和夫
農業委員会事務局長 瀬尾裕信

<監査委員>

代表監査委員 澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤弘康
係 長 小松真奈美

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第3回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

7番 松本敏光君

8番 西田輝樹君

9番 菅敏範君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅敏範議会運営委員長

議会運営委員会の報告を行います。

去る8月31日、午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したのでご報告します。

本定例会への提出事件は、陳情2件、報告2件、委員の任命同意1件、条例の制定1件、一部改正3件、町道路線の認定1件、変更1件、補正予算6件、財産の無償譲渡1件、決算認定8件、一般質問は5議員、6項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期については、本日9月6日から9月16日までの11日間とし、日程はお手元に配付のとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月6日から9月16日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日9月6日から9月16日までの11日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より、報告させます。

佐藤事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、6月7日開会の第2回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

1、地方自治法の規定に基づきまして、6月、7月、8月の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

2、地方自治法第199条第7項の規定によります財政援助団体等の監査結果につきまして、監査委員より報告がございました。

第2、一部事務組合議会等について。

令和4年第3回十勝圏複合事務組合議会臨時会、令和4年第3回とかち広域消防事務組合議会臨時会が8月1日、帯広市において開催され、議長が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会を4回、経済常任委員会を4回、広報広聴常任委員会を2回、議会運営委員会につきましては2回開催してございます。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般につきましての報告を終了させていただきます。

○議長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和4年8月2日開催の第3回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の令和4年度大樹町表彰式についてであります。大樹町表彰条例に基づく被表彰者の推薦を受け、昨日9月5日に、大樹町名誉町民等審査委員会を開催し、記載のとおり、ご決定をいただいております。

2番目の大樹高等学校の2間口維持に向けた北海道教育委員会要請活動についてであります。8月3日に、喜多龍一道会議議員、安田町会議議長をはじめとして、計7名で北海道教育委員会、倉本教育長へ要請に伺っております。

3番目の新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。8月31日現在、3回接種を終えた方は、65歳以上の方が1,811名、97.5%、12歳から64歳までの方が2,326名、87.7%、合計で4,137名、91.7%となっております。4回目接種を終えた方は、60歳以上の方が1,776名、84.2%、59歳以下の基礎疾患のある方が32名、また59歳以下の医療従事者等は149名となっております。5歳から11歳までの小児の接種状況ですが、1回接種を終えた方は102名、34.9%、2回接種を終えた方は98名、33.6%となっております。

4番目の航空宇宙関係についてであります。8月14日に、NPO法人AOPA-JAPANによる航空フェアが開催されたほか、東海大学などの各種実験が行われております。

5番目の財産の取得についてであります。旧大樹北保育園の建物を社会福祉法人大樹福祉事業会から寄附を受け取得したほか、記載のとおり、財産を取得しております。

旧大樹北保育園建物の今後の利用については、関係各位とも相談しながら進めてまいりたいと考えています。

6番目の農作物の生育状況についてであります。9月1日現在の生育状況は、8月は湿度が高く、まとまった雨の日も多かったことから、畑作物は並からやや不良となっております。牧草では、二番草の切り込み作業が8月下旬から始まり、9月1日時点で全体の3分の1の作業を終えております。

7番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札により、工事請負契約を6件、業務委託契約1件、財産処分売払い1件、公募型プロポーザル方式により業務委託契約を2件、条件付一般競争入札により財産処分売払いを11件、それぞれ記載のとおり

内容で締結しております。

8番目のその他、来町者、会議出席関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目の大樹高等学校の2間口維持に向けた道教委要請活動についてであります。

8月3日に、北海道教育委員会の倉本博史教育長と面会し、普通科改革支援事業による大樹高校の魅力化、特色化を力強く後押しする2間口の維持、特別支援教育加算、指導工夫加配など、手厚い教員スタッフの配置について、要請を行ってまいりました。

2番目、英語指導助手の新規契約についてですが、7月28日任期満了により退職したトービ氏の後任に、アメリカバージニア州出身のキアンティ・ウンキー・アンディーラ氏を記載のとおり任用いたしました。

3番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります。南十勝長期宿泊体験交流協議会による体験活動において、主催事業として、6月18日に林業体験、7月30日に川あそびの日帰り体験活動を行っております。また、受入事業として、大樹小学校5年生の地引き網体験、小学校6年生の野外学習や大樹中学校の体験学習、野外学習、宿泊学習など5件の受入事業を行っております。

4番目の優秀選手の派遣についてであります。①大樹中学校陸上部の関係では、第53回北海道中学校陸上競技大会が7月27日から29日にかけて北見市で開催され、大樹中学校の生徒及び引率者計8名を派遣しております。結果は、松本翔太君が男子棒高跳で8位入賞、松本沙希さんが女子走り高跳で7位入賞を果たしております。その他の種目につきましては、残念ながら予選落ちの結果となっております。

その下になりますが、第24回北海道ジュニア陸上競技選手権大会兼第53回U16陸上競技大会北海道予選大会が9月4日、千歳市で開催され、大樹中学校3年生の松本沙希さんと引率者を派遣しております。結果は、女子走り高跳で11位でございました。②第40回北海道小学生陸上競技大会が7月24日、苫小牧市で開催され、大樹小学校児童及び引率者の計6名を派遣しております。結果は、5年女子走り高跳で柚原光莉さんが8位入賞を果たしております。③第5回名鉄観光杯CHAMPIONSHIP2022リトルシニア野球大会が8月12日から14日、岩手県花巻市で開催され、大樹中学校1年生の佐藤永心君を北海道代表として派遣しております。結果は、残念ながら2回戦で敗退しております。

5番目、その他、会議出席等の関係につきましては、主なものを掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。質疑はありませんか。
志民和義君。

○志民和義議員

町長と教育長に、大樹高校の2間口維持の件の要請の内容について伺います。

報道によりますと、新学期ということでPRには非常に好都合だと理解しております。それで、新学科の内容についてどんなものか、また新学科をPRして生徒を大樹高校に来てもらおうというようなPR活動について、いつから行うのか。2024年ということになりますと再来年度、2年後になりますけれども、PRの資材などはいつ頃作成の予定なのか。再来年のことになると、債務負担行為か補正予算になってくるかと思うのですけれども、そのような財政的な裏付けはどうなっているのか伺います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまご質問いただきました、大樹高校の2間口維持の要請活動に関わる新学科設置のPR活動についてでございます。

まず、新学科の内容についてということでございますが、新学科の内容は、カリキュラムでは総合的な探究の時間が4単位以上、そしてさらに、学校設定科目を2単位以上設定するということが指定の要件となっております。具体的な内容といたしましては、大樹高校は地域社会に関する学科に指定を受けてございますが、この内容につきましては、地域や社会の未来を担う人材を育成するために、地域産業の活性化、人口減少、コミュニティの再構築、安全なまちづくりなど、地域の課題に着目した実践的な学習に取り組むものとされているところであります。

このような内容のものを、いつ、どのような形でPRしていくのかというスケジュールに関してでございますが、実は今年度、本町の大樹中学校はもとより、近隣の市町村のところにも、大樹高校の校長と、今年度作りましたパンフレットを持って、私も同行いたしまして、学校長、進路担当者、大樹中学校については、さらに生徒、保護者の皆さまに直接説明する機会がございまして、説明をしてきたところでございます。

ただ、まだ説明の余地は多分でございますので、来年につきましても、また早い段階から丁寧な形で、大樹中学校はもとより、近隣市町村の学校へのPRを進めてまいりたいと思っております。

なお、PRに持参するパンフレット等の資材の作成についてでございますが、今年度も昨年度からリニューアルしたものを持ってまいりましたけれども、より新学科設置に関わる内容が分かりやすく記載されているようなものが必要かと思っておりますので、大樹高校とも連携、相談の上、そのようなパンフレットの作成に向けて、早め早めに動いて、PRに支障のないような形で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

4ページの業務委託契約、再生エネルギーの導入計画の策定業務ですけれども、6か月で814万円の契約で、業務内容が「計画書策定ほか」と書いてあるのですが、「ほか」というのは何なのか、それについてお聞きしたいと思います。

2点目、6ページの会議出席の関係です。8月9日中部経済連合会「宇宙産業・スマート農業」意見交換会を開いて、その夜、交流会を開いているのですけれども、どういった内容の意見が交換されたのか、まずそれについて、2点お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

業務委託契約の大樹町再生可能エネルギー導入計画策定業務の件でございますけれども、業務内容といたしまして、「計画書策定ほか」と記載されております。計画書を策定するというのが業務なのですが、策定する過程の中で温室効果ガス再生可能エネルギー導入、又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集、現状分析、さらには温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成なども、その業務の中に含まれています。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

会議出席等で報告させていただきました、8月9日中部経済連合会の意見交換会と交流会を開催させていただきました。来町者のところでも報告させていただいておりますが、中部経済連合会の水野会長ほか、多くの関係者の皆さまに大樹町も含めて十勝管内ご視察をいただいたところです。コロナの関係で2年ほど先送りされまして、今年度実施できたということで、お越しいただけたことを本当に光栄に思っているところでもあります。

私が申すまでもなく、中部経済連合会は、愛知県を中心としまして、岐阜ですとか静岡など周辺の県で構成されておりますが、日本の物づくりの中心地でもあり、広域で航空宇宙関連業界の産業の集積が図られている地域でもありますので、その連合会の皆さまと意見交換の中で、これから大樹町が進めます航空宇宙の取組に対して、連携しながら進めていけるというアドバイスを多くいただいたところでもありますので、今後とも交流を進める中で、大樹町を中心として、この十勝、北海道で計画されております航空宇宙の取組に対してご支援をいただければと思っており、大変有意義な交流会だったと思っております。

す。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

1点目の策定で、業者に一括委託なのですけれども、地元としては一切関わっていかないのか。例えば地元の企業とかバイオマスとか、いろいろやっている方もいるのですが、そういった意見を踏まえた業務の進め方はしないのか。そういう地元意見というのは必要ではないかと思うのですよね。その辺についてお願いしたいと思います。

それと、今の宇宙産業に関して、中部のほうは物づくりが盛んだということは分かります。それで大樹町としては、ここに書いてあるとおり、スマート農業と書いていますので、スマート農業と宇宙産業を今後、具体的にどう結びつけていくのか。例えば隣の村では積極的にやっているのですよね。大樹町もそれに宇宙産業を絡めながらスマート農業ということなのですけれども、そういった第一次産業とかを今後どのように考えていくのか。多分、町長の思いはあると思うのですけれども、それについてお聞きしたいと思います。

3点目ですが、教育委員会にお聞きします。

その他の会議出席の中で、8月25日、先ほど同僚議員が質問したのですが、新時代に対応した高等学校の改革推進事業（普通科改革支援事業）です。これは新学科を指定された高校、道内では大樹町と釧路の高校ですが、その高校の担当職員と校長先生が集まって指導運営委員会の第1回目を開いているのですが、誰が出席したのかお聞きしたいのと、詳細については、一般質問しますので、中身については後日聞きますが、ここでは出席者、多分学識経験者もいると思うので、その方について知りたいのですが。よろしくお聞きします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

1点目の再生可能エネルギー導入計画の点でございますが、地元企業の意見が必要ではないかというところで、議員のおっしゃる点はそのとおりだなと思っております。

それで、業務にあたっては、まず住民アンケート、そして事業者からのアンケート、そして事業者の中でも大きく製造業といった企業につきましては、直接ヒアリングを実施するような形をとっていきたいと考えています。

以上です。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

中部経済連合会が十勝で行いました宇宙産業・スマート農業の意見交換会の部分ですが、実は、大樹に限らず、管内のほかの町村も視察をしているところです。スマート農業の関

係では更別村を視察していきまして、この後、帯広で関係者の意見交換会と事例発表等もあったのですが、その中では無人トラクターの取組ですとか、十勝で進められている先進的な事例の紹介があったところです。

私どもも宇宙産業の航空宇宙の取組を進める中で、例えばスマート農業で考えれば、宇宙から得られるデータを活用した農業の取組があると思いますので、そこは航空宇宙の取組をしている自治体の役割として、そういうものを円滑にできるような対応について私どものお役に立てることがあれば、率先的に取り組んでいきたいと思っておりますし、宇宙から得られるデータを受信したものを活用する目的も含めて大樹町にパラボラアンテナ等を設置したいという企業の皆さまがいますので、そういう部分で私どもの役割がこれからもあると思っております。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまご質問がございました、8月25日に行われました普通科改革支援事業の第1回運営指導委員会の構成メンバーについてでございますが、釧路市教育長、当別高校でコーディネーターを行っている方、さらに北海道大学の教授、准教授が各1名ずつ、それから、北海道教育大学札幌校大学院の教授が1名、本町にございますSPACE COTANの小田切氏、そして私、さらには道教委の担当課の課長補佐がメンバーとなっております。

また、先ほどご質問にあったとおり、今回、普通科改革支援事業が本町にございます大樹高校と釧路湖陵高校が認定を受けたということで、両校の校長が説明員として当日参加しております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

3ページの財産の取得について伺いたいと思います。

北保育園が8月18日登記済となって報告されていますが、今後の利用の関係についてはどんな形で議論を進めていくのか。最終的にはいつ頃確定するのか。また、現時点で決定したものがあるのかどうかと、建物の改修等考えているのかについて伺いたいと思います。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

旧北保育園の今後の利活用についてですけれども、今、関係各位と相談のうえ進めてい

くということでご報告させていただいたところです。

今のところ決まっている利用団体としましては、柏木町の老人クラブが、今までも使っておりましたが、引き続き使っていくということとしております。その他の団体については、利用の意向のあった社会福祉協議会、障がい者の活動支援センターほっと、町内会のグループ、子育てのSTEPと協議は進めておりますが、明確な方向性というのはまだ協議中です。

そして、施設の改修につきましては、利用団体等を精査していく中で、必要な部分については改修していかなければならないと考えているところですが、具体的なものはまだ決まっておられません。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

柏木町の老人クラブについては従前どおり利用していくということなのですが、これは老人クラブ、そして柏木町の行政区も一体的なものという理解をしていいのか。それから、いろいろな団体と相談中ということなのですが、いつ頃までを最終決定の目処として考えているのかを教えてください。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

行政区につきましては、老人クラブと同様に使っていただくということで含まれております。

また、いつまでということにつきましては、今の段階では決まっておられません。協議のほうは定期的に進めておりますので、協議を踏まえてということになり、今の段階でいつまでに決着つけるというところはまだ見えていないのが現状です。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

改修については、まだ具体的なものはないということだったのですが、実は、私も柏木町の老人クラブの一員ですが、集会等に参加している会員の中に、押し車で集会等に参加する方もいます。ところが、建物に入るには、すごく高い急な階段なのです。ここを何とかかならないか、入り口を変えられないか。道路が近いからどう直せるのか分かりませんが、そういう声もあるということも認識しておいていただきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日7日、正午までといたします。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第6 委員会報告

○議長

日程第6 委員会報告を行います。

調査が終了しておりますので、委員長からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員会委員長

総務常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

本委員会による所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

1、調査事件名、第5期大樹町総合計画基本計画の検証について、第6期総合計画策定に向けた検討課題。

2、調査目的、第5期大樹町総合計画のうち、介護、医療、福祉について調査を行い、第6期大樹町総合計画の策定に向けて検討課題を明らかにすることを目的とする。

3、調査月日、令和4年6月28日。

4、調査場所、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター、町立病院、高齢者保健福祉センターららいふ。

5、調査参加者については、ご覧のとおりです。

6、調査報告。

(1) 特別養護老人ホーム、デイサービスセンターについて。

特養老人ホームでは、一般会計から約1億円の繰出金が常態化し、その要因は人件費である。一方、恒常的な介護職員の不足が続いており、夜間体制には不安がある。さらに、コロナによる感染防止対策が職員の負担となっている。介護ロボットや事務手続のICT化による業務負担の軽減などで職員の負担軽減と、検討委員会を設置し赤字解消に向けた検討が今後の課題である。デイサービスセンターを含め両施設ともに老人福祉の中心的な役割を担う施設でありながら、第5期総合計画には具体的な記述が無いので、第6期総合計画では記述すべきである。また、平成7年改築以来27年が経過し、施設の老朽化が進み大規模な改修もしくは改築を検討する段階となっていることから、将来人口を見据えた計画策定が求められる。

(2) 町立病院。

町立病院は、一般会計からの繰出金が事業として一番大きく、その要因は人件費である。

赤字解消については、医院長を中心とした検討委員会を設置し、早期に検討すべきである。同時に、地域及び広域医療体制、緊急医療や専門医療機関との連携について再度検討する必要がある。コロナにより入院、来院患者数が減少している一方で、職員の負担は大きくなっていることから、オンライン診療や電話診療の普及も推進すべきである。また、第6期総合計画に向けて、病院に対する町民のアンケート調査を実施し、病院職員全員が課題を共有することで、地域住民から信頼される医療体制づくりを推進すべきである。

(3) 高齢者保健福祉センターらいふ。

らいふでは、保健師や介護支援専門員など専門職員が不足し、通常業務に加えてコロナによるワクチン接種業務により職員の負担が増え、事務職、栄養士等でカバーしている。そのような状況の中においても、未病対策、重症化予防対策に係る健診業務を計画的に推進し、医療費の軽減などの成果を上げており、職員の努力は評価される。町は、サービスの低下を招かないよう、専門職を適正に配置し、人的不足を解消する必要がある。また、らいふの事業は、健康な人には見えづらい面もあるため、もう少し町民の理解を深めるためのPR活動が必要である。第6期総合計画においても、保健は重要な位置付けとなる。

7、まとめです。

第6期総合計画策定に向けて。

調査した施設は、町の高齢者福祉、医療、保健の中核となる重要な施設であることから、第5期計画では、第2章「健やかに暮らす」安心と支えあいのまちづくり、第1節、心身の健康を保つの中で謳われ、第6期総合計画においても、その重要性は変わるものではない。

特養、病院については、赤字の解消に向けて検討委員会を設置し、早期に検討すべきであり、また、業務体制の強化、町民サービスの維持を図るため、専門職員の適正配置については、町は重要課題として認識し、計画に盛り込むべきである。さらに特養は、施設の改築を含め、将来を見据えた計画が必要である。

現行の総合計画は10年間の計画であるが、状況は常に変化するため短期間での検証を行うべきであり、総合計画策定委員については、その検証にも携わることができるようにすべきである。また、年度計画は町民への公開性を高め、積極的にPRしていくことが必要である。

最後に、いずれの施設においても、社会的弱者が対象のサービス業務であるので、親切、丁寧な対応を望む。また、第6期総合計画は、より町民の意見を反映させ、町民と協働し、町民の理解のもとに作成されることを期待する。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

質疑はないのですけれども、次に経済常任委員会の報告があるのですけれども、調査事件名が共通しています。それで、これに対しての町側に答申をお願いしたいです。議長から答申を町長をお願いをいたします。

以上です。

○議 長

後で協議をいたします。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

それでは、次に、経済常任委員会委員長、志民和義君。

○志民和義経済常任委員会委員長

それでは、経済常任委員会所管事務調査の報告を行います。

調査事件名は、第5期大樹町総合計画基本計画の検証、第6期総合計画策定に向けた検討課題について調査いたしました。

調査目的は、第5期大樹町総合計画基本計画のうち、空き店舗の活用促進（空き店舗・空き家対策）、町内のバス交通の確保、水道施設の整備と安定した水源の確保について調査を行い、第6期大樹町総合計画策定に向けた検討課題を明らかにすることを目的としました。

令和4年6月27日（月）に委員会室において企画商工課並びに建設水道課より説明を受け、その後、坂下浄水場と住吉浄水場の視察を行っております。

なお、調査参加者は、記載のとおりでございます。

調査報告ですが、現況と課題については、報告書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただき、考察とまとめについて報告いたします。

1、空き店舗の活用促進（空き店舗・空き家対策）について。

町内の空き店舗数は、今後、後継者不足等の理由から廃業による増加が推測される。商店街の活性化及び起業の促進による産業の振興を図るためにも、今後も大樹町起業家等支援補助金の継続は必要であり、大樹町商工会と連携し、町の活性化のためにさらなる支援を期待する。

大樹町空き家情報登録制度の活用について、不動産会社が登録している物件は、大樹町空き家物件として登録できないため、登録件数は1件にとどまっているが、移住・定住促進の観点からも登録制度の見直しについて検討する必要があると思われる。また、安全で安心な住環境を確保するために、老朽化により倒壊の危険性がある住宅に対する解体費用の補助制度について検討を進めるべきである。

2、町内のバス交通の確保について。

令和4年12月から市街地循環バスの運行が開始される予定であり、それに伴い、今後ふれあいバスやふまねっとの送迎等の循環バスへの移行の検討や運行開始後、利用状況等鑑み、運行ルートや運行ダイヤの検証が必要となる。また、運行ダイヤの間隔が約1時間半に1便であるため、待ち時間を過ごすための場所の確保が必要であり、公共施設のロビーを待合所として活用するなど、利用しやすい環境の整備が利用者増加につながると考える。なお、循環バスの利用の仕方については、子どもから高齢者まで誰もが理解しやすい方法で、広く町民に周知を図っていただきたい。

デマンドバスの運行については、今のところ運行する予定はないが、将来を見据えて「あのりタクシー」など民間の導入も視野に入れ、先進事例を参考にし、今後も検討を進めるべき事案と考える。

今後も、利用者の利便性に配慮した公共交通の維持確保に期待する。

3、水道施設の整備と安定した水源の確保について。

水道事業は、依然として厳しい事業会計が続いている中、施設の老朽化や水道料金の見直し等、取り組むべき課題は多い。

坂下浄水場の各施設は建設から40年以上が経過し、経年劣化が進んできており、引き続き安定した供給を続けるためには、施設の耐震化や更新が必要となるが、上流部の水質の懸念や水源の確保が困難であることを鑑み、十勝中部広域水道企業団からの受水、それに伴う坂下浄水場の廃止に向け検討を進めるべきと考える。

水道料金については、採算性えを踏まえた料金の見直しを行う時期に来ており、値上げの方向で検討が進むことが推測されることから、町民に対し、早い時点で段階的に周知が必要であると考えます。

坂下浄水場の更新・廃止及び水道料金の改定については、明確な方向性を決定するための議論を速やかに開始するべきとの共通認識に至った。

今後も、清浄な水の安定供給と水道事業の健全な経営努力に期待する。

最後に、第6期大樹町総合計画策定にあたっては、各施策に目標値となる成果指標を設定することで、進捗度、達成度の住民への「見える化」を図っていくことが重要と考えます。

第5期大樹町総合計画の財政シミュレーションを見ても、大変厳しい状況での人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、今後は、ハード面・ソフト面を見据えた情報収集の工夫と地域住民ができること、自治体として共同参画ができるといった地域参加型（自助、共助、公助）等、策定にひと工夫してはどうか。また、策定委員の在り方については、策定審議会条例の規定・一部改正を行い、策定委員の更新を踏まえながら、計画の進捗状況・ローリング、計画の見直し、その都度現行計画の検証、年次ごとの検証・答申を含めた地域住民と行政がお互いにしっかりと足元が見えていく総合計画になることを期待したい。

以上、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、総務常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田輝樹総務常任委員会委員長

それでは、総務常任委員会による行政視察の結果を次のとおり報告いたします。

1、調査事件名、福祉及び子育てに係る事業を展開する特定非営利活動法人の活動について。

2、調査目的、福祉及び子育てに係る事業を展開する先進的な特定非営利活動法人を調査し、当町のまちづくりに資することを目的とする。

3、調査年月日、令和4年7月23日。

4、視察場所、福島県相馬市の特定非営利活動法人ライフネットそうま、相馬井戸端長屋、特定非営利活動法人原釜尾浜ワンパークを視察しました。

5、視察参加者、総務常任委員会6名、事務局1名、計7名です。

6、調査報告、視察場所における各調査結果については、記載のとおりとなっております。

7、まとめ。

今回調査した特定非営利活動法人が実施する事業は、地域ボランティアの協力が無ければ成り立たないものであるが、高齢化が進む一方で、後継への世代交代が進まず、担い手不足が課題となっている。

当町においても、担い手不足は喫緊の課題であるが、定年延長などの要因もあり、今後も継続した問題となるものであり、特定非営利活動法人を活用する際にも大きく影響することから、ボランティアへの参加意識の向上や人材育成を含めた施策を町が早急に行うことが必要である。

また、子どもの育成に必要な公園や遊具の整備及び管理については、多額の費用が必要であり、町財政の負担がさらに大きくなることが懸念されるが、公園の整備をはじめとして子育て環境を整備していくことは、まちの魅力向上につながり、将来的に人口減少を抑制する施策として期待される。

以上です。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、委員会報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 10 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 7 陳情第 1 号及び日程第 8 陳情第 2 号

○議 長

日程第 7 陳情第 1 号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書について及び日程第 8 陳情第 2 号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書についての件を一括議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。

この 2 件の陳情の審査については、会議規則第 9 4 条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。

◎日程第 9 報告第 4 号及び日程第 10 報告第 5 号

○議 長

日程第 9 報告第 4 号令和 3 年度健全化判断比率について及び日程第 10 報告第 5 号令和 3 年度資金不足比率についての 2 件を一括議題といたします。

提出者から報告内容の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題とされました報告第 4 号令和 3 年度健全化判断比率について及び報告第 5 号令和 3 年度資金不足比率について、内容のご説明を申し上げます。

最初に、報告第 4 号令和 3 年度健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、決算数値に基づき各指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 項目となっております。

まず、実質赤字比率は、一般会計が黒字であることから算定されません。連結実質赤字比

率につきましても、一般会計及び4特別会計が黒字であること、病院、水道及び下水道事業会計における資金不足が発生していないことから、算定されません。実質公債費比率は、前年比、増減なしの9.5%、将来負担比率は、前年度対比10.3ポイントプラスの27.2%と、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な数値となっております。

次に、報告第5号令和3年度資金不足比率についてご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

この比率の算定対象は公営企業であり、本町においては、水道、病院及び下水道事業が対象となりますが、3事業会計とも資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は算定されません。

健全化判断比率と資金不足比率の内容につきましては、去る8月4日、監査委員への説明と内容の審査をお願いし、8月23日に意見書をいただきましたので、これを付してご報告を申し上げます。

○議長

これをもって、報告内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

監査委員からも良好な状態であるという意見書がありますので、心配はしてはいないのですが、疑問として、実質公債費比率9.5%という数字も、25%まで財政的には許容なのですが、この数字が他町村なり自治体間における財政の中で、昨年度の新聞などによりますと、大樹はたしか3番目とか4番目の高い町村水準にあったように記憶しているのですが、9.5%で去年と変わらないという報告なのですが、実際9.5%というのはどのような相対的な位置付けなのかを知りたいと思います。

もう一つ、これも疑問ですが、病院会計だとか、いろいろな会計に町の一般会計から入れるから、それぞれの会計は赤字になっていないのですが、そういうことも鑑みながら、財政の健全化というか指標としてみていくべきではないかと思うのですが、ご意見を賜りたいと思います。

○議長

黒川副町長。

○黒川副町長

ただいまご質問の実質公債費比率9.5%というところですが、比較した表は、今は無いのですが、特別高いというものではないと。ただ、私どもの町の公債費の残高につきましては、管内では高いほうという認識は持っております。

今回、補正予算でもお願いするところがございますが、計画的な起債の償還、大きな事業

が多かったものですから、計画を立てまして、この比率が大きく変わらないようにしていこうと考えております。令和3年度では大きな買物はしているのですが、償還がまだ始まっておりませんので、元金が始まるのが令和6年度あたりから若干上がってくるという予測はしておりまして、それに向けての繰上償還等も考えていきたいと思っております。

また、病院会計等々の公営企業会計、あるいは特別会計の赤字分の繰出金、補助金につきましては、必要な政策の部分ですので、経営改善等々は常に担当のほうで行っておりますが、それに必要な部分というのは、政策的な部分では一定程度の負担はやむを得ないという考え方でおりますけれども、常に事務の見直し等々の改革は行っていきたいと考えているところです。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第4号及び報告第5号の件を終了いたします。

◎日程第11 議案第56号

○議 長

日程第11 議案第56号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第56号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものであります。

最初に、議案を朗読させていただきます。

議案第56号教育委員会委員の任命について。

大樹町教育委員会委員のうち、小島真由子氏は、令和4年10月10日をもって任期が満了するので、後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

記。

大樹町暁町7番地6、石倉静佳氏、昭和52年11月11日生。

任期は、本年10月11日から令和8年10月10日までの4年間であります。

石倉氏におかれましては、お人柄も温厚であり、小学校の図書館ボランティアや未来塾学習支援員として社会教育事業の推進にご協力をいただいておりますので、今回ご提案申し上げた

ところであります。

なお、議案下段に、法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上ご審議をいただき議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本件については、大樹町議会運営基準第99の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第56号教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第57号

○議 長

日程第12 議案第57号大樹町コミュニティバス運行条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第57号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町コミュニティバス運行条例の制定をお願いするもので、これまで試験運行などを行ってまいりましたコミュニティバスについて、本年12月1日から市街地で本格運行することを予定しており、路線や料金など運行に必要な規程について新規に条例を制定するものです。

内容につきましては、企画商工課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明を終わらせていただきます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

それでは、議案第57号大樹町コミュニティバス運行条例の制定についてご説明させていただきます。

条文に沿って、要点を説明させていただきます。

第1条では、この条例の目的を定めるもので、コミュニティバスを運行することにより、町民等の交通手段を確保し、福祉向上に寄与することを目的としております。

第2条では、コミュニティバスの定義として、道路運送法に基づき、国土交通大臣の登録を受けて運行する自家用有償旅客運送としております。

第3条では、コミュニティバスの運行路線や運行時刻、運行回数など、運行に関することを規則で定めることにしておりますが、運行内容としましては、道の駅を拠点に医療施設や公共施設を結ぶ市街地を循環する路線で、平日、月曜、水曜、金曜の週3回、1日4便、午前中を中心に運行することとしております。

第4条では、使用料を定めるもので、使用料は、一乗車につき100円とし、未就学児については無料とするものであります。また、利用者の利便性を図るため、回数券を発行することとし、11枚を1組として、1組1,000円とするものであります。

第5条では、使用料の還付について、第6条では、乗車定員を超えた場合や運行上危険がある場合の利用の制限について規定しております。

第7条になりますが、1ページ下段から2ページになりますが、利用者の責めによりコミュニティバスや附属施設等の汚損、棄損等があったときは、原状回復、損害賠償する旨の規定を定めております。

第8条では、コミュニティバスの運行管理及び使用料の徴収について、民間事業者に委託することができる旨、規定しております。

第9条では、この条例の施行に関しての必要事項を規則で定めることとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年12月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

バスの運行が12月1日からで、条例の施行も12月1日であります。12月1日の運行に向けて、町民への周知は早めに行うと考えますが、第4条の3の回数券の販売ですが、いつから行うのか聞きたいと思っております。当日なのか、事前販売なのか。条例の施行が12月1日で、11月中に売ると、収入の関係で条例と離れるので、9条か何かにある、町長が別に定めるといった事項に何か用意をしているのかどうか。条例からいうと、11月30日以前に

回数券の販売をすると、会計上齟齬が出る感じがするので、そこをお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

条例の施行に関しては12月1日ということをごさいますて、回数券については、私としては事前に販売したいところですが、今のところ、12月1日から販売していきたいと思っています。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

3条のコミュニティバスの運行路線、運行時刻、運行回数、運行日、また乗車場所というのが、12月1日から施行されるのですが、その前の段階、町民にどういう段階でどう周知していくのか。PRだとかパンフレットとか、いろいろこれから作成していくのですけれども、これから12月までの町民への周知の仕方というのはどのように考えているのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

コミュニティバスの運行に関しましては、やはり周知していくことが大事ななと思っております。まず、広報紙・ホームページを通じて周知を図っていくことと、9月に行政区長会議も開催されますので、その中でもお知らせしていきたいと考えており、またいろいろな集まり等の機会でも周知を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町民への周知の方法は分かりました。

それで、次のページの8条、運行管理を民間企業に委託ですけれども、それはどういった形で進めていくのか。町内に限るのか、十勝管内を募っていくのか、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

運行管理の部分でございますが、まず、町内でコミュニティバスを運行管理できる業者、交通事業者がございますので、まずはそこで町内からの事業者を選定していきたいと考えて

いるところでございます。

以上です。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これから調整するというのでいいですね。もしいかなかったら、管内に広げるという解釈でとっていいのでしょうか。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず、町内で委託業者を選定させていただきまして、もし町内で受けていただける事業者がいなければ、管内に広げていくというような考えでございます。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

料金のことですが、町長は、回数券を発行することができる。これは、回数券以外に現金でもいいと解釈していいのですか。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

現金でも大丈夫ですし、回数券を先にお買い求めいただいて、回数券でお支払いすることも大丈夫というところでございます。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

あと、プリペイドカードみたいに、スマホとはいかないけれども、1回に5,000円ぐらい払っておいて、ぴっぴっと、それで通過できるというような装置は、将来的に僕は必要な気がするのですけれども。大体どこへ行っても、バスに乗っても何でもそういうふうになっているから、コミバスについても、もうちょっと利便性を向上したら、今後に向けてそういうことを検討しているかどうか伺います。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

現在キャッシュレスという時代でもございますので、コミュニティバスを運行する関係でいうと、会議等も実施しておりまして、その中でもやはりキャッシュレスといいますかプリペイドカードのような形でカードをかざすと100円が引き落とされるというような仕組み

みも今後導入を検討していく必要があるというお話も出ておりますので、いろいろとそういった部分も含めて検討したいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

使用料の分の一乗車につき100円というのは、非常に利用しやすい金額だと思っているのですが、100円にした根拠が一つと、管内のコミュニティバスの料金というのはどのようになっているのか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回の一乗車につき100円という分につきましては、令和2年、令和3年の実証運行におきましても、市街地循環便につきましては1回100円という形で実施させていただきました。アンケート調査をさせていただいた中でも、料金については、安いという方もいましたが、ちょうどいいと言う方が多かったものですから、今回100円という形にさせていただきました。

管内的にも、1回につき100円というようなところも多くございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第57号大樹町コミュニティバス運行条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 5 8 号

○議 長

日程第 1 3 議案第 5 8 号大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 5 8 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正をお願いするもので、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が本年 4 月 6 日に公布され施行されたことから、施行令の改正に準じて条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第 5 8 号大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

本条例は、公職選挙法の規定に基づき、大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動に対する公費負担等に関し必要な事項を定めておりますが、最近における物価変動に鑑み、選挙運動費用の公費負担の限度額等を引き上げるため、公職選挙法施行令の一部が改正されたことから、同様に改正するものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

議案を 1 枚おめくりいただき、2 ページをご覧ください。

表中、第 4 条は、選挙運動用自動車の使用にあたっての公費負担額及び支払手続について規定しておりますが、同条第 2 号では、ハイヤーなど一般運送契約以外の選挙運動用自動車の借入れに対し、支払うべき公費負担を規定しております。

まず、アでは、選挙運動用自動車の借入れについて、1 日当たりの限度額が改正前は当該金額が 15,800 円を超える場合には「15,800 円」でしたが、300 円上げ、それぞれ「16,100 円」に改めるものです。

次に、その下段のイでは、選挙運動用自動車に供給した燃料代の申請額の積算単価を定め
ておりますが、改正前は「7,560円」でしたが、140円上げ、「7,700円」に改め
るものです。

次に、議案を1枚おめくりいただき、3ページをご覧ください。

第8条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について規定して
おりますが、改正前の選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価の限度額は「7円51銭」
でしたが、22銭上げ、「7円73銭」に改めるものです。

最後に、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

選挙運動用自動車の借入れのことなのですが、これは率直な話、私のように自前で
持っている場合は、どういうことになるのでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

この条例の部分的には、自前の車に関しては、対象になりません。あくまで、どなたかの
車を借り入れた場合に、その契約に基づき確認してお支払いするという形になってございま
す。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第58号大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第59号

○議 長

日程第14 議案第59号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第59号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正をお願いするもので、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、来月1日から施行されることから、法律の改正によって見直しが必要な部分について条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第59号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

大樹町職員の育児休業等の取得につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき運用されておりますが、この法律の一部が改正され、本年10月1日に施行されます。法律の改正の主なものとしましては、地方公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、育児休業の取得回数の変更や育児参加機会の拡大等を図る内容となっております。法律の改正により、当町でも会計年度任用職員など非常勤職員の育児休業の取得要件等の見直しが必要なことから、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきますが、法律改正の趣旨に沿った要件部分を説明し、改正に伴う条例の整理や文言の追加などは省略させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

1 ページ表中、第2条は、育児休業することができない職員を規定しておりますが、同条

第3号では、非常勤職員であって、次のいずれかに該当する者以外の非常勤職員としており、その下段のア以降は、育児休業できる非常勤職員の要件を規定してございます。

1ページ、改正前の第2条第3号アの(ア)をご覧ください。改正前、育児休業を取得できるのは、在職期間が1年以上であることが要件の一つとして定められておりましたが、改正後は条文を削除し、この要件を無くしております。

次に、同じ1ページの改正後の第2条第3号アの(ア)をご覧ください。(ア)の5行目で、当該子の出生の日から8行目の6月を経過する日までを条文で追加しております。これは、現行制度でも、職員の育児休業は子の出生から57日目までと、58日目以降1歳6か月に達するまで、それぞれ1回ずつ取得することが認められておりますが、改正前は、子が1歳6か月に達するまでの間、親である非常勤職員自身の雇用が見込まれることが前提となっておりました。改正後は、子の出生から57日目までの育児休業の取得については、育児休業期間後6か月雇用が見込まれることに緩和してございます。

第2条につきましては、これら以外も条文の改正を行っていますが、文言や条文の整理であり、制度変更に伴うものではないため、説明を省略させていただきます。

次に、3ページをお開き願います。

第2条の3、育児休業第2条第1項の条例で定める日をご説明いたします。

育児休業第2条第1項では、非常勤職員の育児休業期間を養育状況別に条例で定めることが規定されており、条例第2条の3、3号では、1歳から1歳6か月に達するまでの子に対し、育児休業を取得することができる非常勤職員の要件を規定しております。

1ページおめくりいただき、4ページをお開き願います。

改正後の欄の中断から下段のアをご覧ください。改正前は、1歳から1歳6か月まで育児休業を取得できる要件に、1歳前からその職員が育児休業しており、引き続き育児する場合には限っていましたが、夫婦交代での育児休業の取得を認めるため、配偶者が1歳前から引き続き育児休業をしている場合は、交代して職員が取得できるよう条文を追加するものです。

次に、5ページをお開きください。

改正後の下段のエをご覧ください。法律では、子の出生後、58日目以降、育児休業の取得できる回数が1回から2回に改正されたことから、子の1歳到達後の育児休業の取得回数を1回までとするルールを条文に追加するものです。

次に、5ページから7ページ上段にかけて、第2条の4では、子が2歳に達するまで育児休業を取得できる要件が規定されており、先ほどの1歳6か月に達する場合と同様に、要件の緩和について改正を行うものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

改正後の第21条は、職員に対し、育児休暇制度の周知や取得意向の確認を、第22条は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備について、任命権者の義務として新たに条文を追加するものでございます。

最後に、附則として、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

西山弘志君。

○西山弘志議員

1 ページの下から4行目、「期間の末日から6月まで」の意味が分からないのですが。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

「当該期間の末日から6か月を経過する日」という部分が、先ほど説明させていただきましたが、子の出生から57日目までの育児休業の取得の部分に関しまして、従前は、その職員は子が1歳6か月に達するまで雇用される見込みがあることが条件となっておりましたので、今の非常勤職員は1年の任用期間ですので、なかなかその部分のハードルが高い部分がありました。改正後は、育児休業取得後ですので、例えばその職員が57日間育児休業を取得した場合、その6か月後までの間、その職員が雇用の見込みがある者に関しては、育児休業の取得は認めるということに改正するものでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第59号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
休憩いたします。

休憩 午前 11時52分
再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 議案第60号

○議 長

日程第15 議案第60号大樹町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第60号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正をお願いするもので、来年7月20日から任期を迎える次期の農業委員会委員について、定数の改正を行うものです。

農業委員会委員の定数は、農業委員会等に関する法律第8条第2項に、農業者の数、農地面積、その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従い、条例で定めることが規定されています。

今回の改正につきましては、穀内会長をはじめとして、農業委員会内で検討委員会を設置するなど、精力的にご検討をいただきました。最後は、町の判断で検証結果を尊重することとし、現在の「18名」から4名減の「14名」に定数を改正するため、条例の一部改正についてお願いするものであります。

附則といたしましては、この条例は、次期の農業委員会委員の任期始めとなる令和5年7月20日から施行することとしておりますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

現行18名の農業委員の中には、多分、学識経験者という肩書きだったと思うのですが、そういう方が何名か入っているのですが、今回、提案された委員4名の削減ということは、実農業者のみの削減という理解でよろしいですか。

○議長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

農業委員の構成の中に決まり事といたしまして、認定農業者という方が過半数を超えることと、もう一つの部分として、学識経験者ということではなくて、農業に精通している中立した農業者以外の方を選任しなさいということで、それを1名以上という形で決まっております。ですので、法律上、中立な立場というのは必要ですので、14名になった場合も1名以上は中立の者は必要とするような形となっております。ですので、今1名ですので、4名減になりますが、実質、農業者が4名減になる方向かと思っております。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第60号大樹町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第61号及び日程第17 議案第62号

○議長

日程第16 議案第61号町道路線の認定について並びに日程第17 議案第62号町

道路線の変更についての件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第61号及び議案第62号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第61号ですが、本件につきましては、町道路線の認定をお願いするもので、町では、今年11月に柏木町で新たに町有地を宅地分譲することを計画しており、分譲地に接する既設の道路の一部について町道柏木西通線として認定しようとするものであります。

議案を朗読いたします。

議案第61号町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、下記の町道を認定する。

記。

路線番号、417、路線名、柏木西通線、起点、柏木町14番地16、終点、柏木町15番地1、延長68.90メートルであります。

次に、議案第62号ですが、本件につきましては、町道路線の変更についてをお願いするもので、先の議案と同様に、柏木町で新たに町有地を宅地分譲することを計画しており、分譲地に接する既設の道路の一部について町道柏木9号線として路線の延長を行うものであります。

議案を朗読いたします。

議案第62号町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、下記の町道を変更する。

記。

路線番号、391、路線名、柏木9号線、起点地番、柏木町14番地12、終点地番「柏木町14番地1」を「柏木町14番地20」に変更、延長「178.00メートル」を「225.82メートル」に変更。

なお、議案第61号の次ページに、まとめて図面を添付しておりますので、ご確認いただくとともに、内容をご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第61号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第63号

○議 長

日程第18 議案第63号令和4年度大樹町一般会計補正予算(第5号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第63号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町一般会計補正予算(第5号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ5億8,739万7,000円の追加と債務負担行為の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第63号令和4年度大樹町一般会計補正予算(第5号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億8,739万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億6,647万円とするとともに、債務負担行為の追加を行うものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

総務費、総務費全体で4,472万1,000円の増。

財産管理費、町有地・建物維持管理経費、工事請負費で1,238万5,000円の増。財源は全て一般財源で、旧歴舟児童館解体工事及び柏木町の町有地分譲に伴う電話柱移設工事について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、企画費、企画調整推進事業、需用費から使用料及び賃借料まで39万1,000円の増。財源は全て一般財源で、サテライトオフィス拡張により、複数の企業が利用できる環境が整ったことに伴い、インターネットや複合機など、共有する事務設備についてオフィス利用料に含めることに改め、町が新たに負担する費用について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、下段のコミュニティバス運行事業、報償費から使用料及び賃借料まで283万4,000円の増。財源は特定財源で、国道支出金が72万7,000円、その他コミュニティバス使用料で6万円、一般財源は204万7,000円で、本年12月から運行開始予定のコミュニティバス運行に係る経費について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、電子計算費、電算システム整備事業、委託料で714万8,000円の増。財源は特定財源で、その他デジタル基盤改革支援補助金357万3,000円、一般財源は357万5,000円で、国と自治体が連携してマイナンバーカードを利用し、子育て及び介護関係の26の手続についてオンライン申請受付を行うためのシステム導入の費用について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、庁舎建設費、役場庁舎建設事業、備品購入費で190万9,000円の増。財源は全て一般財源で、新庁舎移転に伴い、新たに必要となった机等の購入について、予算の計上をお願いするものでございます。

5ページに移りまして、航空宇宙推進費、宇宙のまちづくり推進事業、負担金、補助及び交付金で1,999万8,000円の増。財源は全て特定財源、その他、航空宇宙関連ビジネス推進基金繰入金で、令和4年度大樹町宇宙産業推進促進事業の認定事業であるSPACECOTAN株式会社が計画する北海道スペースポートを核とした宇宙版シリコンバレープロジェクトの推進事業に対する補助金について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、統計調査費、就業構造基本調査事業、報酬から役務費まで5万6,000円の増。財源は全て特定財源、国道支出金で、調査対象区の増に伴う調査委員報酬等の経費について予算の計上するものです。

次に、民生費、民生費全体で3,085万5,000円の増。

社会福祉総務費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、需用費から負担金、補助及び交付金まで2,141万2,000円の増。財源は全て特定財源、国道支出金で、コロナ禍における物価高騰等総合緊急対策として、住民税非課税世帯等へ1世帯10万円の臨時特別給付金を実施するための予算を計上するものです。

次に、老人福祉総務費、介護老人福祉対策事業、繰出金で14万7,000円の増。前年度低所得者介護保険料軽減負担精算に伴うもので、一般会計から介護保険会計への繰出金について予算を計上するものです。

次に、心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、償還金、利子及び割引料で680万4,000円の増。財源は全て一般財源で、昨年度の障害者自立支援医療費や給付事業等に係る実績確定に伴い、超過交付分を国及び道に返還するものでございます。

6ページに移りまして、公衆浴場費、公衆浴場運営費、備品購入費で40万9,000円の増。財源は全て特定財源、国道支出金で、公衆浴場の新型コロナウイルス感染防止対策として、脱衣所2か所に設置する空気清浄機の購入費用について予算を計上するものです。

次に、児童福祉施設費、児童保育一般経費、償還金、利子及び割引料で208万3,000円の増。財源は全て一般財源で、保育所運営負担金、子ども・子育て支援交付金等について、超過交付分を国及び道に返還するものでございます。

次に、法人認定こども園運営事業、補正額はなく、昨年度の保育所運営費に係る実績確定に伴い、不足分が国から追加交付され、一般財源から国道支出金へ財源を組み換えるものでございます。

次に、衛生費、衛生費全体で155万6,000円の増。

予防費、新型コロナウイルス対策事業、委託料で84万5,000円の増。財源は全て特定財源、国道支出金で、新型コロナウイルスワクチン追加接種4回目の対象者が拡大され、医療従事者等が追加されたため、接種委託費用について予算を計上するものです。

環境衛生費、一部事務組合負担金事業、負担金、補助及び交付金で71万1,000円の増。財源は全て一般財源で、南十勝複合事務組合で職員の異動に伴う給与費の増加や電気料金の値上げによる歳出増で、構成する自治体に対する負担金を増額することから、その増額分について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、農林水産業費、農林水産業費全体で634万8,000円の増。

農業振興費、強い農業づくり事業、負担金、補助及び交付金で634万5,000円の増。財源は全て特定財源、国道支出金で、強い農業づくり事業の計画承認等を受けたことから、対象事業者への補助金について予算を計上するものです。

その下段の多面的機能支払交付金事業、償還金、利子及び割引料で3,000円の増。財源は全て特定財源、その他、多面的機能支払交付金返還金で、交付金の対象となっている農地の一部で農地以外の転用が行われたため、国・道に当該地の交付金を返還する費用について予算の計上をお願いするものです。

7ページに移りまして、教育費、図書館総務費、図書館管理運営費、備品購入費で100万円の増。財源は全て特定財源、その他、図書購入費寄附金で、6月に図書の購入の指定寄附を受けたことから、その寄附金分の図書購入をするための予算の計上をお願いするものです。

次に、公債費、元金、長期債（元金）、償還金、利子及び割引料で5億円の増。財源は全て特定財源、その他、減災基金繰入金、役場庁舎建設のため借り入れした公共施設等適正管理推進事業債について、繰上償還するための費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、諸支出金、諸支出金全体で291万7,000円の増。

事業会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金、繰出金で127万9,000円の増。

次に、下水道事業補助金、負担金、補助及び交付金で163万8,000円の増。

以上、合計で補正額5億8,739万7,000円の増。財源は、特定財源では国道支出金が3,123万9,000円、その他が5億2,463万4,000円のそれぞれ増で、一般財源が3,152万4,000円の増となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出補正予算の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額78億7,907万3,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで5億8,739万7,000円の増、補正後の歳出合計84億6,647万円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額78億7,907万3,000円、補正額、14款使用料及び手数料から21款諸収入まで5億8,739万7,000円の増、補正後の歳入合計84億6,647万円となるものでございます。

次に、第2表、債務負担行為補正を説明いたしますので、3ページをお開き願います。

内容は、債務負担行為の追加で、事項、大樹高等学校入学時補助金（令和5年度入学生分）、期間は令和5年度、限度額は1人6万円。

次に、大樹町高等学校海外見学旅行に伴う費用に対する助成（令和5年度入学生分）、期間は令和6年度、限度額は国内見学旅行を超える相当額。令和5年大樹高校の新入生募集にあたり、生徒の確保を目的として、入学時の補助金支給及び海外見学旅行に伴う費用に対する助成を行うための予算を計上してございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第63号令和4年度大樹町一般会計補正予算(第5号)の審議に対する会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括してこれを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり、議事を進めます。

初めに、事項別明細書15ページから16ページ、2款総務費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

18節の負担金、補助及び交付金の宇宙のまちづくり推進事業ですけれども、説明がありました北海道スペースポートを核とした宇宙版シリコンバレープロジェクトの推進事業ですけれども、このプロジェクトの目的と事業の概要を知りたいのですけれども。

○議長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

ただいま齊藤議員のほうからの質問に対して説明させていただきます。

北海道スペースポートを核とした宇宙版シリコンバレープロジェクトの推進事業の目的でございますけれども、簡単に言いますと、宇宙版シリコンバレーグランドデザインの策定と地域にもたらす各種効果の策定を目指しております。

手段としましては、宇宙版シリコンバレーのグランドデザインを策定するということになりますけれども、宇宙版シリコンバレーのビジョンをまず具体化するということとなります。各分野におけるアクションプランと中長期、約20年を想定しておりますけれども、そのロードマップを策定いたします。細かくは、宇宙の各事業のベースとなる各分野における具体施策としまして、例えば観光や教育、エネルギーやモビリティ、一次産業との相乗効果などを策定します。

併せて、HOSPOの中長期計画としまして、今のところLC2ということまでの計画を作っておりますが、LC3以降ですとか、その附帯設備であったり、見学場所の整備等もこのグランドデザインで描いていきたいということ。また、企業誘致に伴う土地開発の計画も策定していきたいということでもあります。

併せて、先ほど申し上げました地域にもたらす各種効果の策定ということですが、大樹町への経済効果ということで、我々担当課のほうでも、毎年度実験に来た実施主体に基づいて経済効果というのを簡易的に出しておりますが、これをもっと詳しくきちんと全体的に出していきたいということを計画しています。併せて、それに伴う人口予測、定住人口であったり、交流人口、人口属性の変化等も調べていきたい。その他の定性的な効果も全体的に調べていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最終的には、その会社に委託して、グランドデザインをしていくのですけれども、グランドデザインをした中で、町民、住民、我々にどういった形でこれが表に出てくるのか、どういう形で事業の効果を狙っていくのかについてお聞きしたいのですが。

○議 長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

現状ですけれども、SPACE COTANとグランドデザインの策定について打ち合わせをしているところでございますが、その中で、仮ですけれども、協議会的なものをつくりまして、その運営もCOTANのほうで担っていくこととなりますが、当然そこには町も入りますし、その他の関係機関、今は道庁なども一応入っていただけないかということをお願いしているところでございますし、これまでの関わってきたステークホルダーの方たち、また町民のほうにもワークショップなどを開いて、策定に関して意見を求めるという計画でございます。

それを基にグランドデザインをつくり上げるのですけれども、COTANとしては、町のほうでつくる第6期の総合計画に、当然町も入ってつくりますので、反映できる部分も含めて考えていきたいという計画でございますので、グランドデザインそのものも公表する形になりますが、その中身についても総合計画のほうにも反映できるような形で策定していきたいと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

グランドデザインをして、道にも働きかけていくというのですが、本来は、これを道側、国側が主体となってやるべきですよね。そこは民間がグランドデザインをしていくのですけれども、声をかけるのではなくて、これから先は町長にお伺いしたいのですが、そこはやはり国や道が中心になっていただくように強く働きかけていくことが一番大事ではないかと思うのですよね、宇宙構想ですから。北海道シリコンバレーと言っているぐらいだから、道に働きかけるのではなくて、道が主催になってやっていただかないと。町がそこへいろいろな提案しながら、立地条件だとかということをサポートするのはいいのだが、全面的に表でやるというのは、やっぱり道ないし国がやるべきだと思うのですよ。そこは町長、きちんとこれからも働きかけてほしいのと、その辺りを町長にお伺いします。

それと財源として、まち・ひと・しごと創生交付金で、企業版ふるさと納税の現年度分で行うのですけれども、1,999万8,000円ですが、これが万が一超えた場合は、町とし

ては一般財源から出さないという解釈でよろしいのですよね。あくまでも寄附金の中で賄うということで、一般財源から出さないということですね。

この2点について、最後にお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま総務管理費で計上しております宇宙のまちづくり推進事業に伴う宇宙産業集積促進事業補助金、負担金の関係でご質問をいただきました。

今、議員がおっしゃるとおり、この取組については北海道、そして国が主体的となってやっただくということは、私どもも事ある度に申し上げておりますが、現在、ここまで来ている状況も含めて、やはり私どもが主体で進めていくということがまずは必要かなと思っておりますので、私どもがグランドデザインを作成するにあたって、私どものという思いはありませんので、そこは参画していただける北海道、又は参考意見を多分申し上げてくれる国も含めて、そういうトータル的なグランドデザインになっていければなと思っておりますし、これからも北海道、そして国に対して、私どもの航空宇宙の取組に今以上に参画していただけるような働きかけをしていきたいなと思っております。

また、今回、負担金で計上しておりますものについては、特定財源を充当するということがありますが、この事業については、事業費内で収まるとは思っておりますし、これ以外でさらに何か波及するものがあつた場合についても、企業の皆さまからお寄せいただいております企業版ふるさと納税などを財源として、一般財源については入れないという方向で今後とも取り組んでいきたいなと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

16ページの負担金、補助及び交付金ということで、約2,000万円のお金ですが、積算のご説明をいただいたときに、どうかなと思ったのが、グランドデザイン委託制作費というのが1,000万円ぐらいの費用になっていて、そのほか、旅費は人件費、消耗品費という説明の中で積算されているのですけれども、委託費的なもののほかに旅費とか人件費が出てきているというのは、全体の事業で2,000万円なら2,000万円で委託されることについてはそうだなと思いますが、それと横列で旅費や人件費が出てきているというのは違和感を覚えるのですが、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議 長

営企画商工課参事。

○営企画商工課参事

今回の予算につきましては負担金ということで、大樹町航空宇宙産業集積促進事業補助金

というところでのCOTANからの申請に基づいて補正するものになりますので、COTAN側の積算としていただいた資料の中にCOTANだけではできない業務も入っておりますので、外注する委託料ですとかCOTAN自身の人件費の部分とかの積算の積上げが1,999万8,000円ということになっておりますので、そういった数字の形となっております。

以上です。

○議長 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

質疑なしと認めます。

次に、15ページから18ページまで、3款民生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

16ページの18節負担金、補助及び交付金ですが、住民税非課税世帯等に対する臨時給付金ですが、これは、生活保護世帯は含んでいるのでしょうか。

○議長 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

今回の給付金事業は、国のコロナ対策に基づいて実施されるもので、対象者のほうも国のほうで示されているもので実施しております。この給付金は令和3年度に支給を受けた方は対象外となり、生活保護世帯は全員、令和3年度に支給されています。令和4年度に新規に生活保護世帯になった方はいないため、今回、対象者はありません。

以上です。

○議長 長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今の関係で質問させていただきます。

18節負担金、補助及び交付金で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別交付金の関係ですが、住民税非課税世帯等ということとなっております。2,000万円で、1世帯10万円ということであれば200世帯かなと思いますけれども、等ということで見ますと、住民税均等割が非課税の世帯と住民税非課税相当の方も申請によっては対象になる世帯があるという中で、世帯の割合といいますか、それぞれ非課税世帯何世帯を予定されて、残りの相

当の方が何世帯なのかお知らせください。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

今回の対象となりますのは、この事業は令和3年度も実施しておりまして、引き続き行うものとなっております。対象者は、令和3年度に支給を受けた方は対象となりません。令和3年度非課税で、令和4年度も非課税であることがまず一つ条件になっています。令和3年度に10万円の支給を受けた方は、今回の令和4年度の分は対象になりません。令和4年度の方、市町村民税均等割が非課税の方が対象となります。

その他につきましては、家計急変世帯ということで、これまでの収入がなくなって家計が苦しくなったという方を対象としております。その方につきましては、随時申請していただいて、こちらで審査することになります。

人数につきましては、200件ということで見積もっておりますけれども、そのうちの190件が非課税世帯、10件が家計急変世帯ということです。

以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

それで、非課税相当の方を10件予定しているということで、住民税等の関係で把握されているのかどうか。それと、少ない世帯数でありますけれども、この方たちは申請が必要ということですので、そこら辺の周知の方法はどのようにしていくのかお聞きいたします。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、190件の市町村民税均等割非課税の方につきましては、システム改修を行いまして対象者の抽出を行います。ですので、把握できます。残りの10件の家計急変世帯の方につきましては、申請をいただかないと把握できない部分もありますので、対象者を絞っているということは、今はできておりません。

周知につきましては、昨年も行いましたが、広報紙、ホームページ等で周知していくこととなります。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、17ページ、18ページ、4款衛生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、17ページから20ページ、6款農林水産業費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

18ページの農地利用効率化等支援交付金についてなのですが、事業そのものの説明と、事業者について、お知らせいただきたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

この事業につきましては、国庫補助事業で、従前もありましたけれども、融資を主体として生産近代化施設、生産効率を上げるためのものを導入するときに国の補助金が出るというものでございます。補助率につきましては事業費の10分の3、残りは融資が主体で財源措置をするという形になります。

今回の件につきましては、対象事業者は1件でございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

関連して、強い農業づくり事業で、今の634万5,000円なのですが、これまで強い農業担い手づくり総合支援事業補助金というのがあったのですが、事業としてはこれと同じという解釈でいいのか、又は、これは申請して承認を受けたものだから、異なる内容の事業なのか。理解するのに説明を再度お願いしたいと思うのですけれども。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

強い農業づくり事業というのはメニューの一つ、国の補助金の中の一つの制度でございます。その中に、例えば生産効率化を図るとか、それ以外に、担い手を育成するとかといったメニューが細分化されているものでございます。今回につきましては、生産効率化、近代化施設の整備といったものに対するメニューということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、強い農業づくり事業の中にいろいろなメニューがあって、今回は、今まで取り組んできた事業とは若干違って、その中の町としては新たなメニューの新規事業だという理解でよろしいのですね。

○議長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

ご指摘のとおりです。今回のメニューは、令和4年度から新設されたメニューでございます。農地の受け手育成を中心とした組立てとなっております。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、19ページ、20ページ、10款教育費の質疑を受けます。質疑はありませんか。辻本正雄君。

○辻本正雄議員

17節の備品購入費、100万円の図書購入費とあるのですが、これは指定寄附を受けたからここで増えているのですけれども、指定寄附の中で、こういった蔵書を入れてくれといったことなのか。それとも単純に図書費で使っていいということなのかを教えてくださいと思います。

○議長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

寄附者が図書館長時代に力を入れていた児童書、それと美術書、大活字本、この三つを中心に今回購入を検討してございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、19ページ、20ページ、12款公債費の質疑を受けます。質疑はありませんか。
齊藤徹君。

○齊藤徹議員

償還金、利子及び割引料の5億円ですけれども、ぜひ、やれるのであれば本当に繰上償還をやっていただきたいのですが。

それで、公適債の償還ですが、例えば今回の現状、繰上償還することによって最終的にどれくらいの差額が出るのか。償還額というのは多分1回借入れを起こすと25年から30年かかるので、今の段階でいくと、例えば10年後、20年後、30年後と、最終的に5億円やることによってどれだけの差額が生じるのか、これについてまず1点お聞きしたいのですが。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

繰上償還することによるメリットの部分でございますが、現在、起債に関しましては30年償還で借り入れしてございます。一部20年もございますが、5億円償還することによっての財政的なメリットとしては、利息の部分が2,700万円ほど軽減されるという試算はしてございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、やれるうちに償還をお願いしたい。

それともう一つ気になるのは、元金償還額及び交付税措置額の推移ですが、例えば公適債以外の部分と、そのうち臨時財政対策債分とか公適債と合わせた起債償還額の合計ですが、これをやることによって、最終的に5年、10年、15年先というのはどれくらい推移が下がるのかについて、最後をお願いいたします。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

こちらの試算としては、まず役場庁舎の償還が始まるのが令和6年となってございます。その部分でいきますと、全体の起債の償還の部分に関しましては、償還前ですと全体的には7億8,600万円程度の償還が必要でございますが、繰上償還することによって7億6,600万円程度となっております、2,000万円程度が軽減されるという見込みとなっております。それ以降もほぼその金額と同様な形で、2,000万円程度が軽減される見込みとなっております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、19ページ、20ページ、13款諸支出金の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、11ページから14ページまでの歳入の質疑を受けます。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

コミバスの運行につきましては、実証実験を繰り返して、地域の議論を深めて12月1日からスタートする新規の事業であります。使用料が6万円計上されています。令和4年度は、12月からですから4か月間です。条例制定にもありましたが、週3日になると大体月12から13日ぐらいで6万円ですから、4か月で月1万5,000円の収入を見込んでいるのですが、そうすると、月12、3日運行して、大体1日の乗車人員が12、3人になるのですが、そうすると実質結構バスが走っていて、全く人が乗っていないような状況が生まれることも何となく目に浮かぶのですが、実際この計上について、心配だから落としているということがあるかもしれませんが、新規事業の取組にあたって、回数券まで発行して、1日で12、3人しか乗車しないというような計算は、あまりにも少な過ぎないかと思うのですが、その辺の積算根拠はきちんとあるかをお願いします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

コミュニティバス使用料の関係でございますけれども、今回使用料の見込みとしましては6万円を計上させていただきました。今年度の運行期間は12月から3月の4か月で、週3回ということで49日の運行日と見込んでおります。それは、全体でその期間600人が利用すると見込みまして、菅議員おっしゃったように、1日当たり12.2人と積算しているのですが、令和3年度の実証運行におきましても、1日当たり13人の利用ということもありまして、今回予算計上するにあたって、まずは実証運行の1日当たりの人数に対しての積算をいたしまして、今後PRして、どんどん利用が増えて、収入も増えることもあるかもしれませんが、まずは予算上の積算根拠といたしまして計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

実証実験の結果からというのは、理解できないわけではないのですが、新たに自信を持って取り組む事業として、町中を走らせて、収入予算の計上に大風呂敷を広げれば良いというものではないと思いますが、どうも何となくこれでバスが走るのかなという状況にあります。

実証実験の人数の12、3人をベースにしてスタートするとすれば、やむなしと思いますけれども、ぜひ事前のPRをもっと大々的にやって、条例の説明の中には、満杯になって乗れないときにはこうしますよというのがあって、予算計上するときにはがらがらなのに予算計上であれば、考え方が違うのではないですかということもありますので、その辺は事前の取組を十分して、やってよかったとなるような対応をぜひお願いしたいと思います。その辺の考え方をもう一回聞かせてください。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほどの提案議案で、コミュニティバスの走行に関する条例はお認めいただいたところで。条例で定める内容については、先ほどご審議をいただきました。

今回、一般会計の補正予算の中で、コミュニティバスの使用料について6万円を計上させていただいております。ここで私が言うのもどうかと思うのですが、予算というのは、歳入はかなり厳密に見るべきだと思っております。この金額の大小がこの事業に対する町の思いでは決してございませんので、走らせる以上は1人でも多くの方に乗っていただきたいというのが本音ですし、そういうことに努めていきたいとは思いますが、6万円というのは、過去の実績も踏まえて現在把握できる収入の規模としてはこのぐらいであろうということで計上させていただいておりますので、さらに多くの皆さまが乗っていただけるような意気込みを持ってコミュニティバスは走らせていきたいなと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最後に意見も含めて、町長の気持ちは分かりました。

先ほど言いましたように予算は大風呂敷を広げれば良いというものではないのですけれども、これから行政区長会議とか各老人クラブとか、いろいろなところに12月からコミバスがスタートしますと、ぜひ利用してくださいとみんなで宣伝をしながらいくのに、1日の乗車は12、3人しか見込んでいないというに乗らないと同じではないですか。その辺は伏せても、実際には盛況な状況になるような形で新規事業が進むと、僕はそうあるべきだと思っております。ですから、その辺を6万円の逆算の1日の人数ではなくて、それがもっと倍にも3倍にもなるような形で事前の取組をしての事業の進めをしていただきたいと思います。

ことをぜひ受け止めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

答弁はいいですね。

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

コミュニティバスの運行事業で、国庫支出金ということで72万7,000円ということ、4ページの全体の表なのですが、これは経常的に運行費に対して、これからも来年も再来年も国庫支出金ということは期待できるのですか、今回動き始めるので国庫補助金なのでしょうか。そのことについてお伺いいたします。

○菅敏範議員

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

コミュニティバス運行に係る特定財源の部分の72万7,000円でございますけれども、この部分につきましては今回走らせます役場公用車のワゴン車の改修費用で、手すりですとか大型ステップを取りつけるという部分で臨時交付金を財源とするものでありまして、今回限りということでございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

歳入歳出になるのですが、今回の特定財源の中で、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金ですけれども、令和4年度の交付限度額は、当初予算、追加予算、それと燃油高騰・物価高騰合わせて約1億5,700万円と記憶しているのですが。

今回の当初予算、6月も補正していますし、今回も補正しているのですが、ざっくり8,000万円ちょっとになるのかと。今の段階でどのくらいの支出になって、最終的にあとどれくらい残っているのか。残った使い道は多分これから、この後の定例会後に補正等が上げられると思うのですが、今の段階で何か考えがあるのかについてお聞きしたいのですが。

○菅敏範議員

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の大樹町への配分額でございますけれども、トータルとしましては現在配分されている分が1億5,697万4,000円という額になっております。今年度、事業に充当した分としましては、今回の補正にも計上させていただいた分も含めると8,426万1,000円という金額になります。

て、差引き残額としましては7,271万3,000円という額が現在残るということになっております。

今後の使い道としましては、これからいろいろと町長協議等含めて事業内容を検討していくわけなのですが、物価高騰ですとか原油高騰対策等に利用していくことも想定しているというところがございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、今後の使い道ですが、本来であれば、特別委員会の中で発言すればいいのですが、私もその場で発言を与えられればいいのですけれども、今のところ分かりませんので、この場を借りて町長ないし教育長に今後の使い道についてお伺いします。

1点目、今後の使い道について、昨年もそうですが、季節労働者に対しての労働支援をやっていきますよね。雑木のそういう事業をやっているのですけれども、今ちょうど漁業はサケが始まりまして、このままうまく行けばいいのですけれども、例えば船主はいいのですが、俗に言う乗り子たちも季節労働と似たような、幅広く解釈すれば同じだと思うのですよ。そういうことを考えると、今後そういったことで、冬の間で乗り子の手が空いた場合は、漁組との協議もあるのですが、そういった方も入れて、少しでも物価高騰の生活費の足しになればということも、町長としても漁業支援の一つの働きとして事業の中に組み入れてもいいのではないかと思うのですが、これについてまず1点お願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、補正予算の中で、現在事業化ができるだろうということについての予算計上をさせていただいたところですが、一方、まだ中身が具体的に煮詰まっていなくて、今回提案できないものが何点かあります。実はその中には、昨年も実施しました冬期間のコロナ対策の関係での雇用創出事業も予定しているところですが、

一方で、今議員がご指摘のとおり、漁業に関係する従事する皆さまがコロナの関係もあって大変ご苦労されているということでもあります。そういう部分で、そういう方に対する漁業対策としてのコロナウイルス交付金の活用についても検討していかなければならないかなと思っております。ただ、今、大宗漁業であります秋サケがまさに始まったところでもありますので、その動向も見ながらどういう形でコロナウイルスの交付金の事業として形づくられるかというところは、関係者とも協議しながら進めていければかなと思っておりますし、何らかのコロナウイルス感染症の影響が見られると、又は燃料高騰とかの影響もあると思えますけれども、そういう部分で対策が必要なものについては、またみんなで知恵を出し合いながら検討していかなければならないかなと思えます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の大宗漁業も、今のところは順調なのですね。でも、これから分からないと思うのですよ。場合によっては、本当に乗り子というか従業員は、夏場は農家で働いているのですよね。そういったことを考えると、先ほど言いましたが、相手の事業者もいるので、その辺はよくご相談しながら、必要であればそういった解釈を広げて、やってみたいという希望者がいるのであれば、そういうことも考えていただきたいと思います。

最後に、教育委員会にお伺いします。

暑さ対策ですが、十勝管内の4市町村の学校内の各教室にエアコンを設置しているのですが、当初の規定は、外気の空気を入れないと該当ないということでなかなかエアコンが認められなかったのですね。でも、今は幅広くなってエアコンが設置できるのですが、そういったことの今後考えがないのか。

ただ、私として疑問になるのは、現在、例えば大樹小学校は扇風機、空気清浄機とかいろいろ回してしまうと、パソコンを使うと電源が契約範囲を超えて、そういったことをやっていると相当な金額が出るのですよね。そうすると金額もあるのですが、例えば家庭でよく使われている遮熱・遮光カーテンということも一つの工夫ではないかと思うのですよ。今後そういうこともコロナ資金の中でうまく活用できるのであれば、そういうことを入れながら、今後の子ども達のため、環境のためにね。

今は保育所も、今の若い人は住宅などもエアコンはつきものです。庁舎も空調が整っているのですね。そういったことで小中学校の空調管理も、エアコンが無理であれば、最低でも遮熱・遮光カーテンというのがありますので、そういうことを今後考えていただきたいのです。これについて、教育長にお伺いしたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまご質問の中にございました小中学校における暑さ対策に関してでございます。

冒頭にございましたエアコンの設置についてでございますが、議員からお話があったとおり、エアコンをつけるという以前に電源供給のシステムを変えていかなければならないとしますと、業者のほうにお聞きしたところ、概算でございますが、1億円近くの金額がかかる聞いてございまして、これは相当の予算の検討を重ねなければならないので、早急な対応としては、やはり不可能だと考えているところであります。

できることとして何があるのかというところでございますが、今議員からもございまして、他町村で遮熱カーテンというのがあるそうでございまして、熱をなるべく通さないものがあると聞いておりますので、その効果でありますとか、あるいは全教室につけた場合にどのぐらいの金額がかかるかというのを担当内部のほうで検討してございまして、暑い気候変

動の中でございますので、なるべく快適な学習環境の整備といった意味で、もう少し検討させていただきます。コロナ対策交付金等の中で対応ができるものがあれば積極的にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時25分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3ページ、債務負担行為補正についての質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出全般について、質疑漏れがあればお受けいたします。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第63号の件の討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第63号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第64号

○議 長

日程第19 議案第64号令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第64号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ127万4,000円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第64号令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ127万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,827万4,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出のほうをお開き願います。

歳出。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目一般被保険者療養費、補正額100万円の増。一般被保険者の療養費の増加に伴い、増額補正をお願いするものです。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目保険給付費等交付金償還金、補正額27万4,000円の増。保険給付費等の交付金につきましては、道から交付された概算額から令和3年度の町の実績額が確定したため、国民健康保険給付費等交付金ガイドラインに従い、今年度の令和4年度に差額分を道に返還するものです。

次に、歳入について説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開き願います。歳入。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額17万5,000円の増。

6款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金、補正額109万9,000円の増。

次に、5ページの総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額6億7,700万円、補正額、2款保険給付費、7款諸支出金で合計127万4,000円の増。補正後の歳出合計で6億7,827万4,000円。

次に、4ページの歳入ですが、歳入合計、補正前の額6億7,700万円、補正額、3款道支出金、6款繰越金で、合計127万4,000円の増。補正後の歳入合計で6億7,827万4,000円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第64号の件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第64号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第65号

○議 長

日程第20 議案第65号令和4年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第65号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ3,755万9,000円の追加であります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第65号令和4年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,755万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億4,501万2,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額1,277万円の増。令和3年度の介護給付費が確定し、剰余金が生じたので、翌年度以降の給付費に備えて、全額基金へ積み立てるものです。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額1,538万7,000円の増。令和3年度介護給付費、地域支援事業費及び低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、それぞれ交付されていた負担金等を返還するものです。

同じく5款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金、補正額940万2,000円の増。令和3年度介護給付費の確定に伴い、大樹町の負担率に応じて負担金を返還するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

3款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額4万4,000円の増。令和3年度の介護給付費の確定に伴い、追加交付を受けるものです。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額39万円の増。2目地域支援事業支援交付金、補正額119万4,000円の増。3款道支出金と同様に令和3年度の介護給付費の確定に伴い、追加交付を受けるものです。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額14万7,000円の増。

8款繰越金、1項1目ともに繰越金、補正額3,578万4,000円の増。

次に、総括の歳出をご説明いたしますので、5ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額7億745万3,000円、補正額、4款基金積立金から5款諸支出金まで3,755万9,000円の増、補正後の歳出合計7億4,501万2,000円となるものです。

次に、4ページ、歳入です。

歳入合計、補正前の額7億745万3,000円、補正額、3款道支出金から8款繰越金まで3,755万9,000円の増、補正後の歳入合計7億4,501万2,000円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第65号の件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第65号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第66号

○議 長

日程第21 議案第66号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第66号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ127万9,000円の追加であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長から説明

いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

議案第66号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ127万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億9,937万7,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

1款1項ともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額23万6,000円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業により、抗原定性検査キットの購入費用を10節需用費消耗品費に予算の計上をお願いするものでございます。

次に、2款1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額104万3,000円の増。こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業により、抗原定性検査キットの購入費用を10節需用費、消耗品費に勤怠管理システム導入業務として、介護係職員の勤務表を作成するためのシステム導入費用を12節委託料に予算の計上をお願いするものです。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額127万9,000円の増。

次に、総括。5ページの歳出をお開きください。

歳出。

歳出合計、補正前の額3億9,809万8,000円、1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費で、補正額127万9,000円の増、補正後の計3億9,937万7,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入。

3款繰入金、歳入合計、補正前の額3億9,809万8,000円、補正額127万9,000円の増、補正後の計3億9,937万7,000円となるものです。

以上で、説明を終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第66号の件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

歳出の2款、12節の委託料、勤怠管理システム導入業務は委託料なのですが、どのようなシステムの内容で、委託という形がどういう流れになるのか、詳しく教えていただければと思います。

○議長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

勤怠管理システムの導入費用でございますが、まずは導入の目的ですけれども、老人ホーム内で感染者が発生するなどして少ない人員で業務を継続する場合、その状況に応じた人員配置を短時間かつ効率的に行う必要があるため、勤怠管理システムにより勤務表の自動作成を行うことで業務の効率化を図りたいという目的となっております。

勤怠管理システムというのは、一般的に職員の出退勤の時間を正確に記録し、残業時間、休暇、欠勤などの申請や管理ができるシステムをいうものです。今回導入しようとするシステムは、勤務表を自動作成するためのシステムで、職員の出退勤の記録はこれまでどおりタイムレコーダーで行うものとしております。

中身なのですが、勤務表の作成システム、標準パッケージを現在職場で使用しているパソコンのほうにインストールする標準パッケージの料金、それからインストールの設定料、それから操作の研修費の費用を委託料として見込んでいるものでございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第66号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 6 7 号

○議 長

日程第 2 2 議案第 6 7 号令和 4 年度大樹町水道事業会計補正予算(第 1 号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 6 7 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和 4 年度大樹町水道事業会計補正予算(第 1 号)をお願いするもので、第 2 条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を 4, 1 5 7 万 2, 0 0 0 円に改め、収入、支出を 4 5 1 万 7, 0 0 0 円それぞれ追加、第 3 条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を 3 億 9 7 6 万 3, 0 0 0 円に改め、収入、支出を 1, 9 1 0 万円それぞれ追加し、第 4 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第 6 7 号令和 4 年度大樹町水道事業会計補正予算(第 1 号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第 1 条、令和 4 年度大樹町水道事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 4 年度大樹町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条本文括弧書き中「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額 3, 7 0 5 万 5, 0 0 0 円は、過年度分損益留保資金 3, 7 0 5 万 5, 0 0 0 円で補てんするものとする。」を「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額 4, 1 5 7 万 2, 0 0 0 円は、過年度分損益勘定留保資金 4, 1 5 7 万 2, 0 0 0 円で補てんするものとする。」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきましては、第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用、既決予定額から補正予定額 4 5 1 万 7, 0 0 0 円増額するものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,066万3,000円は、過年度分損益留保資金2億9,066万3,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億976万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億976万3,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費、既決予定額から補正予定額1,910万円増額するものでございます。

次ページをお開きください。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように定める。

ここでは、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費について、既決予定額から補正予定額437万4,000円を増額し、2,911万7,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部でございます。

1款水道事業費、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正予算額14万3,000円の増。3目総係費、補正予算額437万4,000円の増。

ここでは、消耗品費と職員給料の補正をお願いするものでございます。消耗品費は、水道メーター更新に必要な管理プレートの不足が見込まれることからその購入予算について、また職員給料につきましては、人事異動に伴い給料、手当等の人件費の不足が見込まれることから増額の補正をお願いするものです。

続いて、収入について説明いたします。7ページ、8ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部でございます。

損益勘定留保資金、補正予算額451万7,000円の増、収益的収入額が収益的支出額に不足するため、その補填財源といたしまして損益勘定留保資金の増額をお願いするものでございます。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出の部でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費とも、補正予算額1,910万円の増。ここでは、負担金の増額をお願いするものでございます。大樹第3地区道営農地整備事業において、資材労務費の上昇による事業費増となったこと、またその増に伴い、北海道土地改良事業団体連合会負担金についてもそれぞれ増額となる通知が北海道よりあったことから、増額補正をお願いするものでございます。

続いて、収入について説明いたします。11ページ、12ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金、補正予算額1,910万円の増をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第67号の件についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

10ページの消耗品費14万3,000円ですが、説明の中では管理プレートの不足分ということですが、当初の定期更新からいくと多分増えなくてもいいのですが、増えたということは給水戸数が増えて新たに水道メーターを設置したという解釈でいいのか。そうであれば戸数が当初の予定よりどれくらい増えたのか、それについて知りたいのですが。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

今回補正いたします水道メーターの管理プレートでございます。

現在の在庫状況を併せてご説明させていただきますと、現在10枚ほどとなっております。また、昨今の新築住宅、大樹町でかなえるマイホーム支援事業での申込みの増加並びに民間賃貸住宅での増設、また民間の乳製品会社のほうの賃貸住宅の増築に伴いまして不足が見込まれるものですから、増額をお願いをするものでございます。

おおよその件数といたしましては、新築住宅で概ね毎年20件ほどございます。また、民間賃貸住宅のほうにつきましては、近年では15戸から20戸程度ございますけれども、今年度動いております状況を把握しますと、60戸程度増加している傾向でございますので補正予算をお願いするものとなっております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

新築で20戸、民間で今年度は60戸。今の段階で、給水戸数というのは最終的にどれくらいの数字で押さえているのか、お願いします。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

手元にある資料でご説明させていただきます。現在、令和3年度末といたしまして2,770戸の給水戸数となっております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第67号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第68号

○議 長

日程第23 議案第68号令和4年度大樹町下水道事業会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第68号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町下水道事業会計補正予算(第1号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入支出を89万9,000円それぞれ追加。第3条の資本的収入では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、補填する財源のうちの当年度利益剰余金処分額を1億1,320万8,000円に改め、収入を73万9,000円追加。第4条では他会計からの補助金を、第5条では利益剰余金の処分する額をそれぞれ改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第68号令和4年度大樹町下水道事業会計補正予算(第1号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和4年度大樹町下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度大樹町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきましては、収入において、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益ともに、既決予定額から補正予算額89万9,000円の増額を、支出において、第1款下水道事業費用、第4項特別損出、補正予算額163万8,000円増額するものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,810万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額627万9,000円、過年度分損益勘定留保資金462万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金474万9,000円、繰越利益剰余金処分量849万9,000円及び当年度分利益剰余金処分量1億1,394万7,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,736万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額627万9,000円、過年度分損益勘定留保資金462万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金474万9,000円、繰越利益剰余金処分量849万9,000円及び当年度分利益剰余金処分量1億1,320万8,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお開きください。

その予定額につきましては、第1款資本的収入、第2項繰入金とも、既決予定額から補正予算額73万9,000円増額するものでございます。

第4条、予算第8条本文中「2億630万7,000円」を「2億794万5,000円」に改める。この条文では、一般会計からの補助金を163万8,000円増額するものでございます。

第5条、予算第9条本文「1億1,394万7,000円」を「1億1,320万8,000円」に、「1億2,244万6,000円」を「1億2,170万7,000円」に改める。この条文では、当年度分利益剰余金の処分量と資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填について、それぞれ73万9,000円減額するものでございます。

内容につきましては、事項別明細で説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部でございます。

1款下水道事業費用、4項特別損失、1目その他特別損失、補正予算額163万8,000円の増。ここでは、消費税修正申告において返納を受けた令和元年度と令和2年度の消費税について、税務署より修正指示のあった163万8,000円について増額の補正をお願いするものでございます。

修正の内容につきましては、企業債償元金に充てる一般会計からの繰越金の収入において、繰越借入年度に応じた消費税率を適用しますが、その消費税率の区分に誤りがあり修正するものでございます。具体的には、令和4年度から令和18年度の償還金に充てる繰越金に係る消費税3%が5%になるものです。内訳につきましては、返納消費税といたしまして160万円、滞納税といたしまして返納額の約2.4%になります3万8,000円でございます。

続いて、収入について説明いたしますので、7ページ、8ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部でございます。

1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目一般会計補助金、補正予算額89万9,000円の増でございます。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

資本的収入の収入の部でございます。

1款資本的収入、2項繰入金、1目繰入金とも、補正予算額73万9,000円の増。消費税返還に伴い、一般会計からの繰入金の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第68号の件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

10ページの特別損出ですけれども、163万8,000円の消費税修正申告に伴う返納と延滞税ですが、できれば令和元年度分と令和2年度分の詳細が分かればお願いしたいのですが。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

ご質問にありました消費税について、令和元年、令和2年についての金額をご説明いたします。

まず、令和元年度におきましては、返納額といたしまして57万5,000円、滞納税額といたしまして1万4,300円となります。また、令和2年度におきましては、返納額といたしまして102万5,000円、滞納税額といたしまして2万3,700円となっております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第68号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第24 議案第69号

○議 長

日程第24 議案第69号財産の無償譲渡についての件を議題といたします。

寺嶋誠一君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

(寺嶋議員 退場)

○議 長

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第69号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の無償譲渡をお願いするものであります。無償譲渡しようとする財産は、晩成福祉会館敷地として昭和53年に寺嶋利雄氏よりご寄附いただいた土地

の一部で、令和２年度に会館の新築により福社会館は取り壊し、現在は更地となっております。行政区からは寄附者相続人に譲渡するよう申し入れがあり、寄附者相続人と譲渡に向けて協議を進めてまいりました。

本町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、寄附後２０年以内であれば寄附者に対し無償譲渡することができますが、今回は２０年を経過しているため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決により無償で譲渡しようとするものであります。

それでは、議案を一部朗読させていただきます。

議案第６９号財産の無償譲渡について。

地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

- １、財産の概要、種類、土地。所在、大樹町字晩成２０９番１１。地目、宅地。地積１，１９３．３４平方メートル。
- ２、無償譲渡の相手方、大樹町字晩成２０９番１０、寺嶋誠一氏。
- ３、無償譲渡の理由は、説明のとおりです。

なお、議案下段に法律の関係条文を抜粋で掲載するとともに、次のページに図面を添付しておりますので、内容をご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第６９号の件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第６９号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時29分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第25 認定第1号から日程第32 認定第8号

○議 長

日程第25 認定第1号令和3年度大樹町一般会計決算認定についてから日程第32 認定第8号令和3年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました認定第1号から認定第8号まで、一括上程されました事件について提案理由のご説明を申し上げます。

認定第1号は、令和3年度大樹町一般会計の決算認定であります。

認定第2号から認定第5号までは特別会計で、認定第2号は令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、認定第3号は令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計、認定第4号は令和3年度大樹町介護保険特別会計、認定第5号は令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計の決算認定。

認定第6号から認定第8号は公営企業会計で、認定第6号は令和3年度大樹町水道事業会計、認定第7号は令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計、認定第8号は令和3年度大樹町下水道事業会計の決算認定であります。

先に会計管理者から決算書の提出がありましたので、水道事業、病院事業及び下水道事業については6月6日に、一般会計と4特別会計については7月11日に、それぞれ審査をお願いすべく監査委員に提出をいたしました。

監査委員におかれましては、6月6日から8月5日まで延べ39日間にわたり内容の審査をいただき、お配りしている審査意見書の提出をいただきましたので、今回これら8会計の決算認定をお願いするものであります。

提出させていただきました決算について、ご審議の上認定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明が終わりました。

◎日程第33 監査委員審査意見書

○議長

日程第33 監査委員審査意見書についての件を議題といたします。

令和3年度大樹町一般会計並びに7特別会計の決算について、議会運営基準第60条の規定により、監査意見の報告を求めます。

澤尾代表監査委員。

○澤尾代表監査委員

それでは、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和3年度大樹町一般会計ほか4特別会計決算に関する審査結果について、意見書の朗読によりご説明申し上げます。

令和3年度大樹町一般会計ほか各会計決算審査意見書。

1、審査の対象ですが、令和3年度大樹町一般会計歳入歳出決算書、同じく令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算書、令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、令和3年度大樹町介護保険特別会計歳入歳出決算書、令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書であります。

2、地方自治法第233条第2項の規定に基づく、令和3年度一般会計ほか各特別会計決算書の提出を受けた年月日ですが、令和4年7月11日付であります。

3、審査の期間は、令和4年7月11日から8月5日までのうち、述べ24日間であります。

4、審査の概要であります。令和3年度大樹町一般会計ほか各特別会計の決算審査にあたっては、大樹町監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づき、提出されました歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書について、計数に誤りはないか、予算の執行において関係法令に従い適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに住民福祉の増進という町行政の本旨に沿った執行が行われているかなどについて審査を実施しました。

5、審査の結果であります。審査に付されました一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、所定の期間内に出納閉鎖がなされ、現金、預金高、有価証券などの確認と、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類等と照合精査した結果、計数に誤りはなく正確であり、かつ関係法令にも適合しており、予算の執行も概ね適切に行われたものと認めるものであります。

なお、各会計の決算内容につきましては、審査意見書にまとめさせていただきましたので、後ほどお目通しいただきたく、朗読は省略させていただきます。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和3

年度大樹町水道事業会計並びに大樹町立国民健康保険病院事業会計及び大樹町下水道事業会計決算に関する決算書ほかの審査結果につきまして、先ほど同様、意見書の朗読をもって報告させていただきます。

令和3年度大樹町水道事業会計、大樹町立国民健康保険病院事業会計、大樹町下水道事業会計決算審査意見書。

第1、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく令和3年度の各事業会計決算書の提出を受けた年月日ではありますが、大樹町水道事業会計歳入歳出決算書、大樹町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算書、大樹町下水道事業会計歳入歳出決算書、いずれも令和4年6月6日付であります。

第2、審査の実施年月日でありますけれども、令和4年6月6日から6月24日までのうち、述べ15日間であります。

なお、物品管理業務監査（棚卸監査）は、令和4年3月31日に実施しております。

第3、審査の概要であります。各事業会計の決算審査にあたっては、提出されました決算書、財務諸表（事業損益計算書、事業剰余金計算書、欠損金処理計算書及び事業貸借対照書）、事業報告書、財務諸表附属書類及び会計諸帳簿、会計伝票、証拠書類、諸契約書などを照合審査するとともに、例月出納検査の現金、預金高との関連をはじめ、計数に誤りはないか、地方公営企業法第3条の経営の基本原則に基づいて執行されているかなどに主眼を置き、審査いたしました。

第4、審査の結果でありますけれども、審査に付されました各事業会計の決算は、いずれも定められた期間内に納入閉鎖がなされており、所定の様式に従い整理されております。

会計事務における計数は正確であり、かつ予算の執行も概ね適正であると認めたものであります。

以下、各事業会計に関する経営の概況、事業の状況、経営成績、未収金の状況などにつきましては、意見書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただきたく、以上をもちまして、審査意見の報告とさせていただきます。

○議 長

これをもって、審査意見書の報告を終了いたします。

◎日程第34 決算審査特別委員会設置・付託

○議 長

日程第34 決算審査特別委員会設置・付託についての件を議題といたします。

お諮りします。

ただいま、一括議題となりました認定第1号から認定第8号までの8件の審査については、議長と議会選出監査委員を除く10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

なお、必要に応じて委員会に地方自治法第98条に定める検査・検閲権等の請求権を付与

することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8件は、決算審査特別委員会に付託の上審査することに決しました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

大樹町議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日7日は休会としたいと思います。

また、ただいま設置されました決算審査特別委員会において、令和3年度大樹町一般会計並びに7特別会計の決算審査を行うため、9月12日から15日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日9月7日、1日間並びに9月12日から15日までの4日間を休会とすることに決しました。

なお、先ほど設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が互選されておられませんので、議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において、本日の会議終了後、本議場において決算審査特別委員会を開催するよう指定いたします。

◎散会の宣告

○議 長

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時44分

令和4年第3回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月8日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 行政報告
- 第 3 一般質問

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	水 津 孝 一
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧 田 護

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長	井 上 博 樹

学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

梅 津 雄 二
松 久 琢 磨

<農業委員会>

農業委員会長
農業委員会事務局長

穀 内 正 喜
瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長
主 事

佐 藤 弘 康
奥 野 美 咲

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

町側から、保健福祉課清原課長が欠席の申出がありました。これを許可することに決定いたしました。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

10番 志 民 和 義 君

11番 齊 藤 徹 君

1番 寺 嶋 誠 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 行政報告

○議長

日程第2 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

行政報告の前に安田議長からお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げたいと思います。

昨日行いました射場の着工式関連行事につきましては、鈴木直道北海道知事をはじめ、道内外から大変多くの皆さまにご出席をいただき、無事終了することができました。これもひとえに議長はじめ、議会議員各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

それでは今議会、開会日以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の公立高等学校配置計画についてであります。既に報道等によりご承知のことと思いますが、一昨日9月6日、北海道教育委員会から令和5年度から7年度の公立高等学校配置計画が発表されたところであります。

発表の中には大樹高等学校が令和6年度からの普通科の地域社会科への転換と併せて、令和5年度の募集間口が現行の2間口から1間口に変更となること含まれる結果となり

ました。今年度私達の思いが伝わり、2間口復活を果たした翌年度に、再び1間口になったことは大変遺憾であります。一方で、地域社会学科への転換は高校の存続や間口の再拡大につながる機会と捉えて、大樹高等学校の魅力向上を図るため関係機関と連携を図りながら引き続き支援をしてまいりたいと考えています。

併せて、南十勝の高等教育の学び舎として大樹高等学校の存続が不可欠であることをこれからも北海道教育委員会に対し、継続して働きかけてまいります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただいま令和5年度から大樹高校の募集人員が1間口に削減されることになったとの報告がありましたが、本定例会開会日の6日の行政報告では町の有力者が道教委に2間口維持の要請をした旨の報告がありました。その直後でありますから、私達も寝耳に水の話で大変驚いているところではあります。

そこで経過と今後の対応について伺いたいと思います。

一つは、8月の要請行動で道教委に行った時点においては、今回発表されたような間口減の話の内容の中でそういうニュアンスが全くなかったのかどうか。本当にその時点ではお受けしますというような話で、1か月も経たないうちにこういう事態になったのかどうかをお聞きしたいと思います。

二つ目に、今後のことなのでありますが、中学校3年生については進路希望を取りまとめる時期も近づいている中で、地域ぐるみの取組の進め方について、近々ではありますが現時点ではどのように考えているのか。また具体的な行動展開はいつ頃から取組を進めるのか、この2点についてまずお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

本定例会の冒頭の行政報告で8月に要請行動を行ったという報告はさせていただいたところです。その中で、道教委、特に倉本教育長からは、普通科の変換の部分について大きな期待を寄せていただきました。日頃から大樹高校に関して大樹町又は関係者が取り組んでいる内容については評価をいただいておりますので、「今後もしっかり高校、頑張ってください」というお話もいただいたところです。

ただ、要請の際に、間口の話在具体で、その場で教育長か、又は道教委のほうからお話をいただけるということは過去もございませんでした。あくまでも私どもの思いを要請という形でお伝えするという場がありますので、毎回その場で分かりました間口増ですというようなことはないということについては、ご理解いただきたいと思います。

今回9月6日に北海道教育委員会の見解が示されましたので、これから日程を調整させていただきますが、活性化協議会を早い段階で開催し、今回の結果も含めて、今後私どもがどういう対応をしていくかというところを、活性化協議会を通じて関係の皆さまとともに協議した中で、速やかに行動に移っていきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、町長から経過についてありましたし、日程については活性化推進協会を早期に開催すると表明がございました。早期は分かるのですが、先ほど私が言いました3年生の進路の取りまとめについては、例年の話ですがもういくばくの期間もないと理解しています。

教育長に伺いますけれども、現中学校3年生の進路希望の把握、最終的にまとめる時期のターニングポイントになる分はどこだと理解しておけばよろしいですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

進路希望調査の今後のスケジュールについてでございますが、中学校に確認したところ、11月20日あたりから三者面談を行い、12月上旬には進路の決定を行いたいといったスケジュール感で動いているようでございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

教育長に伺いたいのですが、実は以前にも一般質問で大樹高校の2間口の存続の取組として、私は部活動の話をしていただきました。その時に、管内におけるほかの高校、具体的には足寄高校の野球部の例を出して申し上げた経過もあります。現在も足寄高校の野球部につきましては、郡部で最も多い30人以上の部員を抱えて、何年か前はなくなる危機があったのですが、今は例えば大会に出るために背番号をもらえない部員もいるような、25名の中には入れないような状況になっている実態もございます。

そこで高校の部活動について、大樹高校はその時点でいろいろな文化部、スポーツ部があったのを一定程度整理して廃部、休部にしてしまったのですが、それをしてしまったものは仕方がないとしても、休部、廃部の取組について、例えば生徒確保のために休部している部を復活させる、そして廃部の部を復活させるという取組を町ぐるみですとすれば、そこにはどんな条件があるのか、ネックがあるのか、その辺把握していましたら教えてくださいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

高校の部活動の件につきましてのご質問ですが、ご指摘のとおり現中学校3年生が昨年行いましたアンケート等を見ますと、やはり高校に期待するものとして部活動、それから進路のこと、さらには行事を含めた日常の高校生活のことの3点が大変大きなウエイトを占めているという結果が出てございます。したがって、高校のほうに子ども達の進路を向ける取組としては、部活動の充実ということは避けることのできないものだと思っております。

しかしながら休部又は廃部になったものが多いというのは、過去の経過の中でそういった状況にあることは理解しているところでございます。その部分についてでございますが、教職員数、また今働き方改革というのが盛んに言われているところであります。内部のほうではそういった部分を調整しながらできる部活動を精査していると聞いてございますが、冒頭申し上げましたとおり、中学校3年生の偽らざる気持ちとしては、当たり前な高校生活ということで部活動のウエイトは大変大きいものだと思いますので、今後、大樹高校だけではできないような部活動というのも物理的にあろうかと思っておりますので、町教委としましても、どういった支援をしていくことによって子ども達のニーズに応えられる部活動の存続等に支援しているかどうか検討してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

一定の考え方をお聞きしましたけれども、部活動の取組につきましては教職員の人数だけでは収まらない問題があつて、ある程度町ぐるみの英断が必要ではないかと思われまので、今後の取組としてそのこともぜひ考え方の柱に据えて取り組んでいただきたいと思っておりますので、そこはぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

令和5年から1間口になったということで非常に残念なことなのですが、今後1間口が継続されていくのか、それとも廃校ということにもつながっていくのか、その辺まず1点、分かる範囲でお知らせしていただきたい。

それから現在2間口の人員の教職員が配置されているわけなのですが、これが1間口になるとどのくらいの人員が減るのか。それによっては大樹町内の人口が減ることにつながっていくわけなのですが、その辺分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

辻本議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず1間口がずっと経過した後どうなっていくのかということでございました。道教委のほうから1間口に令和5年度から7年度にかけてということで、結果の報告をいただいた折に、令和6年度の話聞いたところ、令和6年度については普通科新学科を設置するというので、今までと異なる生徒の希望の動きが出てくる可能性はあるので、令和6年度については別途また町等とも丁寧に協議をしながら決定してまいりたいという答えをいただいているところでございます。

1間口が経過した場合ということでございますが、あくまでも可能性でございますが、1間口というのは、道教委では再編計画の指定の範囲になっていると考えております。したがって、1年生で入ってきます入学生の数であるとか、その数の経過の状況だとかといったことが総合的に判断される場合についてはそういった可能性もあろうかと思いますが、今のところ令和6年度については、先ほど申し上げました道教委としてはそのような状況で踏まえているということでございます。

また2間口から1間口になったときの教職員の人員の増減についてでございますが、大樹高校、昨年度の今ぐらいの時期は2間口でございましたが、定員割れがしたということで今年度のスタートは1間口になってございます。したがって、今年度1口の数が決定されましたが、教職員の数に増減はないと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今の教育長の答弁の中で、令和6年の地域社会学科、新たな学科を設置して人数が増えればまた2間口の復活もあり得るということでお話を聞いたわけですが、ぜひとも、今後新たな学科の成功をするためには、町としても相当しっかりしたバックアップをしなければいけないと思っています。

先ほど同僚議員の質問の中に町長もお話があったかと思いますが、大樹高校存置に向けて様々な支援をしているわけですが、それをするために、今までの高等学校活性化推進協議会に、またさらに新たなそういった2間口にするために町として推進していく協議会が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

冒頭行政報告の中でも申し上げましたが、間口が減るということは本当に残念だと、遺憾だと思っておりますが、今回2024年度から普通科の地域社会学科に転換していくということは、私どもにとっては高校の在り方に対する地域の関わり方を大きく広げられる

チャンスだなどとも思っておりますので、今後大樹高校がこの大樹にあるというメリットを生かして、地域を学ぶカリキュラムを盛り込んでいきたいなど思っておりますし、主体的なものは宇宙かもしれませんが、それ以外にも地域を学ぶいろいろな関わりを持っていきたいなど思っておりますし、町もまた活性化協議会も、町内のいろいろな機関も含めて、これから大きく関わっていきたいなど思っております。

その中で大樹高校が進路を検討している生徒からも、行きたい、学びたい、行ってみたいと思われるような学校にしていくことが存続に向けての大きな方向性になっていくのかなど思っておりますので、これから多くの皆さまとともに知恵と汗をかい進めていき、多くの子ども達から選ばれるような特色ある学校づくりを地域挙げて取り組んでいければなど思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今町長から前向きな2間口に向けての意気込みを感じたところでございますけれども、先ほどの質問にもありましたが、前向きな話の中でこういう質問をするのは恐縮なのですが、例えば廃校について、道教委で基準的なものがあるのか。先ほど教育長から令和6年度という一つの目安が示されましたけれども、明確な基準がないのであれば、廃校に至る境目といたしますか、そういうことについて何か決め事があるのか、1間口で何年経過したらもう廃校とかということがあるのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

高校の再編の基準等についてでございますが、道教委に確認したところでは、統廃合、高校の再編についてであります入学者数が20名を下回るものが何年か経過したときについては統廃合の再編の対象となっていくと聞いております。具体的に何年とかという明確なものはないようでございます。

また道教委は、先ほど申し上げましたが、基本的に2間口以下の高校につきましては再編整理の対象としているというのを大前提とした基準で考えているようでございます。また公式な見解ではございませんけれども、定員定数の半数であります20名を一つの目処としているということは伝え聞いているところでございます。

私どもが把握しているのは、以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

1点だけ確認させてください。

今回思いがけない早い段階で報告されたのですが、毎年管内9月に地域別懇談会を開催して、それを受けて大体9月末に決定報告されるのですが、今回はもう9月早々に発表されたのですが。ということは、この後の地域別懇談会は開催されないということで押さえてよろしいのか。その後については私もこれからこの後一般質問もありますので、その中で詳細についてはお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

地域別懇談会でございますが、過日道教委のほうから地域別高校の間口についての結果の報告があった折に確認いたしましたところ、地域別懇談会につきましては年2回で、既に今年度は2回実施しているので、3回目については計画をしていないということでございまして、今回の発表をもって終わりということでございました。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

皆さまからお話いろいろあった中で頭をよぎったのが、それぞれの町村は頑張っています。例えば下宿を整備したり、町営の塾をやったりしている町村もありますし、山村留学といったら義務教育に聞こえますけれども、そういう離島での海浜留学というのか、そういうふうにして頑張って維持している町村もあるのですよね。

今最悪のケースのことで、20人というか、それが何年間か下回った場合ということですけれども。最後は町としてこれからのいろいろな対策を町長中心にお話し合いがされていくので、例えば最後は町立高校にしても我が地域は頑張るのだぞという、今お話ししたようなことを1つ1つ、財政のこともありますので、そういうことを含めて、ぜひ既存の協議会なのか新しい協議会なのかは分かりませんが、予断を持った話合いではなくて本当にゼロベースの、教育委員会としても、町としても、そういうお話し合いをしていただきたいと思っております。

大樹に、例えば地域社会学科の移行なんかも本当に素晴らしいことだと思っておりますけれども、もう何年も有朋高校の協力校などにも汗をかいておりますし、従前は地域の中心校というか、こんな小さな郡部の高校でそのような機能を何年も何年も担ってきたので、そういうこともアピールしながら、ぜひ存置に力強く進んでいただきたいと思っております。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

今後に向けてということで、力強いエールをいただいたと受け止めております。ありがとうございます。

ただいま、いろいろな他町村の事例を挙げていただいたところでございますが、基本的にこれまで町の皆さまとともに熱い思いを持って大樹高校の存続に向けて努力を続けてきたという歴史を大切にしながら、未来にしっかりとつなげてまいりたいと思いますので、先ほど町長が申し上げましたとおり、大樹高校の活性化推進協議会を中心としながら全町的に論議を積み上げていきたいなど、教育委員会もそれに向けた場の設定でありますとか情報の集約等に全力を尽くしてまいりたいと思っているところであります。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって行政報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議 長

日程第3 一般質問を行います。

先に質問の通告がありましたので、これより、順次、発言を許します。

初めに、8番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

おはようございます。

私のほうから、町立図書館についての質問をさせていただきたいと思います。

町における町立図書館の役割は、単に社会教育施設という役割以上のものが期待されていると考えております。現行の図書館活動や今後の図書館についてのお考えを伺います。

お聞きしたいことは、6点あります。

一つは、現行の図書館の運営や在り方についてのことが1点目です。

それから2番目は、具体的に人的配置のことですか、予算措置についてお伺いしたいと思います。

3番目は、それによつての利用実績などをお伺いしたいと思います。

4番目は、少し未来志向かもしれませんが、電子図書館の対応についてお考えをお聞きします。

5番目は、図書館の休館日及び他教育施設の休館日の考え方で齟齬があるのかないのかをお聞きします。

それから6番目は、町民が期待しております新図書館の建設などについてお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

西田議員ご質問の町立図書館についてお答えをいたします。

1点目から5点目については、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

6点目の新図書館の建設についてであります。図書館については旧図書館の耐震強度不足のため、平成26年度から生涯学習センターに移転して運営しているところであります。書架スペースや読書スペースの不足など課題はありますが、生涯学習センター内に図書館があることで生涯学習機能の充実が図られていると思っております。

公共施設に関しては、第5期総合計画執行計画を策定し、施設整備の在り方や工程など検討を進めているところでもありますが、図書館については第6期総合計画で検討するとしております。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

町長に引き続き、西田議員ご質問の町立図書館についてお答えをいたします。

1点目の現行の図書館の運営や在り方についてであります。現在書籍は学習センターの1階から3階までの多層配置であるため、利用者の利便性が悪く、蔵書管理などの課題がある一方、子どもの居場所確保や施設維持管理に関わるトータルコストの低減のほか、生涯学習機能の集約による充実が図られております。また移動図書館車による貸出しも実施しており、子ども達のほか、図書館に来られない方にも利用しやすい環境整備に努めているところでございます。

2点目の具体的な人的配置や予算措置についてであります。現在3名の町職員と3名の会計年度任用職員で運営しており、土曜日と日曜日は2名、平日は3名から4名の職員を館内に配置しております。ただし町職員の1名は主に大樹小学校と大樹中学校に学校司書として派遣し、会計年度任用職員1名は図書館バスの運転手として任用しております。

また、予算措置であります。町職員3名の給料や職員手当など合わせた人件費として2,007万5,000円、会計年度任用職員フルタイム1名は311万1,000円、パートタイム2名は報酬として89万7,000円を予算計上しております。

3点目の利用実績についてであります。令和3年度は開館日数234日、入館者数9,543名、貸出総数4万9,630冊の利用がございました。国における緊急事態宣言の発令による臨時休館のため令和2年度と比較して開館日数が40日少ないことから、入館者数及び貸出総数とも減っておりますが、図書館の登録者は増えており、今後も蔵書等の充実を図りながら、多くの方に利用してもらえよう努めてまいります。

4点目の電子図書の対応についてであります。現在北海道内11自治体で電子図書サービスを導入しております。このサービスを利用することで誰もが時間や場所を選ばずに電子書籍の貸出しを行えることはメリットとなりますが、反面インターネットを活用しての貸出しとなるため、高齢者等の利用が少ないことが予想されること、またサービス導入に対する初期費用や電子書籍を利用する権利が紙の本よりも高額になっていること、かつ出版される全ての本が電子化されているものではないことなどのデメリットもあることから、早急に電子図書サービスを実施するというところは今のところ考えてはございません。

なお、北海道立図書館では、健康や医療等の実用書や語学学習等で活用できる教養書など一部の種類に限られますが、電子図書サービスの運用を始めており、道内誰でも利用できることから、当町の図書館だよりやホームページ等でも周知を図ってまいりたいと思っております。

5点目の図書館の休館日及びその他教育施設の休館日の考え方についてであります。図書館の休館日は毎週月曜日で、国民の祝日と重なるときはその翌日となります。また、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始は休館日となります。

その他教育施設の休館日は、生涯学習センターではコスモスホールとオークホールのみ休館日が毎週月曜日で、国民の祝日と重なるときはその翌日となるほか、年末年始は全館休館となります。また、B&G海洋センター体育館は年末年始のみ休館日とするなど、各施設で業務内容や業務量及び開館するために必要な職員体制も異なるため、施設によって休館日は異なっております。

今後図書館休館日の在り方につきましては、近隣市町村の状況や当町図書館の職員数のほか、利用者ニーズを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございました。

基本的に、町の図書館は立派に、当初設立のときには町村の図書館には補助金が見つからないということですが、地元の有力な政治家の助けもあって、多分、日本で初めて町立図書館で国の補助金が入った図書館ではないかと思っています。できたときに4人の有資格者の方がそれぞれ図書館業務に携われてすごいなと思っておりました。

時間も施設も老朽化とかいろいろな問題がありますので、大変恐縮ですが、若干のお話をさせていただきたいと思っております。

一つは、教育委員会としても蔵書管理にある程度の問題があるというお話をされておりますので、多分町の蔵書7万冊ぐらいだと思うのですが、現実的に今ある生涯学習センターに準備されている本はどの程度すぐ書架から出せるようなことになっているのか、まず1点目にお伺いします。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

ご質問のありました蔵書数の関係なのですが、現在全体で7万2,560冊あるのですが、学習センターですぐ取り出せる蔵書数ということでは4万3,500冊でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。

申し訳ない言い方なのかもしれませんが、1階から3階のほうの多層管理、多層配置のことも、若干の問題とされていると思うのですが。私も図書館に行った時に、他の階の部分というのは、僕が行く時間が悪いのかもしれませんが、多層配置しているうえで、年間の利用者数なども成果品の中でカウントされていますが、2階とか3階とか、ここで教育委員会では子どもの居場所の確保ということでのご答弁がありましたけれども、そこら辺の把握というのはどのようになっているのでしょうか。

2階とか3階の利用者数などは職員配置から言って難しい面もあるのではないかなと自分では思っているのですが、子どもの居場所やトータルコストが低くなるというのは、複合施設ですのでそれはそのとおりでいい施設だなと思っているのですが。利用という面から本当に、お店でもそうですが、1階にはお客さんが入りやすいが、2階、3階にはなかなか店舗としては不利だということも一般的に言われておりますが、そこら辺は教育委員会としてどのような把握をされているのかお聞きします。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

議員ご指摘のとおり、他方といいますか、1階、2階、3階になると利用者にとってご不便をおかけしている面は多々あるのかとは私達のほうも考えております。

一方、使いやすい図書館にするために、まず1階に児童書だとかを多めに配置して、子ども達があまり2階、3階に行かなくてもいいように、そのような工夫を凝らしながら本の整理をさせてもらっているところでございます。

入館者数も、おかげさまで令和3年度は9,543名おまして、一般のほうも6,376名、児童のほうも3,167名と、多くの子ども達に利用してもらっています。2階、3階に児童の本もあるのですけれども、やはり1階を中心にした形で整理をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

僕も正直な話、1階まではすぐ行くのですが、上のほうは、行ったことは何回かありますが、本当に児童書という面もありますので、なお行かない理由はそこにあるのですが。教育委員会や町がどのように第6期計画の中で図書館のことをお考えになるかによっては、それはもちろんあれですけども、今利用される、まず来年も、再来年もといういうことで、これからたとえ新しい図書館ができるにしても、3、4年は多分このような状況でいかなければならないと思うのですよね。

図書館に入ったときすぐに、移動の壁みたいなものが、例えば事務局にもぐるっと囲っていて、来るなよと言わんばかりの正直な話、行きづらいところだなと。それから1階の図書館の板の何というか壁も、ぐるっと回って中に入っていけば、それはもちろん入っていくのですが、教育長も毎日見ているからあれですけども、玄関から入ってきて、職員玄関のほうから入ってくる人はそのままずっと入っていけるかもしれませんが、通常は中央玄関からお客さんは入っていきますので、あそこは大体寒いからか何なのかよく分からないのですが、非常に入りづらいのではないかなと思うのですよね。

多層階で図書館があるというのは、それは構造上、2、3年我慢できるかなということなのですが、苦言みたいなことで大変申し訳ないのですが、そこら辺のことはお気づきというか、どのようにお考えですかね。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

図書館のレイアウトについてでございますが、今議員ご指摘のとおり、現在は移動式のパネルを簡易的な壁として設置しているところであります。正面玄関から入りますと、これもご指摘のとおり、ぐるっと回って入りますので、入り口が初めての方ですとどこなのか、またぐるっと回るという関係で入りづらさもあるというのは、そういったご不便もかけていることは事実だろうと考えているところでございます。

このレイアウトを決定するに至った経緯を確認したところ、中で落ち着いて本を選ぶという時に、丸見えでほかの方から見えるというのも本を選ぶ時に非常に抵抗感があるという声も大きかったと聞いているところでございます。したがって、入りづらさ等につきましては、入り口の標示等をどう工夫していくかといった部分の改善の余地はあろうかなと思っておりますので、今後内部にて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。いろいろ配慮していただいて、そのようになってきたとは思いますが。教育委員会の今回のお話の中でも、町長のご答弁の中にもありましたが、あそこは新聞を読もうと思っても読むようなスペースなどもないですし、それから囲われた中の椅子もそんな

に多くありませんよね。

今教育長がせっかく昔の人方の配慮のお話でしたけれども、通常図書館は閲覧のテーブルがあって、みんなから見られた中で本を見たり資料を見たりされていますので、工夫はしていただけるということですので、最大限あの中で今の場所が本当にいいのか1階の生きがい活動室のようなところのほうが、本当は職員と本をお借りする人がちょっと横にずれてしまうかもしれませんが、そういうことも必要かなと前から思っていました。

僕はたまたま、それだけのために行くわけではないのですが、更別村とか中札内村の図書館とか図書室なども利用させていただきますが、一応僕は新聞をよく見させてもらいますので、やはり大樹町は一番新聞などに関しては見づらい、レイアウトというか閲覧の場所になっておりますので、そういうことをぜひご配慮いただくとかお考えいただきたいと思っております。

それから、移動図書館のことを後ほど。いろいろ頑張っていることは重々承知なのですが、電子図書のところこれからお話させていただきたいと思っておりますが、学校とか認定こども園などとか、要所要所回っていただいて貸出し冊数なども本館と比較しても大変いい数字が出ているなど思っております。

僕、大体通常は……。

○議 長

西田議員、もう少し簡潔に質疑をしてください。

○西田輝樹議員

分かりました。通常は大体歩いて500メートルぐらいの中が、公共施設などの利用などでも必要なちょうどいい距離というか限界距離と、高齢者や子どもを含めてそう言われているのですが、どうなのでしょう。電子図書などのこと言えば、いろいろ問題点とか課題も何点か上げていただきましたが、確かに高齢者がアイパットとか何とかで本を読むというのは読む人が少なくなるのではないかなというような……。

○議 長

西田議員、もう少し何を聞きたいのか、きちんとやってくれないと、ただしゃべっているだけで、重点をきちんとしてください。

○西田輝樹議員

分かりました。電子図書に重点を置いてお話しさせていただきます。

インターネットの利用などで高齢者の心配などもされておりますけれども、僕は、教育委員会なので、そういうケアなどもされていいのではないかと考えているのですが、どうでしょうか。こんな問題点、こんな問題点ということで電子図書のことについてのご答弁がありました。そういう学びの場を確保するというのも重要なことではないかと思うのですが、そこら辺はどのようにお考えになりますか。

○議 長

意味分かりましたか。答弁できますか。

沼田教育長。

○沼田教育長

電子図書の導入に関わって、高齢者等利用が難しい方へのケアという面についてでございます。

先ほど答弁の中で申し上げさせていただいたとおり、管内においても導入している自治体がございます。まずはそういった自治体で、そういったICTの弱者と言われる方たちへのケアをどのようにしているのかということも情報収集しながら、私ども本町としての対応も詰めていきたいと考えておりますが、議員ご指摘のとおり図書館業務の中で多くの方に図書に触れ合っていただくというのは大きな譲れない柱でございますので、冒頭申し上げましたとおり、回りの情報等も収集しながら本町として何ができるかということを検討してまいりたいと思っているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それから、今の電子図書のサービスを受けるのは、著作権の問題が最大の問題だと自分勝手に思っております。国会国立図書館などでもすごい勢いで図書の電子化をされておりまして、帯広市などの図書館も2,000冊ぐらいできるという状況になっているのですが、そこでびっくりしたのが、紙の本よりも高額になったり初期費用のことがあるということなのですが、具体的に例えば2,000円の本が電子図書を使うことによって3,000円になるという意味合いなのか、そこら辺の意味合いを教えてください。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

議員おっしゃるとおり通常あります紙の本より2倍から3倍ぐらい電子図書を購入するのは価格が高くなるというところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それは、出版社とか何とかでの購入図書ということなのですかね。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

おっしゃるとおり出版社から購入するのにやはりそのくらいの価格がかかるのですが、そのほかに電子図書を購入するというのは、本の紙媒体と違って権利を購入するということになります。電子図書のデメリットとしては、権利を購入すると一応2年間、又は52回で終了するというのが今大半であると聞いています。ですから、もし2年経ったら権利は無くな

るので電子図書から消えてしまうと。あと52回という縛りがある中で、人気のある本だと2年の前に52回になってしまうのです。そうすると、また電子図書に載せる場合は購入しなくてはならないというようなデメリットもございますので、ただ議員おっしゃるとおり、老人の方だとかが本を読む機会というのは重要だと考えておりますので、今早急にはあれなのですが、いろいろと状況等を検討しながら進めていかなければならないのかと考えているところです。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。例えば国立国会図書館だとか、それから私というか青空図書館とインターネット上に著作権が外れている応援してくれている団体もあったり、それから教育委員会でお話いただいたように道立図書館などでもそのようにどんどんされていますので、課長がお話になったようにすぐというのはいろいろな環境を整えなければならないからというのは理解できました。

ただ、そういうお金のかからない分の、青空図書館というのしか探し切れなかったのですが、きっとまだまだあるような気がしておりますので、そこら辺もこれから汗をかいていただいて、情報機器に弱い人にもトレーニングをしていただいて、ぜひ本にもっともっと親しむようにと思っております。これはお願いでございます。

次に、5点目の図書館の休館日。検討していただけるということでのご答弁ですので、大変恐縮に思っておりますが、ここにあるように月曜日が休館日で、さらにそこが国民の祝日になった場合は翌日が休館だということで、これは正直な話、町民の方の大勢とは言いませんけれども何人かの方に「図書館、ちょっと不便だよ」と。本をたくさん読まれる方ですので、なおそのようにお話があったと思うのですが。

ぜひ教育委員会で検討するということですので、検討していただけると思っておりますが、そこら辺今の体制ではなくて、開館されたときからの多分規則だと思いますが、僕が調べた中では半分くらいがそのようになっていて、全部が全部このような状態ではないと思いますので、働き方改革とかいろいろなことがありますけれども、ぜひ重く受けとめていただいて、在り方をぜひ検討していただきたいということで、しつこいですけれども、お約束いただきたいと思っておりますのでどうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまの西田議員のご質問でございますが、冒頭申し上げましたとおり図書館の機能、役割としては、広く本を貸し出す、読んでいただく、学びの機会を増やすということは大きな期待されている役割でございますので、このところについては最大限努力を払っていかなければならないと認識しているところであります。

なお、国民の休日の振替日の休館日の取扱いにつきましては、内部のシフトの工夫ができないかどうか、あるいはボランティアの活用でありますとか、会計年度任用職員等人手を増やす可能性はどうかといったことを総合的にいろいろシミュレーションしてみながら検討してまいりたいと思いますので、もう少しお時間を頂戴できればと思っているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

教育長は、いろいろなこと、シフトのことも含めてと。銀行もお昼休みは休むような時代になりましたので、何でもありという言葉はあまりいい言葉では今使われませんけれども、いい意味で何でもありの創意工夫をしていただければ本当にありがたいと思います。

先ほど図書館ボランティアのお話などもありましたけれども、当初図書館ボランティアの方、例えば大樹の新聞記事を切り抜きしていただくようなことだとか、本の修理のボランティアも入っていたような事実がありました。今も読み聞かせのことだとか、いろいろな読書サークルというのですか、そういう中からも活動されておりますので、それはそれで立派にされているのではないかと考えておりますけれども、先ほど言ったような、例えば大樹だけの記事とか本の修理のボランティアとかということもきつとやっていただける方はいないかと思っておりますし、そのようなことも教育長は近隣図書館などの実態も把握してということですので、併せて図書館ボランティアの方の利活用ということも調査していただきたいと思っております。

いろいろ図書館は本当に期待するところが大きいですし、アクティブラーニングとか、自学自習ではないですけれども、自分で学ぶことの、図書館は学生の頃も社会人になっても自分で図書館に行って自分で本を開く、本当に学びの第一歩のような気がするのですよね。そういういい環境があれば、これからももっともっといい町にもなっていくし、その方の人生も開けていけるのではないかと考えておりますので、ぜひさらなる努力をよろしく願いいたします。

町長に、最後に、第6期は、もちろん策定委員会とかいろいろな方のご意見の中で新しい図書館の在り方が検討されていくと思うのですが、お話ししたように今の状況では、100点の世の中というのはありませんが、いろいろ課題が今の図書館にあると思っておりますが、今回の話の中でどのようにお感じになったか、又は、新しい図書館に対するお考えみたいなものがあれば、いかがでしょうか。

これで質問を終わりにしますけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質問の新図書館の建設については、先ほど申し上げたとおりだと思います。現在学習セ

ンター内に図書館があるということで、それぞれ利用者の方々の思いはいろいろな形であるかと思っておりますし、新しい図書館をぜひとも建ててほしいというご意見がある一方、今学習センター内にあるということで、学習センターに別な用事で来たときに図書館に寄ってこんな本があるのだということで借りられる。そこは大きな利便性があると思いますし、社会教育施設である学習センター内に図書館という機能があるということは、私は学習センターの利活用にとっても大きなメリットがあるのではないかとと思いますので、第6期の総合計画でこれからの10年間の町の行政の在り方がいろいろな部分で検討されると思いますので、その中で広く町民の皆さまや関係者の皆さまのご意見を反映させた第6期総合計画になっていくのではないかと思っておりますので、ある程度その段階で方向性は見えてくるのではないかと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

どうもありがとうございました。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番西山弘志君。

○西山弘志議員

先に通告しております、自然災害等防災対策の強化の取組について町長、教育長にお伺いします。

北海道は、巨大地震の被害想定を公表し、最悪のパターンで津波が冬の深夜に起きたケースとして、大樹町は人的被害250人、建物被害220棟と想定されています。また、気象変動に伴う記録的豪雨などにより、河川の氾濫、洪水、土砂崩れなどの被害、インフラ、ライフラインなどの被害により地域の孤立化など想定外の被害が起き、町では津波ハザードマップ、津波避難ガイドブックを作成し、洪水ハザードマップは作成中と伺っています。

町は自然災害等防災対策を行い、早期避難率を高め、効率的に避難を呼びかけ、住民の命を守ることを最優先に考えていると思います。総合防災マニュアルなどの作成、総合防災訓練の実施など、一人も犠牲者を出さない防災体制の強化の取組についてお伺いします。

まず一つ目としてですが、浜大樹、旭浜における津波避難タワーの整備についてでございます。

大樹町津波ハザードマップによると、大樹・旭浜漁港での津波到達時間は約22分、最大津波の高さは約15メートルです。浜大樹・旭行政区会館は、海拔11メートルでございます。そこで避難タワーがあれば避難率も上がり、被害がかなり軽減されると思います。避難タワーの設置は町の急務ではないかと考えます。

2点目ですが、学校保健安全法についてであります。

災害や事故、加害行為などの危険な状況に対応するための対処要領（危機管理マニュアル）の作成、学校防災マニュアルの作成、学校内や学校外での防災訓練の内容と指導についてお伺いします。

3点目です。総合防災訓練の実施についてです。

地域において、災害時などに迅速に対応できる体制づくりが必要と考えます。そこで自主防災組織発足を促進し、必要性や活動内容を理解してもらい、一定程度の自主防災組織ができれば協議会のような組織も必要となります。子どもから大人まで防災教育や防災に対する人材育成、地域のリーダー的役割を担う人材の育成の取組、災害が起きても避難行動要支援者が安心して避難できるまちづくりについてお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西山議員ご質問の自然災害等防災対策の強化の取組についてお答えをいたします。

1点目の浜大樹、旭浜における津波避難タワーの整備についてであります。議員ご指摘のとおり、北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した場合のシミュレーションでは、大樹町にも巨大な津波が押し寄せ、多くの被害が出るとされております。

その中でも、浜大樹、旭の両地区は地区全体が津波浸水予想区域となっており、避難対策を最優先で進めるべき地区と考えております。

これまで町の津波に対する避難の考え方は津波浸水区域から避難所などの安全な場所への水平避難をいかに進めるかというものでしたが、今回の被害想定の結果を考慮しますと、議員ご指摘のとおり津波避難タワー建設などによる垂直避難先の確保についても今後検討の必要があると考えます。

まずはこの被害想定の結果について地域住民の方への説明及び意見交換の場を持ち、改めて課題の洗い出しを行い、大樹町防災会議など関係機関に図り、これらの課題に対してどう取組を進めるかを判断してまいります。

2点目の質問につきましては、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

3点目の総合防災訓練の実施についてお答えをいたします。

防災や減災を図る上で、自助、共助、公助のそれぞれが災害対応力を高め、連携することが大切であります。

1点目の津波避難タワーの建設などハード面の整備は、まさに公助の役割であり、自主防災組織の発足を促すことも同様と考えています。

消防庁の調査では、全国で自主防災組織は約16万に上るとされており、そのうち約94.5%は町内会単位で組織されている状況です。

当町も同様の考えで日頃のコミュニティ活動の延長上に災害時の共助が結びつくものと考えており、町の単独事業で行っている行政区を対象とした地域コミュニティ推進事業の補助対象には自主防災事業があり、行政区の自主的な防災活動に対し助成をしているところです。行政区の中にはこの補助金を活用するなどして防災活動に定期的に取り組んでいる地区もあり、町の防災担当者も地区の訓練等に参加しております。

今後も地域住民と連携を図りながら、尊い命が守られるよう防災や減災につながる施策に取り組んでまいります。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き西山議員ご質問の自然災害等防災対策の強化の取組についてお答えをいたします。

2点目の学校保健安全法についてであります。学校保健安全法第29条では危険等発生時対処要領の作成が規定されており、小中学校とも対処要領に基づき危機管理マニュアルを作成しておりますが、今年度は学校の危機管理マニュアルの点検・評価、見直しガイドラインを参考にマニュアルの見直し、改善を進めているところであります。

また、避難訓練等につきましては、小学校では火災訓練を1回、地震訓練を1回と、さらに3月には東日本大震災の追悼集会を実施し、中学校では地震・火災避難訓練を各1回、不審者対応避難訓練1回と北海道シェイクアウトに参加しております。

さらには児童生徒が自然災害の原因や減災等について理解し、的確な判断に基づき主体的に行動できる態度を育むことなどを目的に防災教育にも取り組み、教科や総合的な学習の時間などにおいて、避難時の行動などについて学ぶ時間やゲーム形式で避難所運営について学ぶことができる北海道版「D oはぐ」の体験活動や災害時の避難所で使用する段ボールベッドの組立ての体験活動など、北海道や町と連携した学習を通して災害に備えることの大切さについて理解を深めているところでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは1点目の答弁に、国は道東沖の大地震、巨大マグニチュード9.1と推定され、大樹町の津波高は最大で21.8メートルの津波が想定されています。巨大地震が起きたら、

まず樹木、電柱などが倒れ、道路、橋が破壊され、車が使えなくなる状況になるわけであり
ます。そうすると歩行避難となる場合を想定しなければならないと思います。地震津波の指
定緊急避難場所は、歴舟地区コミュニティセンターの標高が約40メートルで距離が約5.
6キロ、そして中島地区コミュニティセンターの標高が約23メートルで距離が約2.9キ
ロあります。もし冬の雪が降る深夜に地震津波が起きた場合、現実的に徒歩での避難は無理
だと考えます。

道が7月に発表した大樹町の津波による想定死者数は最大250人と公表されてから、海
岸地区の住民は「もう全滅してしまう、覚悟を決めて諦める」という声を聞いております。
このようにいつも不安な生活を送っているわけです。どのようにしたら住民が安心して暮ら
せるか、町長にお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回私も正直に申し上げますと、北海道からショッキングな数字が公表されたと思っ
ておりますが、従前から東日本大震災を受けたことも含めて両浜に対する避難訓練を実施し
ております。最近は両浜だけではなく、近隣の行政区共々避難訓練を行っているところ
でもあります。

大きな津波が想定されるということでもあります。幸いと言っていいかどうか分かり
ませんが、津波の到達時間が幾らかあるということも含めて、各行政区にはそれぞれで車
でのコミュニティセンターまでの避難を訓練の中で行っているところでもあります。ただ議
員ご指摘のとおり、道路が損壊をしてしまったりか車での避難が困難になるという場合も
想定されますので、今後そういう部分も含めて対応していく必要はあるかと思ってお
ります。

また、残念ながら何らかの形で避難するタイミングが遅れる住民の方等々もいらっし
やるかもしれませんし、例えば両浜ですので、釣り等で避難している方もいらっしやる
かもしれません。そういう方はコミュニティセンターが避難所になっているということも把握
できない可能性もありますので、そういう方の避難を誘導するためにも垂直型での避難場
所の確保は検討すべき必要はあるかと思っております。

ただ設備をする段階では、それなりの事業費もかかるということもありますので、財源
の在り方等も、今後北海道のほうに要請していきながら、私どもはどのような形でこの道
が示した被害の想定に対する対応が取れるかということについては、地域の皆さまの声も
確認した上で検討を進めていきたいと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。

先ほど、町長の答弁で津波対策を最優先で進めるべき地域と考えている、今後も検討する必要があると考える、地域住民の方と説明会・意見交換の場を持ち、どう取り組むか判断していく。これはいつを考えているのか。

ただ、これは一刻を争う事態です。いつ起きるか分からないのです。早ければ早いほど住民の方は安心すると思うのですよ。誰一人も犠牲者を出さない、津波避難タワーの設置は本当に町の急務だと思います。

ここで町長に津波避難所の対策強化を急いで、国、道、関係機関などに強く要請する考えはあるかをお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

まだ具体的にどのタイミングでいつということはまだ明言できませんが、今回の道の公表の中身についてそういう数字の根拠も含めて、今道に問合せ中ということでもありますので、確認でき次第内容も含めて地域の皆さまにご説明をし、意見を賜りたいなと思っております。

また、私ども大樹町に限らず北海道全部が海に囲まれている島でもありますので、地震対策に係る避難施設等の整備に関しては私どもの話ではございませんので、それは全道一丸となって北海道、国に対してもう既に要望はしてございますが、これからも強く要望していくという思いで取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

そこで先ほどの3点目なのですが、総合防災訓練の実施についてです。

災害が起きて、避難行動要支援者、車を持たない高齢者の一人暮らしの方々、安否確認を行い、速やかに避難所などに移動できる万全の体制づくりが必要不可欠だと思います。しかし、近隣の住民の方々が要支援者たちの家に行き、声をかけ、チャイムを鳴らし、それでも応答がない、いつもいるのにと。

そこで安否確認ができないというのは、いるのかいないのか分からない、高齢で、いろいろな事情で。その場合私の考えなのですが、玄関などに避難しましたよというような目印があれば避難状況が分かります。こういうことはどうでしょうか。家に避難確認ができるような目印を考えてみてはと私は思うのですが。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議員のご質問の、避難したかどうかの目印としての手段として、今後町のほうでもどう

いった取組をしていくかというのを、また先ほど町長からお話のあったとおり、地域と話し合いながら進めたいと思います。

今おっしゃったように避難したかどうかというのが確認できないというのが一つ問題点でありますので、そういった議員のご提案に関しても町のほうでも考慮して地域とも話し合ってみたいと思います。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

これは本当に、体験談でそういう問題がかなり出ているので、これは一つお願いしたいなと思います。

自主防災組織の中で、行政区は40あるのですが、自主的に防災活動に取り組んでいる行政区は幾つあるのかお聞きします。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

地域コミュニティ推進事業の活用状況で報告させていただきますと、最近、コロナ禍もあって活動を自粛しているような行政区もありますが、町内でコミュニティ事業を利用して助成を受けている部分に関しては4行政区ございます。

以上です。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

これは四つしかないということです。

そこで今言われたように自主防災組織ができれば協議会などが必要になるわけで、そうすると防災教育とか防災の人材育成などがつくられて町民に伝わると思うのです。

特に私が言いたいのは、災害対策に女性を増やすということなのですよ。大体のところは全て男の人でやっているのだけれども、そこで女性の視点を反映して現場に女性を参加させることが災害社会に強い欠かせないことだと私は思っています。

そこで、全行政区が自主防災組織を発足すれば、全行政区で総合防災訓練の実施などができるのではないかと私は考えるのですが、町長いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど総合防災訓練の実施の中で、自主防災組織の在り方、全国の分も含めて答弁をさせていただきました。町内会単位で組織されるというのがほぼ全国の大半だと思っておりまして、私どももコミュニティ活動の中心は地域の組織だという思いも含めてコミュニ

ティ推進事業も含めて推進を図っているところでもあります。

私も他の行政区のことは詳しくは存じませんが、例えば私どもが加入しております柏木町内会では、安否確認の活動も日頃から行っております。柏木町でやっている方法は、月曜日から日曜日までの札を用意して、朝起きたときにその札をその日に変える、それで今日もお元気でいらっしゃるなというところを確認する。例えばそれが滞った段階では「どうしたんだい」とお声をかけるという取組を進めているところでもあります。

また、先ほど議員のご指摘のとおり、避難時に避難したかどうかも含めての確認が分かる取組も必要だということも含めて、全国でいろいろな取組が進められていると思いますので、情報を得てこういう取組がありますということをお伝えするのは、私どもの役割かなと思っております。

今後も地域それぞれで自ら安心・安全な地域をつくっていくためにも、私は自主防災組織をぜひ行政区単位でつくっていただきたいと思っております。そういうものが整ってきた段階で総合防災訓練の実施ということもありますが、私としてはそういう自主防災組織ができるのを待たなくても、総合防災訓練の実施は可能かと思っております。

議員のご発言の中にありました女性の役割という部分では、例えば自主防災訓練の中で炊き出しを行うというような部分も含めて、女性ならではの役割、又は避難所の開設にあたって女性の目線というところも大事かと思っておりますので、ぜひ総合防災訓練、消防や自衛隊との協力を得ながら進めていきたいと思っておりますし、その中で問題点、課題も洗い出しができるのではないかと考えています。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。本当にすばらしい答弁でした。

そこで2番目の学校保健安全法の件についてお伺いします。

対処要領、危機管理マニュアルを作成するよう学校に義務付けられていますよね。対処要領はいつ作成されたのか。それともう一つは、先ほど「見直しを」と言ったのですが、その見直しの内容をお聞きします。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまご質問の危機管理マニュアルの作成に関わってでございます。

本町におけます古い資料を探しましたが、平成11年度以降の資料しか見つかりませんでした。平成11年度の資料を見ますと各学校とも危機管理に関する要綱等の作成はされておりました。

なお、危機管理マニュアルという名称で各学校が準備したのは平成21年4月に学校安全保健法が改正され、マニュアルの作成が義務付けられてからはそのような形で各学校は

制定しているところであります。

また、今回の危機管理マニュアルの見直しについては、事前の危機管理、発生時、特に初動の危機管理、さらには事後の危機管理という3段階に分けて、それぞれ各学校が準備していた危機管理マニュアルを具体的に実行するために必要な事項や手順等を再整備する内容で改定を各学校が図っているところでございます。

以上です。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

災害時に子ども達は、適切な判断というのができないと思うのですよ。だからこそ、学校防災マニュアルとか防災教育とか訓練とかが重要になるわけですよ。それは学校の話なのです、学校から一歩外に出ると。例えば防災の話になると家庭での防災計画とか、いろいろやっていかないと駄目です。だから学校外での避難意識の向上について最後にお伺いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまご質問いただきました家庭における防災教育をどうするのかということについてお答えをさせていただきます。

議員からご指摘があったとおり子ども達につきましては、平日においては3分の2を家庭で過ごしますし、休日は100%を家庭のほうで過ごすということでございますので、家庭における防災意識の高揚というのは非常に大事な指導の一つだと思っているところであります。

また、さらに自分自身や家族を守るための自助というのは防災の基本でもございますので、そういった意味でも非常に重要なことだという認識をしているところであります。そういった認識を基に各学校で現在行ってございます防災訓練、防災教育の取組を年間数度行われます各種保護者懇談会や学校から発信します学校だよりや学級通信等を通しまして、各家庭にお知らせすることで子ども達、そして家庭での防災意識の啓発に努めるようにしているところでございます。

以上です。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、開議を開きます。

3番吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先に通告してあります、町独自の子ども・子育て支援給付費について町長にお伺いをいたします。

ロシアのウクライナへの侵略戦争による世界の社会経済の悪化などの影響により、また、アメリカのインフレに対する金利引き上げ政策により円安が進み、物価の上昇が止まらない状況にあります。このような日本の経済状況の中、町内の子ども・子育て世帯を町全体で守っていかなければなりません。

少子化の現在、町内で子どもをたくさん産んでいただくこと、また、若い世代の方や子育て世代の方々に大樹町に移住・定住していただくことが大変重要であります。

国は来年、子ども家庭庁をスタートさせ、少子化対策等々に取り組みますが、大樹町として国の政策とは別に住民に寄り添った細かな対策ができるものと思っております。経済の面から見たときに赤ちゃんが誕生するということは消費者が1人増えるということであり、町の経済の活性化につながります。大樹町の発展に寄与する子どもを育てている方々が安心して安定した生活を送ることができるよう支援することが大切なことと考えます。児童手当のような町独自の月額による給付金を支給してはと思いますが、町長の考えをお伺いします。

最近航空宇宙産業の推進により町内には関連する仕事をされている方々が増えたと聞いており、新しい店舗等も開店しています。また、雪印大樹工場増設で増員による転入増も期待するところであります。ただ、高規格道路の延伸等に伴い通勤圏も広がってきている現状から若い世代や子育て世帯が大樹町を選んで定住していただくためには他市町村にはない政策が必要であり、大樹町がアピールできる重要な事業の一つとなると思いますので、ご答弁をよろしくお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

吉岡議員ご質問の町独自の子ども・子育て支援給付費についてお答えをいたします。

町では子育て世帯の生活を支援するとともに、子どもの健やかな成長を応援することを目

的に、赤ちゃん誕生祝金支給事業として、子どもお一人につき10万円を支給しております。また、妊産婦は、健康診査や出産に係る心身両面の負担や経済的不安が大きいことから、町では、産科医療機関までの交通費や健診費用を助成することにより、安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進しております。

このほか、出産後1年未満の母親及び乳児に対する産後ケア事業や保育料の軽減、医療費の無料化など、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援策を講じています。

今後も、子育て世代の方々が安心して安定した生活を送ることができるよう、町財政の状況を含め、効果的な施策に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

再質問させていただく前に一言お話しさせていただきます。

私の勝手な受け取り方ですが、今回の質問に対する答弁書を見たときに、非常にがっかりいたしました。担当のほうには指示が出され作成したと思いますが、最終的には町長が良しとしたものと思います。

今皆さまもお聞きのように答弁は現在の施策のみ羅列されているもので、答弁書の内容からは私には人口減少に対する危機感が全く感じられません。人口減少に対する前向きな検討がなされているのか見当たりません。勝手な見解を申し上げ申し訳ありませんが、今後は人口減少に対し真剣に取り組んでいく姿勢が感じられるような答弁であることをご期待申し上げます。

この点について、まず町長の見解をお伺いします。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時06分

○議 長

休憩前に引き続き、開議を開きます。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

却下ということですが、大変私にとっては重要なことを伺っているつもりでございましたので非常に憤りを感じます。

なぜ、このように私は感じたのか。私の通告の中で、質問というのは「児童手当のような町独自の月額による給付金を支給してはと思いますが、町長の考えをお伺いします」という質問なのです。これに対する答弁がないのです。質問に対する答弁がないのです。答

弁書と言えないのですよ。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時08分

○議 長

休憩前に引き続き、開議を開きます。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

それでは、できるのか、できないのか。私の質問に対して、はっきり明確に、できるのか、できないのか。できないのであれば、その明確な理由を質問いたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

吉岡議員のご質問に対し、私なりに私の思いをお伝えしたかと思っております。子ども・子育てを支援していく方法については、多様な方法があるかと思っております。私どもも子ども・子育てという環境をつくっていくという思いでは住環境、大樹で安心して暮らせるような住宅を確保し、長く大樹で生活を営んでいただきたいという思いも含めて住宅対策も講じているところでもあります。

吉岡議員がご質疑の中で、子ども・子育ての支援給付金という一つの方策についてお話をされましたが、私どもは子どもは大樹町の将来を担う重要な役割をこれから持っていってくれるという思いも含めて多様な政策を講じているところでもあります。この後私どももいろいろな施策を講じていく中で財源を確保して進めていくということは大事だと思っておりますので、財源を確保しながら子ども・子育ての支援についてはこれからも取り組んでいきたいと思っております。その方策の一つとして子ども・子育て支援給付金という制度もあろうかと思っておりますが、それを行うかどうかについては、これからの話だと私は思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今のような答弁が最初から欲しかったのですね。私の質問は1点なので、それに対してどうなのかということ。全体ではいろいろあるでしょうけれども。私はこの点についてはどうなのかということ。それを質問しているのですから、それはできます、検討しますとか、そういう答えがあればいいかと思ったのですけれどもなかったものから先ほどの質問とさせていただきました。

これからの中で検討の課題にもなるということで理解させていただきますが、それによろしいですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

最初の答弁で最後に申し上げたところをもう一度繰り返させていただきます。

今後も子育て世代の方々が安心して安定した生活を送ることができるよう、町財政の状況を含め効果的な施策に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今の答弁の中に私の質問の事項についても検討されるということで理解させていただきます。違うというのであればまたご説明いただきたいと思います。

それで再質問させていただきます。

赤ちゃん誕生祝金支給事業については大樹町独自の事業なのでしょうか。私が以前聞いていたのは新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し実施されている事業であると理解しておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私ども今この事業に取り組んでおりますが、財源はコロナ対策の関係の財源を活用しておりますが、事業自体は私どもが独自に行っている事業です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

赤ちゃん出産祝金事業ということが答弁の中で出てきておりますのでお聞きしますが、私は、大樹町独自の事業としてやっておられるという中でということは、今後新型コロナウイルス地方創生臨時交付金がなくなっても町独自の支援事業として続けていくということでよろしいですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私は、毎年度その年度に必要な事業について議会で予算を計上させていただき、どういう事務事業に取り組んでいくかをお諮りし、お認めをいただきながら進めているところでもあります。現在そういう財源があるということも含めて進めておりますが、仮にそれがなくなったからどうしていくかということについては、私は今この場で具体的話を申し上げる

立場にはないと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今後継続していくかどうかは、今のところ明確に答弁はできないということによろしいですね。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

明確に答弁できないの議論をしているのではなくて、私は毎年度必要な部分については予算を計上させていただき、その中で事務事業を進めたいというご提案を申し上げ、お認めいただいたものについて進めているところでもありますので、来年度以降の事業の在り方について私がここで明確な答えを持っていないということについては、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

明確な答えは持ってないということですが、十勝管内の中では赤ちゃん出産祝金制度という中でやられている町村が令和2年度では11市町村あります。その中には第5子以降の出産については100万円などというすごい出産祝金を支給する町も十勝管内にはありません。

今後毎年毎年の予算の中で考えていきたいということですが、赤ちゃんはこれから毎年生まれるものですので、予算の中で継続してこの事業を続けていき、なおかつ出産祝金についてもご検討をいただきたいと思いますが、今の段階ではお答えが出ないということなのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も、ただいまの任期が残り半年余りということになります。個人的な思いとしてはいろいろありますけれども、来年の政策的なものも含めて、今ここで申し上げるものは何もない、根拠すらないと思いますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

それでは進展がありませんので次の質問に移らせていただきます。

答弁の中に、町は現在妊産婦の産婦人科までの交通費や健診費用の助成、産後ケア事業、

保育料の軽減、医療費の無料化などの子育て支援策を講じておられます。いろいろな支援策を考え講じられていることに対して大変ありがたいことだと思っております。ただこれらの支援策が大樹町だけで行っている事業なのかお伺いします。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

町の単独事業についての質問だと思うのですが、乳幼児医療助成制度につきまして、道で補助していない部分、具体的に言いますと細かいのですが、課税非課税所得超過の者に対して0歳から3歳とか、3歳から6歳とか、小学生、全体でいう0歳から中学生までの部分について単独の補助をしているところでございます。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

妊産婦の健診審査や交通費の助成につきましては、健康診査の助成はどの市町村も実施しておりますが、超音波検査につきましては、標準としては6回助成しているところなのですが、大樹町は11回まで超音波検査をするということで、5回分上乗せで実施しております。また、交通費の助成も実施していない町村もございしますが、大樹町は産科医療機関までの交通費助成を実施しております。

また、産後ケア事業につきましても、昨年度ですけれども道内で113か所実施しているということになっております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

私が、なぜ町独自の子育て支援にこだわるかですが、人口減少の中で歴代町長が大樹町の活性化のために取り組んできた航空宇宙産業基地構想、酒森町長になって昨日も地鎮祭がありました、大きく前進しております。今後大樹町の人口が増えていくことが最終的な目標だと思っておりますが、狭い見かなと思われるかもしれませんが、仮に近隣の町村は土地の値段が安いとそちらに家を建てよう、社員住宅を建てて通勤しようとなった場合、せっかく航空宇宙産業基地大樹で大きくなって、事業所があっても住んでいる方が他町村からの通勤ということになれば、せっかくの事業が大樹町にとって有効とならないと。酒森町長も先ほどおっしゃられておりましたが、こういう中で、土地の関係もありますが、子育て世帯に対する町独自のアピールもやっぱりしていかなければならないという観点から、町独自の子育て支援にこだわっているところですが、町長はその辺どのように考えているかお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

近隣と比較してどうかという明言をするつもりもありませんが、大樹町は人口規模の割には実は子どもの数が多いと思っております。小学校の児童数も人口減少の中でも減少していない状況が現在続いております。そういう意味では、大樹町で若くしてご夫婦でお子様もいらっしゃって、生活されている住民の方が少しずつですけれども増えてきていると思っております。そういう経過を見て、私ども町が長年取り組んできた施策については、ある程度の効果が出てきていると思っております。

また、今、議員がご発言の中でもありましたが、町外に住居を構えて大樹町に通勤されている方もいらっしゃることはいらっしゃいます。ただ、そういう方々にも大樹で住んでいたような施策を住宅の補助制度も含めて長く推進した効果も当然出てきているのかとも思っておりますので、冒頭の中でも申し上げましたが、子ども・子育ての環境をつくっていくには、あらゆる政策を講じていく必要があると思っておりますので、今後もどういう形で施策を打つことが子ども・子育て支援の保護者や子ども達にとって優しい政策になっていくかというところを判断した上で、当然財政状況も踏まえた中でこれからも判断し、事業として予算を計上してお認めいただいたものについては事業を進めていくということが町の姿勢だと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今の段階では、町長のご答弁は私の質問では繰り返しの答弁となってしまうのかなど。いろいろな施策は考えられているという中で、あと2点ばかり質問させていただきます。

単純な話ですが、例えば二組の同じ収入の夫婦がいるとして、一方にお子さんがいた場合、育てていく費用がありますので生活水準はおのずと違ってきます。これは社会全体の中でのことではない部分もあるのかもしれませんが、なるべくお子さんのいる家庭、いない家庭で生活水準が変わらないように、お子さんのいる家庭の生活水準が向上するような、それが社会全体の責務だと思っております。先ほども言っていますけれども、児童手当のように金銭による支援が生活向上に一番つながるということで確信を持っているところで

人口の増加は、大樹町の経済はもとより、保育園、小学校、中学校、そして今問題になっている高校、今間に合わないかもしれませんが、出産が増えることによって、そういう問題も将来おのずと解消していくものと思っております。子育て支援に対して、お金を惜しむことなく出していく姿勢は求められているのではないかと思います。その辺で子育て世代に対する金銭支給、今後、時期ということになるのでしょうかけれども、金銭支給に対しての効果というものを町長はどのように考えておられるかお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

繰り返しの答弁になることはお許しをいただきたいと思います。

私、町長の立場でありますので、全ての年代を問わず町民の方が安心して暮らせるまちづくりをしていく責任があります。そういう意味では、町民全体の皆さまが大樹町で長くお住まいいただいておりますような事業をこれからも展開していきたいと思っております。

子ども・子育てに対する財源、又は事業を惜しんでいるわけでも、やらないと言っているわけでもありません。トータルで考えて住民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりのために取り組んでいきたいと思っておりますし、その中で子ども・子育てに対する支援の事業が必要なものについては財政状況を鑑みながら、議会の皆さまとも相談をしながら、これからも取り組んでいくことが私どもの責務だと強く思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

このことに対する最後の質問とさせていただきますけれども、十勝管内では、人口が増加した自治体があります。その要因については私は確認しておりませんし、分かりませんが、私を感じるのところでは、その自治体については、街中に大きな遊具や幼児が遊べる水路があります。近くの公園にはここ数年の間にふわふわドームを設置されたということがございます。冬の間屋内で野球やテニスの練習ができる施設もあります。酒森町長が子どものことを思っていないのだということではございませんが、これを見ると、この自治体は大変子どものことを思った施策を実施されているというように私なりに思っているところです。

また、道の駅内に子どもが遊べる部屋を設置している自治体もあります。大樹町の場合、残念ながら道の駅の近くにあった噴水はなくなりました。道の駅の中に設置されていた遊具もなくなりました。次期のことになります第6期大樹町総合計画が策定されていくわけですが、子どものための施策、子育て世代のための施策の検討を十分にしていきたい。そして子育て施策検討には、役場の担当者を含め子育て世代による検討会を開催していただくようお願いして、町長の見解をお伺いします。

○議 長

吉岡議員、子育ての遊具や給付金についての質問事項が来ているのだが、今発言したことは、相当ずれた意見ですが、町長これに答えますか。

皆さまにお願いをしておきます。やはり一般質問というのは、趣旨に従って質問をいただくようお願いを申し上げます。

酒森町長。

○酒森町長

私どもの近隣も含めて、十勝管内で子どもが遊べる場を遊具も含めて、今議員のご発言の

とおりに設置しているところも私も承知しておりますし、多くの子ども達が遊んでいる姿も拝見しているところです。

私は、子ども・子育ての事業を行うにあたって、そういう一面もあろうかと思いますが、遊具を設置した自治体が子ども・子育ての先行地域かどうかということは、もう一步引いた立場で考える必要があるかと思いますが、トータル的な事業展開の下でそういう形が講じられていくかとも思いますが、遊具のあるなしで物事が決まるのではないのではないかと思います。私どもに今はやりの遊具はございませんが、中央運動公園も含めて子どもが遊べる場所については、他の町村から見劣りはするかもしれませんが、あるとも思っているところです。

今後も大樹町としてしっかりと子ども達の健やかな成長を願えるような、そういう取組については、これからも惜しむことなく取り組んでいきたいと思っておりますし、教育にける予算等についても、私どもは率先して議会のほうにご提案をし、お認めいただいているつもりでもあります。今後も大樹町の将来を担う子ども達のためにしっかりと施策を講じていくことも町の重要な役割だという認識でおります。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

分かりました。よろしく願いいたします。

次の質問に移っていいですか。

○議 長

進んでください。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

2点目の通告についてお伺いします。

低所得の高齢者世帯などへの生活支援についてでございます。

町長に対する質問です。よろしく願いいたします。

ロシアのウクライナへの侵攻戦争による世界経済の悪化などの影響により、またアメリカのインフレ対策の影響により物価の上昇が止まらない状況にあります。令和4年に入り数多くの食料品が値上げされ、ガソリン、電気の値上げが続いています。9月にも値上げされましたが、また10月にはさらなる多くの食料品の値上げが予定されております。

このような社会経済情勢の影響を受けるのは低所得者層であり、特に低所得の高齢者世帯や障がい者世帯であり、家計の負担が増加するのは明らかで厳しい生活状況が予想されます。65歳以上の高齢者のみの世帯と障がい者世帯で町民税非課税世帯は何世帯あるか。これらの方々には早急な生活支援が必要と思いますが、町として何か支援策を検討され実施する予定があるか伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

吉岡議員ご質問の低所得の高齢者世帯などへの生活支援についてお答えをいたします。

65歳以上の高齢者のみの世帯と障がい者世帯で町民税非課税世帯数ですが、いずれも7月31日現在で65歳以上の高齢者のみの町民税非課税世帯数は、介護老人福祉施設等に入所している方を含め、単身高齢者が320世帯、高齢者夫婦が120世帯、合計440世帯となっております。

次に障がい者で町民税非課税世帯数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を合わせて126世帯となっております。

町として何か支援策を検討し実施する予定があるかについてですが、町では今年度も福祉灯油等支援事業を実施し、在宅で生活する低所得の高齢者世帯等に対し、冬期間の暖房用を使用する灯油等の一部として、対象となる1世帯につき灯油150リットルの現物支給などを行い、世帯の負担軽減を図ることとしております。

また、北海道の補助事業として、今年度に限り実施される市町村高齢者世帯等生活支援事業を活用し物価高騰による影響が特に大きいとされる高齢者及び障がい者世帯に対象となる1世帯につき1万2,000円を福祉灯油に上乘せした形で支給することを検討しております。町としましては支援の必要な方々のニーズに応じたきめ細やかな取組を進め、町民の皆さまが安心して安定した生活を送ることができるようこれからも努めていきたいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

ありがとうございます。

再質問させていただきます。北海道の補助事業、新規事業だと思いますけれども、市町村高齢者世帯等生活支援事業を活用しての援助支援を検討されているということでございます。対象者となる高齢者及び障がい者世帯に1世帯1万2,000円の福祉灯油を支給するというところでございますけれども、十勝管内には市町村高齢者世帯等生活支援事業を活用した生活支援について、9月議会で補正予算を提案可決している町もあるようです。大樹町もこのことについて早急に検討を終わらせて、補正予算の提案をしていただければと思います。いつ頃になるかお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私どももコロナ対策、又は昨今の燃料等の高騰、又は物価高対策も含めて対応できる事業については今回も補正でお認めをいただいたところ。間に合わなかったもの、現在検討中の事業もありますので、形づくって予算で計上できる段階に至れば、速やかに予算を計上

し、ご議論をいただき、お認めいただいたものについて事業として取り組んでいきたいという思いであります。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

十勝管内では、独自の物価高対策として水道料金の基本料金を数か月免除するという町もあります。大樹町独自の取組の考えはあるかどうか、現在の段階で答えをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

前段のご質問では、子ども・子育てに対し、今回のご質問では低所得の高齢者世帯への支援策についてご質問をいただいておりますが、ご質問の通告書の冒頭にもありますとおり、世界経済の悪化などにより燃料の高騰、物価高が続き、議員の通告にもありますが、これからも食料品等も含めて値上げが想定される場所でもあります。

そういう部分では、全ての住民の方々、全ての世帯で物価高騰、又は燃料高騰等の影響が少なからずあると思っておりますので、コロナ対策の交付金の枠もありますけれども、これからどういう形でそういう生活にお困りの全ての町民、全ての世帯に対し対策を打てるかについては、現在も検討を進めておりますので、その中で対応していきたいと思っております、形づくる時期としても極力早い時期に形をつくり、議会にご提案を申し上げたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、先ほどの高齢者世帯等生活支援事業につきましては、国が上限6,000円ということですので、あとの6,000円は町が負担するかなと、独自負担になるのかなとも思ひます。そのことについては、そのようにお願ひしたいと思ひます。

昨日知れた中では、政府は物価高対策として住民税非課税世帯に対し5万円の給付金支給を検討しております。このことについて通達があり次第また内部検討していただいて、支給に向けた早急な対応をお願ひしたいと思ひます。またその中で地方自治体が生活困窮者支援策などに活用できる地方創生臨時交付金の増額も検討に含まれているようですという内容がありました。新たな町の支援策が検討できると思ひますので、まだ決定ではありませんが、この交付税が増税された場合を見通して町長の見解を伺いたいと思ひます。

○議 長

来ていないものに答えるということではできないのではないかと。条例も定まっていない。だから言い方を変えてください。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

通達がまだないということですが、政府の報道としてありますので、その中で検討していただければと思いますが、今の段階ではお答えできないということになりますか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

国のほうでもコロナ対策、又は燃料等の高騰、物価高対策に応じていろいろな交付金を創設し、私どものほうにこういう交付金できたよという連絡をいただいているところでもあります。今までもそしてこれからも、そういう制度の交付金の形が見えてきたという段階では速やかに私どもも対応してまいりますので、今後どのような形で国から新たな交付金制度の活用についての連絡が来るか分かりませんが、私どもに来たものについては、私どものほうでどのような形でそれを住民の皆さまの安定した生活に貢献できるかということ判断した上で事業化も含めて予算として議会のほうにご提案申し上げたいと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

ありがとうございます。

通達に来て検討いただく、早急に対応していただくという住民のためになるご答弁だったと思います。今後このことが実際になった場合に、年内にできるものはなるべく年内に支給できるよう臨時議会等通じて我々も協力したいと思いますのでよろしく願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 2時00分

○議 長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1 番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先にご質問いたしました地方創生のためのSDGsについて質問いたします。

2019年に改訂されたSDGs実施指針改定版では自治体に期待される役割として、SDGs推進に向けた体制づくり、各種計画への反映、地域指針の設定、事業者等を対象とした登録・認証制度の構築等が具体的に盛り込まれています。

このことについて町としてのお考えをお聞きいたします。

1点目、国は、模範となる先進事例の創出と普及展開が必要であると判断し、SDGs未来都市を選定し、北海道においては、北海道、札幌市、ニセコ町、下川町、上士幌町が選定されています。選定されれば補助金の交付や総合的な支援があります。大樹町もこの選定に向けて進むべきではないか。

2点目、SDGsが掲げる17の目標と169のターゲットに示される多様な目標の追求は、今までの社会経済を大きく変革させる必要もあり、目指すべき社会情勢には多大な時間が必要と思われ、町がよりアクティブに進めるためには、地方創生につながるSDGsの取組に対する助言や財政支援を国に対して要望すべきではないか。

3点目、SDGsに掲げる目標の中には、近隣町村や地域で取り組むことのできる効果が発揮されるものがあることから、北海道に対しては地域における目標とターゲットを明示させ、市町村に対する適切な支援を要望すべきではないか。

そして4点目、大樹町は他町村と大きく違い、北海道スペースポート計画である航空宇宙関連事業が着々と進行しています。また新庁舎はZEB Readyという道内初のゼロエネルギーを目指した建築物であり、スマート街区も稼働しています。家畜排せつ物を利用したバイオガスピラントも実証実験の段階ですが稼働しております。再生可能エネルギーも推進しています。このような取組は、SDGsの未来都市につながる主要な柱であり、これらの全てを盛り込み、地方創生のモデルとしていち早くSDGsの未来都市の選定に取り組む考えをお聞きいたします。

よろしく申し上げます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

寺嶋議員ご質問の地方創生のためのSDGsについてお答えをいたします。

1点目のSDGs未来都市の選定に向けて進むべきではないかについてであります。SDGs未来都市とは、国がSDGsの達成に向けた取組を積極的に進める自治体を公募し、経済・社会・環境の三側面の総合的取組により、新たな価値を創造する提案を行った自治体を選定する制度です。

町では、現在第5期総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、持続可能な社会の実現に向けて地方創生に取り組んでいるところではありますが、今後地域課題解決に向けた施策を展開する場合には、補助制度等が活用できるSDGs未来都市も選択肢の一つになると考えております。

2点目の地方創生につながるSDGsの取組に対する助言や財政支援を国に対し要望すべきではないかについてですが、国は第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の横断的な目標として地方創生SDGsを位置付け、各省庁に地方創生に資するSDGs関連予算を配分し、地域資源活用や人材育成など幅広い分野で自治体の取組を支援しておりますので、町と

しても国の制度を有効に活用しながら地方創生に向けたSDGsの推進を図ってまいりたいと考えております。

3点目の北海道に対して、地域における目標とターゲットを明示させ、市町村に対する適切な支援を要望すべきではないかについてであります。北海道は、平成28年に北海道SDGs推進ビジョン、令和3年に北海道SDGs未来都市計画を策定し、企業や団体、自治体など、様々な主体が優先的に取り組む課題としてSDGsのゴール、ターゲットを掲げております。またSDGsに関するセミナーの開催など情報発信や普及啓発を通じて市町村に対する支援が行われております。

4点目の地方創生のモデルとして、いち早くSDGs未来都市の選定に取り組む考えはについてであります。国は本年度までに154自治体をSDGs未来都市に選定し、令和6年度末までに累計210自治体を選定することとしております。

町は今年度より次期総合計画や再生可能エネルギー導入計画の策定に取り組んでいるところであり、今後人口減少やゼロカーボンなど地域課題解決に向けた施策を推進するうえで有効になるのであれば選択肢の一つになると考えております。

○議長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ご答弁ありがとうございます。

町長もご承知のことかと思いますが、地方創生は地方の少子高齢化に歯止めをかけ、人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。

1点目の町長のご回答にもありましたが、地域課題の解決に向けた施策を展開するには、補助制度等を活用できるSDGs未来都市も選択肢の一つになるとお答えになりました。

現在町の第5期総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、持続可能な社会の実現に向けて地方創生に取り組んでいること自体がSDGsの実践だと理解しています。

ぜひ今後積極的に深めていく、つまり進化させる必要があると考えます。選択の一つと言わずマスト、必須だと考えております。これについて再度お聞きします。町長はあくまでも選択の一つとお考えでしょうか。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

2015年の9月、国連サミットでこの考え方が示され、2030年までに国連のサミットで地球上の誰一人として取り残さないという理念の下にこの事業が取り組まれているところでもあり、私もこの思いに対しては全く同感であり、大樹町の住民の皆さまを誰一人としてそういう不便をおかけしないという社会をつくっていくという責任はあるというのは強く思っているところでもあります。

実は私どもの予算編制の編制資料の中に、今取り組んでいるこの予算はSDG sのどの項目に該当するのかということをも明記するように指示をして数年が経過しております。一つ一つの町の事業に取り組む段階で、誰一人取り残さないSDG sの理念に基づいてこの事業をやっていくという思いを職員と共有しながら進めているところでもありまして、計画を持つとか持たないとかというよりも、まずはこの理念をしっかりと理解して進めていくことが肝要だと思っておりますので、鋭意取り組んでいるところでもあります。

今後も職員、又は町民の皆さまにもSDG sの考え方を広く普及していく中で、私どもが必要とあれば、いろいろな手挙げをするなり、計画を持つなり、宣言をするなりという段階に進んでいければと思っております、今は私どもしっかりとした理念を植えていくという取組を鋭意進めているところでもあります。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

本当にそういう理念を進めるということは私も全くもって同感であって、これを実践の段階でどんどんやっていかなければならないと感じております。

次に2点目の質問に入らせていただきますが、重複するかもしれませんが、町長の答弁にもあったように、国は地域資源活用や人材育成など幅広い分野で自治体の取組に支援があるということになっております。ですからその前に町長が今言われたとおり、理念を浸透させ、大樹町のこれからの未来に向かう方向をそういう形で進めたいということをお聞きしましたので、ぜひそれを推進してもらいたいと思いますが、ここで全くその実践においては、地方創生とSDG sを切り離すのではなくてセットで考えてやっているという理解でしたが、これについては、第6期大樹町総合計画にも当然のように盛り込まれると思いますが、第6期計画で、町長はどのようなお考えかお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

これから第6期の総合計画については具体の検討が進められ、町民の皆さまや関係する皆さまと協議を進める中で形づくっていく必要があるかと思っております。

紛れもなくこの次に大樹町がつくれます総合計画の理念の中には、このSDG sの考え方を取り込んでいくことは必須だと思っておりますので、この考えを取り込んだ中で、私ども今後10年間の計画づくりに向かっていきたいと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ぜひそのような理念と計画指針ということで進めていただきたいと思っております。

次に3点目になりますが、北海道のSDG s推進ビジョンやSDG s未来都市計画の策定

があり、企業のゴールとターゲットを掲げています。

ここでお聞きしたいのは、大樹町だけが積極的にSDGsに取り組んでも、近隣町村、又は地域全体で取り組まなければ効果は期待できないという事実です。よって北海道に対して、地域における目標とターゲットを明示し、近隣町村と協力して取り組むべき適切な支援を近隣町村に要望すべきです。

解釈の違いがあったら申し訳ないのですが、それには多少の課題があると思いますけれども、町長の答弁の回答は意味合いが違ったかと私は考えましたので、私は近隣町村にいろいろなことをお伝えしてやっていく必要があるのではないかと考えましたので、これに対して再度、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

SDGsは、本来国連で採択されたということですので、地域に限った考え方ではないと思っておりますので、今後大樹町で取り組むべきこととまた地域でこの考え方を普及した中で事業展開をしていくようないろいろな項目があろうかとも思っているところです。

関連でお話させていただきますけれども、例えばこの考え方と今私どもの宣言をしましたが、ゼロカーボンに対する取組も、2030年まで、2050年までにはという目標を掲げた上で取組を進めているところでもあります。多分事業の進め方というか根底にあるものは、SDGsもゼロカーボンの取組も似たような環境にあるのかとも思っておりますが、例えばゼロカーボンの取組では、その考え方について地域で一体となって考えていこうということも含めて、南十勝近隣町村に勉強会等の働きかけを大樹町が率先して行い、道からも担当の講師の方をお招きした部分と、コロナ禍だったものですから、ネットで画面上で講演していただきましたけれども、そういう取組も大樹町を中心に、昨年12月だったと思いますが、進めている経過もありますので、今後周辺も含めて地域で取り組むようなことがありましたら、私どもが率先して働きかけをしていきたいと思っておりますし、共に進んでいくことがSDGsの考え方で地域がより良い地域になっていく原動力になってくれると思っておりますので、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

今、町長のご答弁にもありましたが、近隣をそういう形で地域を一緒になって進む、そうして2030年までには、今の指針ではゼロカーボン、排出量を約半分削減、2050年にはゼロという目標があります。これはあくまでも数値目標ですけれども、どんどん先に進めていかなければならないことだと私は思っております。

次に4点目になりますが、町長の答弁にもありましたように、現時点で全国の154の自治体がSDGs未来都市に選定されています。

大樹町は現在第6期総合計画策定や再生可能エネルギー導入計画の策定や、先ほど町長のご答弁にもありましたが、ゼロカーボン等にも取り組んでいます。さらに繰り返しにはなりますが他町村にはない北海道スペースポート計画である航空宇宙関連事業が着々と進行しています。この壮大なアイテムは地方創生の地域課題の一つでもある人口減少の歯止めにも大きく効果があり、間違いなくSDGs未来都市に選定される要素を多分に含んでいるのではないかと考えます。

さらに地域経済の発展に寄与することも明らかであり、ぜひ北海道自体の中で第5番目のSDGs未来都市の市町村を目指すべきではないかと考えております。これについて再度繰り返しになりますが、町長どのお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほど答弁の中で地方創生のモデルとしていち早くSDGs未来都市の選定に取り組む考え方について私どもの思いをお伝えしたところでもあります。

私ども、今まちづくりの一つのキーワードとして宇宙の取組を進めているところでもあります。それに対し国のほうから地方創生の拠点整備交付金という交付金をお認めいただいて展開しており、まさに私どもが進める地方創生の一つとして取組を進めているところでもあります。

私どもが取り組んでおります地方創生、そしてSDGsの理念として掲げられている17の項目をいかに形づくっていくかというところが、これから大樹町が進めるべき考え方、SDGsの取組とどうやって融合していくかというところが課題かと思っておりますので、そういうトータル的に考えて、私どもが「SDGs未来都市の選定に向けて取り組もう」ということが具体になった段階では検討していきたいと思っておりますが、現在の個人的な思いで申し訳ありませんが、そこをどうやって形づくっていくか、つなげていくかというところについては、もう少し知恵を出して皆さまと相談していかなければならないかと思っておりますので、また町民や多くの皆さまとも相談をさせていただきながら、選定に向けた形が見えてきた段階で、どのタイミングでというところも含めて検討していければと思います。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

町長の言われたとおり、ある程度SDGsに対する意味、理解、理念を浸透させてからというように私は解釈しました。

重複するかもしれませんが、地方創生を発展させる実践するということはまさしくSDGsと町長のご答弁にもありましたがセットでやっていくしかないのかと私は考えますし、そのようなご答弁だったと解釈しております。

この一つ一つのテーマは多いですし、ターゲットも多いです。ですから、全てを合致させ

るということは非常に難しいと思いますが、ぜひこれを前に進めるようにしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長

次に、11番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先に通告いたしました、大樹高等学校の存続と普通科、新学科への町としての支援策について、町長、教育長にお伺いをいたします。

冒頭ですが、本来は2間口の誘致の中での存続と新学科ですが、今回、朝の行政報告でありまして、1間口ということが決定しましたので、これが再質問になりますと段々本来の趣旨からずれていきそうな気がしますので、その辺もお含みいただきながら、進行していただきたいと思います。

まず、通告文を読み上げます。

北海道教育委員会は、高校配置計画に基づいて、大樹高校の存続（2間口確保）に向けて昨年度、地域の強い要望が実り2間口（定員80名）が復活いたしました。4月の新入学生徒は27名と目標の40名以上には届きませんでした。

文科省の新時代に応じた高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）ですけれども、高校の魅力化に向け、普通科枠内で学際領域に関する学科や地域社会に関する学科の設置ができるといった国が2022年の2月から3月に実施し、公募を経て決定をします。それで全国19校で道内では大樹高等学校も含めまして2校が学科転換を発表し、今日に至っております。

しかし、現時点において、地域住民、特に受験生への詳細な情報がほとんどない状況であります。あるのは新聞報道のみとなっております。また、行政（自治体）としての支援体制が不透明であります。

今後大樹高等学校の存続と普通科新学科転換に向けての支援体制と今後予定される総合計画に盛り込んでいくのか、まず5点ほどお伺いをしたいと思います。

1点目、文科省の改革では、従来の普通科の枠内で特色ある学科、科目の設置を可能とした普通科支援事業、学際領域に関する学科と地域社会に関する学科それぞれの学科の内容、詳細について説明を求めます。

2点目、大樹高等学校活性化推進協議会において、2022年に実施した公募に至った経緯と今日までの地域社会に関する学科の具体的な詳細についてどのように活性化協議会で説明されているのか、それについてお聞きしたいと思います。

3点目、北海道教育委員会への要請活動において、2間口の継続、新学科転換への2間口の維持、特別支援教育加算の要請書に対する3点が大きな柱だと思うのですが、それに対する北海道教育委員会との協議、回答はどういうことが得られたのか、詳細についてお願いいたします。

4点目、新学科、普通科改革支援事業と、これまで行ってきた指定事業、小中高一貫ふるさとキャリア教育の財産である「大樹学」等の魅力化・特色化を、町民はもとより近隣町村の認知度を高めながら、今後新学科の時期、新学科のカリキュラムを作成し、どう広報戦略を構築していくのか、お伺いしたいと思います。

5点目、地域社会に関する学科については、学校経営のシラバス、先ほど言いましたがカリキュラムだけでは無理です。地域の理解で、官民一体でやらなければならないのですが、今後行政として新学科に向けて支援体制を構築していくのか、まず5点お願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齋藤議員ご質問の大樹高校存続と普通科新学科への支援策について、お答えをいたします。

1点目と3点目、4点目、5点目については、教育長から後ほど答弁をさせていただきます。

2点目の普通科改革支援事業の公募に至った経緯と、今日までの地域社会に関する学科の具体的な詳細についてであります。大樹高等学校では、既にコミュニティスクールを導入しており、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置し、室蘭工業大学の出前授業や航空宇宙関連企業との連携、さらには農業、漁業、商工業、観光、宇宙など、多種多様な地域人材が授業の講師として参画するなど、地域との連携・協働体制が構築されていること。また、探求活動も実施しているなど、普通科改革支援事業の研究指定校の公募要件に合致することから、本年2月北海道教育委員会を通じて令和4年度新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）に応募し採択されました。

応募にあたり本年2月に開催しました第3回大樹高等学校活性化推進協議会において、大樹高等学校長から事業内容の説明があり、事業への応募を了承したところであります。

次に、今日までの地域社会に関する学科の具体的な詳細についてですが、大樹高等学校がこれまで取り組んできた個別最適化された学び及び協働的な学びによる授業改善の取組、地域探求学習と台湾大樹区との国際交流を核とした多様性・共生社会の理解、高大連携や企業連携によるSTEAM教育の推進の3項目で、地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色、魅力ある学びを重点的に取り組み、さらには探求的な学習の充実を図っていくこととしております。

また、新学科のカリキュラムについては、今年度内に完成し次年度試行的に実施していく目処が立っております。今後取り組むこととしては、幅広く皆さまからご意見をいただきながら、大樹高等学校の特色と魅力が伝わる新学科の名称を決定していくことがあります。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

町長に引き続き、齋藤議員ご質問の大樹高校存続と普通科新学科への支援策について、お答えをいたします。

1点目の普通科改革支援事業の学際領域に関する学科、地域社会に関する学科の学科内容についてありますが、学際領域に関する学科では、文系、理系にとらわれず、SDGsの実現やSociety 5.0時代の到来に伴う現代的な諸課題に対応するための学習に取り組むものであります。

また、大樹高校が指定された地域社会に関する学科では、地域や社会の未来を担う人材育成を図るため、地域産業の活性化、人口減少、コミュニティの再構築、安全なまちづくりなど、地域課題に着目した実践的な学習に取り組むものだとお聞きしております。

3点目の北海道教育委員会への要請活動において、2間口の維持、新学科転換への2間口の維持と特別支援教育加算の要請書に対する北海道教育委員会との協議の詳細についてであります。

8月3日、町長、安田議長、三浦商工会会長、黒沢大樹高校PTA会長、さらに喜多道議会議員とともに、北海道教育委員会の倉本教育長と面会し、大樹高校の発展・充実に向けた要請活動を行ってまいりました。要請内容は、普通科改革支援事業による大樹高校の魅力化、特色化を力強く後押しする2間口の維持、特別支援教育加算、指導工夫加配など、手厚い教員スタッフの配置についてであります。

私どもからは、大樹高校の充実、発展に向けて、これまで取り組んできた支援を含め、町が一丸となった願いと熱い思い、今年度指定を受けた普通科改革支援事業による新学科の設置によって、今後入学希望者の増加が見込まれること等から、要請内容の実現を切にお願いをしてまいりました。

倉本教育長からは、「大樹町のご支援、町民の皆さまの思いは十分に理解しており、感謝している。大樹高校が普通科改革支援事業の指定を受けたことについて、道教委としても支援と指導をしていかなければならないと考えている。しかし、受験生徒数や入学生徒数の数字は無視できないものである。したがって、今後総合的に判断し、具体的な数字を示していく」との解答でございました。

4点目の新学科、普通科改革支援事業とこれまでの指定事業、小中高一貫ふるさとキャリア教育の財産である「大樹学」等の魅力化、特色化を町民はもとより近隣町村に認知度を高めながら、今後時期と新学科のカリキュラムを作成し、どう広報戦略を構築していくのかについてであります。令和6年度から新学科がスタートすることから、今年度内に新学科の名称を決定するとともに新学科の詳細のカリキュラムを完成することとなります。

また、広報戦略につきましては、今年も行いました南十勝及び帯広市内で通学圏内となりえる中学校訪問の継続、大樹高等学校の特色、魅力を伝えるチラシの新聞折り込み、オープンキャンパスの実施、さらには高校進学説明会など、保護者も参加する機会に大樹高校も出向くなど、生徒、保護者、地域の皆さまに広く学校の魅力をPRしていく取組を考えております。

5点目の官民一体の支援体制の構築についてですが、大樹高校には既に室蘭工業大学、航空宇宙関連企業や多種多様な地域人材が参画しており、地域との連携や協働体制が構築されているところであります。町や町教育委員会も引き続き大樹高等学校と連携を密にし、必要な支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ありがとうございます。

冒頭で申しましたように、今日の朝の行政報告でも1間口決定ということで、同僚議員各位がいろいろな質問をしてきましたので、質問がだぶるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目、道教委を訪問したときに、倉本教育長が新学科に向けて支援と指導をしていかなければならないと。しかし受験生徒や入学者の生徒の数字は無視できないと。したがって、今後総合的に判断し、具体的な数字を示していくということで、今回の1間口と決まったのではないかと思うのですよ。私はそう理解しているのですけれども、教育長として、1間口決定の経緯というのは、道教委からどのように説明を受けているのか、それについてお願ひいたします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

1間口決定の経緯についてでございますが、今年度、令和4年4月15日現在で実施いたしました中学校3年生の進路希望調査に基づいた数字で、地元中学校からの進学者数並びに近隣中学校からの進学希望者数、さらには過去の大樹高校の受験実績、入学者実績等々を踏まえたときに、2間口となる41名以上の数に達することは難しいのではないかとということで、今回1間口という判断に至ったと聞いております。

また、令和6年度につきましては、新学科が設置されることも踏まえ、これまでと異なる生徒の入学希望者の動きが期待できるということから、令和6年度については、地域とも十分に相談しながら間口を決定していきたいとの言葉もございました。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。令和6年度に向けては、新学科に向けて地域と十分協議させてもらおうと。そのことについては、後々教育長、町長にお伺いをいたします。

それで町長にお聞きしたいのは、1間口の結果を受けたときの心境。私はすごく遺憾なのですよ、こんな早い時期に出るとは思なかつたです。町長の心境についてお聞きしたいと思

います。町として今後どう進めていくのか。また町として大樹高校の必要性をどう考えているのか。新聞の記事によりますと、教育長は、コメントで「ただただ残念」という言葉が書いてありました。私は、教育長に対して、ただただ残念です。そんな思いですけれども、その辺の町長の心境をまずお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も、今回の道教委の配置計画が示され、大樹高校が今年度から間口が一つ減って、来年度募集の間口が一つになったということで、私も表現としては、納得いただけないかもしれませんが、大変残念だという思いを強く持っております。これは、町にとっても本当に大きな残念な結果になってしまったという思いでおります。

常に申し上げておりますが、地元にとって大樹高校は存続すべき、これからも末永くこの地にあるべき学校、学びの場だと思っておりますので、今後も高校の存続についてはしっかりとした取組を進めていく決意は、町長の立場としても持っております。

今回、普通科の新学科への対応が全国で19、北海道では2校という形で、モデル化としてお認めいただいたということです。これを私どもは間口の問題はもちろんありますけれども、高校を存続していく上で大きなきっかけをもらったのかと思っております。

道立高校であることも含めて、私どもの教育委員会が高校の中身に対して、特にカリキュラムとかに対して、物言う場面というのはなかなかないのでありますけれども、今回は地域との関わりを持った形で内容を進められるということでありますので、そこは間口が減ったことは残念ですけれども、私ども存続に向けての好機と捉えて、積極的に内容、又は学校の在り方について関与していきたいと思っておりますので、これからどういう形で普通科新学科の中身をつくっていきけるかというところにかかると思いますが、広く、願わくば全国から子ども達が、大樹高校で学んでみたいと思えるような取組を進めていけるように、皆さまと知恵を出していきたいと強く思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、町長の強い思いは分かりました。私も1間口になったのは仕方がないと、受け止めるしかないと思うのです。

それで新学科は、存続に向けてのきっかけだということでチャンスを与えられたのですが、実際新学科をやっていく中で、本当に時間がない。ということで、またお聞きしますが、まず1間口になって、いろいろ条件があると思うのです。その辺について、1間口の在り方というのを教育長にお聞きしたいと思います。

先ほど教育長の答弁の中で、道教委から地元の進学率、近隣の進学率ということで、それを緩和して、多分こういうふうには踏み切ったのですが、大樹中学校の直近5年間の大樹高校

への進学者数、進学率について、まず知りたいのですが。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

直近5年間の大樹中学校から大樹高校への進学者数でございますが、令和4年3月卒業の関係でございますけれども、44名中15名が大樹高校に進学してございまして、34.1%でございます。令和3年3月に卒業した生徒数37名中、大樹高校へは14名、37.8%、令和2年3月卒業生41名中19名で39%、令和元年3月卒業で46名中28名、60.9%、平成30年3月卒業生45名中26名で57.8%でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

多分、大きな引き金は地元の進学率。これまで3年間で50%以下。来年度以降も、6月の段階で約4割の生徒しか希望していないのです。ということは、これが大きな引き金になったのかと思うのですけれども。

それで、令和5年度が1間口になったのですが、令和6年度の新学科へ転換後も1間口ということなのか、それとも先ほど町長が言った全国から入学を希望した場合、例えば41人とか42人になったときに2間口の期待もあるのか、それについてお聞きしたいと思いません。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

令和6年度の新学科設置につきましては、先ほどの教育長の答弁の中でも言いましたけれども、令和6年度については、道教委から地域とも十分相談しながら間口を決定していきたいということでございました。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、令和5年度は募集定員が40人、1間口40人ですから。これでいくと、例えば41人になったら1名不合格ということになってしまうのですね、いいのですけれども。

1間口になったのですが、例えば45人とか50人になったときは、道教委との間で2間口もあり得るのか、そういうことを過去に聞いた記憶もあるのですが、現在もそういうことが生きているのか。2間口の希望があるのか、ないのか。50人になろうが60人になろうが1間口だから20人ないし30人はすばっと切ってしまうという解釈でいいのか、それについてお願いいたします。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

令和5年度につきましては、1間口ということで決定されておりますので、仮に40名以上の応募者があった時点で不合格者が出るということになるかと思えます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大変厳しい状況に置かれてるのですけれども。

それで、これまで2間口の目標数値は、定員80人ですから、最低41人以上というのが目標数値なのです。これが1間口になったことで、目標数値をどこに置くのか。例えば定員20人なのか。そうではなくて地元進学率5割を目標にするのか。その辺のことを活性化協議会や教育委員会はどのような目標数値をこれから掲げていくのか。それについてお聞きしたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

今後の取組の目標数値に関してでございますが、道教委のほうでは、公式ではございませんが、先ほど齊藤議員のご質問の中にもございましたが、地元からの進学率の50%ということはかなり重要視した数字としてみていることは明らかだと捉えてございますので、地元からの進学率50%ということを目標と置いて、大樹高校の魅力化に力を入れていかなければならないかと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、地元の合格率50%を超えなければいけないということなので、それを今度は具体的にどうやるかということをもたこの先のほうで聞きます。

もう1点聞きたいのは、令和6年の新学科転換後、1間口40人に対して、例えば定員の50%、又は地元の中学生在が50%を下回った場合、最悪の場合、道教委が導入しています地域連携特例校にはならないのか。それはもう全く無視されるのか。その辺どういう道教委との話になっているのか。それについてお聞きしたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

地域連携校の取扱いについてでございますが、道教委と確認したところ、地域連携特例校の要件としては、地理的にほかに通いにくいとか、地元からの進学率等の幾つかの要件がございます。そういった要件は本町に関わりございませんので、本町の大樹高校としましては地域連携特例校とはならないと、あくまでも普通科の1間口校の扱いになるということでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

そうしますと、なかなか厳しい状況に置かれるのですが、やはり地元受験生の合格率を5割にしなければならないのですけれども。

今朝も同僚議員から質問されていたのですけれども、定員を下回っていった場合、例えば全体の20人、地元採用5割とか、これが続いていったら統廃合というか適正配置計画とか、大体どれくらいのパターンでいくのか。これが出ると私の感覚では5年先が山なのかなという解釈でいます、募集停止も含めてね。その辺は、教育委員会ないし活性化協議会でどう捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

定員を下回っていった場合の統廃合、適正配置の計画についてでございますが、入学者数が20名を下回って、その傾向が今後も継続的に予想されるということになった場合については、統廃合、適正配置の対象となっていくということでございます。

実際に何年かということでございますが、明確な答えはないところでございますけれども。過去の適正配置になった高校等の実績を見ていきますと、3年から5年くらいというのが多いという印象を持っているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

そうしますともう時間がないのです。時間、期間がない。早急にやらなければならない。

それで先ほど町長も言っていましたように高校は町としても大事なのだと、何だかんだ存続していかなければならないというのですが、経済的に見て大樹高校を存続することに町の経済効果。交付税とか職員とか町民税とかいろいろ。これはどのくらいの試算をしているのか。結構あると思うのですが、どのくらいの経済効果、我が町にお金が落ちているのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

経済効果につきましては、具体的に計算した数字というのは持っておりませんが、町に高校がある場合とない場合によつての地域経済に対する影響という面では、まず高校があることによつて教員が町内に住むという部分では、教員が町内で生活するうえで食べ物を買ったり日用品を買ったりという部分がありますので、そういう経済面での影響があると思います。また、通っている生徒につきましても、地元には高校がないということで町外に通いますので、本来であれば地元で生活した部分の食料品であったりといった部分がなくなるという分でも影響があったり、制服ですとか教科書も町内で買っていたという部分も影響があるかと思ひます。

また、間接的ではありますが、教員が大樹町内にいないということで、住民税や人口に対する地方交付税などにも影響が及んでくるのかと考えているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

間接的にも具体的な数字は出なかったのですが。

これまでの中でいきますと、高校の経費は生徒1人当たり大体年間100万円というのがベースなので、それ掛ける生徒数でいくと大体高校ではこれくらいかかるということですが。

それで町長にお聞きしたいのは、今教育委員会の説明がありましたように、要するに連携特例校にもならない、あくまでも普通科の間口でいくのだと。入学者が20名を下回って、これが3年から5年続くと統廃合の対象になるのですけれども、もしそのような傾向になった場合、町として、町長として、高校の存続をどう考えているのか。それについてまずお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今高校が1間口になって、そして新たな普通科の取組を進めていく中で、将来的に大きく定員を割って20名を切ってしまうような事態が生じたらということでのご質問ですが、正直に申し上げます。私その想定を全くしておりません。

今回の機会で、大樹高校は新たな取組ができる、スタートに立てるといふ部分がありますので、そこは私もそして町民の皆さま、関係する皆さまとともに一丸となって新たな大樹高校に生まれ変わらせるという言い方が正しいかどうか分かりませんが、そういう場面を迎えるということになりますので、本当に一丸となって取り組む。

その先に、そういう形ではない未来が見えると僕は思っておりますし、今の1間口ではなく2間口、さらに大きいことは言いませんけれども、そういう形を築いていけるような取組を

議員各位とともに、町民の皆さまとともに講じていきたいと思っており、1 間口になってしまって、定員も 20 人になってしまって、どうしようかという思いは全く持っておりません。申し訳ありません。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長の思いは、私も同じです。

ただ、今の段階で新学科とかいろいろ、それをきっかけにするのだと。今のところは何もないのですよね。あるのは新聞報道だけなのです。それが正しいか悪いかわかりません。でも受験者や保護者は、やっぱり新聞報道が一番の情報なのです。そこに、行政、教育委員会が全然追いついていないと思うのです。そこは早急にやらなければならないと思うのですが。

その前に 8 月 25 日、新学科において第 1 回運営指導委員会、メンバーについてはこの間の行政報告で聞きましたので、出席者の間での協議の内容、今後進めていくために、多分指導だとか、こういう面とか、いろいろ指摘されたと思うのですが、その詳細と、それから第 1 回ということは第 2 回もあるので、その辺の今後の動きについてまずお伺いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

普通科改革支援事業の第 1 回運営委員会の概要についてということでお答えいたします。

まず委員会の設置の目的でございますが、新学科を設置するために必要な特色、魅力あるカリキュラム及び教育方法の開発に関わる指導、助言、研究開発の実施状況等の評価、課題を検討し、指定校の取組の改善、充実を図ることを目的に、本事業の管理機関である道教委が設置したものであります。

当日の協議の内容でございますが、初めに大樹高校、釧路湖陵高校、両校から取組の概要の説明がございました。その後映像によるそれぞれの学校の探求の時間の活動内容の紹介がございました。それを受けて構成メンバーによる協議が行われました。

大樹高校の取組については、構成メンバーの中から出た意見としましては、探求活動の時間の取組が非常に充実しているという評価の声、それから今後のこととの関わる部分では、取り組むべきことを焦点化し、先行的なカリキュラムを編成して進学率を上げるようにしてはどうだろうかというご意見や、小規模校の強みを生かして、生徒 1 人 1 人を鍛える教育を期待しているという励ましの声、さらには生徒が大人と触れ合う機会が少ないことから、大樹高校の目指す取組をさらに充実させてほしいという声がございました。

また、新学科を入れたカリキュラム、新学科の名称を工夫し、十勝管内だけではなく、都市圏からも新たに生徒を呼び込む取組に力を入れてはどうだろうか。また、大樹高校単独ではなく、十勝圏を一つのフィールドとした取組を発想してもいいのではないかとご意

見を頂戴いたしました。

また、指定事業自体についての意見としては、北海道の普通科の生き残りをかけて本事業を推進するという必要があるのではないかということで道教委に求める声がございました。また、研究指定機関はもとより、終了後についても道教委の支援が欲しい、支援を求めるという声もございました。

釧路湖陵高校は、令和6年度に間口が1減り、教員が12人減るということで、教職員の配置についての支援を。また、大樹高校については、私のほうからはコーディネーターができる人員の確保とその配置に向けた予算の支援等はできないだろうかという意見を上げたところでございます。

次に、運営委員会の今後の動きについてでございますが、年2回開催することとなっております。第2回目の会議を2月ないし3月の時期に開催する予定とお聞きしております。

2回目の内容は、事業の成果の検証、それから評価について各学校が自己評価をすることになってございますが、自己評価の妥当性について委員会として評価すると。また、成果の発表会における生徒の学びの成果についても、2回目の委員会で評価をしていきたいということで説明があったところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで具体的に新学科をどうしていくか、実際に。

新学科の新設ですが、答弁書から地域課題に着目した実践的な学習に取り組むものでありますという内容ですが、大樹高校の活性化協議会の提出資料が新聞記事にもう掲載されているのですよね。その中身は「大樹高校、宇宙産業と連携。24年度普通科新学科へ」という記事が載ってしまっているのです。それと校長先生のコメントも「地域との関わりが生命線、大樹にはほかにない宇宙というキーワードがあった。モデルになり得る」ということで、新設にあたって、今のところ何も無いのですが。先ほど教育長の答弁は、年度内に名称を定めると言っている割には、片一方でどんどん進んでいってしまっているのですよ。ですから住民はもうそういう意識でいます。

だから航空宇宙に特化した新学科転換を進めていくという解釈でいいのか、それとも別な考えがあるのか。もう新聞報道が進んでいるのですよ。これがまたころっと変わってしまったら、何だ大樹高校は、ころころと変わるとなれば大樹高校に対する不審感が出て、本当に進学率が低くなるのですよ。その辺どう考えているのか。新学科の転換、もう新聞報道は出てしまっているのですよ。今さら変えられないと思うのですよ。その辺の考え方について、活性化協議会の会長であります酒森町長ないし教育長にお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回普通科の範囲で地域を学ぶという取組を高校のほうで進められるということです。その中で高校が計画している申請に高校が手挙げをした内容でどういうことを取り組んでいくかということが明記されていると思います。

私どものまちづくりの一つの大きなキーワードである宇宙というところも、地域を知る中身として、高校のほうでは計画の中に書き込んでありますが、地域を知ることイコール宇宙だけということではありませんので、宇宙を含む大樹町が持っている、特色ある地域、それを高校の学びの中にどう形づくっていくかというところがあると思います。

濃淡で考えると、宇宙というところは少し色が濃い部分があるかもしれませんが、宇宙に特化したものを大樹高校で進めていくということではありませんので、これから普通科の中での新たな取組の中では、そこを丁寧に対応していく、説明をしていくということで誤解を生まないように、又は子ども達が進路の選択肢として大樹高校を選んでもらえるように形づくっていく必要があると思いますので、その点については、意を注ぎながら誤解のないように、又は大樹高校がこれから新たに取り組んでいく取組をきちんと伝えられるような形は、活性化協議会や高校とも関係者とともに形づくっていきたいと思います。

教育長、何か補足はありませんか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいま町長から答弁させていただいたとおりでございます。ただ、校長から聞いている話の部分につきましては、まさに町長から答弁させていただいたとおりでございます。新聞報道等にどういった対応をしているかというところまでは承知していないところでございますけれども、現在お聞きしていることとしては、これから名称については大樹高校のやろうとしていること、それから魅力等を踏まえて町ともしっかりと相談しながら決定していきたいと私は聞いてございますので、今後町長が答えましたような枠組の中でしっかりとした名称を選定し、さらには町民の皆さま、それから受験生になる中学生にしっかりとした正しい情報をなるべく早く伝えるような形でその場を設定してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かるのですが。新聞報道で町民、受験生はそういう思いでいますよ。

先ほど運営指導委員会の中で、どこか特化しないと生徒の募集はできないだろうと。平たく言って、普通の今の高校の総合的な探求の授業で十分いけるのですよね。だから地域に関した学科というのは、どこかを特化して高い山をつくらないと私は生徒は来ないと思う。

それで、参考までに話しますけれども、私も19校ほとんど調べさせていただいたのですけれども宇宙に関して、宇宙の探求コースを新設する高校が出ました。それは和歌山県串本町の古座高校で、ここは特例少人数学級、35人学級が3クラスで受験率は5割です。これは古座中学の隣の同じ敷地内にあるのですが、そこではもう具体的に進んでいます。そこは県教育委員会がリーダーとなってばんばん進んでいって、カリキュラムももうできているのです。

大樹町はそれで行くのか。新聞報道は2回も3回も新聞に載ってしまって、間違いなくもうこれでいくのだろうという思いでいるのです。それはそれでいいです。そこからぶれないようにするのか、そこは全く更地にして、平たくいってしまうのか、その辺誤解のないように今後進めていただきたいのですが。

それで、最初の答弁書の中で、令和6年度から新学科がスタートすることから、年度内に新学科の名称を決定するとともに、新学科のカリキュラムを完成させることになりますと。広報戦略も、今年行われました南十勝とか帯広市内にPR活動をしますというのですが、そのような状況ではないと思うのですよ。もう今からやらないと。

朝も同僚議員が言いましたように、11月の中旬から各中学校では進路を決定するのですよ。もう12月には決まってしまうのです。それを年度内に決める、年明けから決めたとしても生徒は集まらないでしょう。でも今の3年生が集まるようなカリキュラムを組んでいかないと、興味を持たせないと、大樹高校へは振り向かないと思うのですよ。

だから、新学科に向けて名称と、もっと厳しく、もう11月の頭には名称を決めて、スケジュール感を持ってやるということが最大の今の仕事だと思うのですけれども、それについてどうでしょうか。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

しっかりとした内容、新学科の姿をはっきりとさせ、それを表す名称をもって中学校、中学生、受験生に説明するということが、本当に必須のことだと思っているところであります。

今高校のほうも精力的に取り組んでいるやには聞いてございますけれども、今年度の間口はもう決定いたしました。今年1人でも2人でも増えるということが令和6年度に明らかにつながると考えでございますので、高校のほうには、ぜひ、これまでのスケジュール感をさらにスピードアップさせていただき、少しでも早い段階でそれをお示ししご説明できるような取組にしていくよう、強く働きかけていきたいと考えているところであります。おっしゃるとおりだと思っております。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

厚かましいのですけれども、私がそちらの立場にいて、町長ないし教育長や校長だとした

ら、もう今からやりますよ。

決まる段階で、例えば今年の令和4年度に入った入学生が3年生の時に新学科、来年入る入学生が2年生の時に新学科、令和6年度入学生が新学科といった、学年ごと、年度別のカリキュラム。1年生から2年生、2年生から3年生になる時にどうやって移行していくのか。どういうカリキュラムを組むかという学年ごとのカリキュラム。ロードマップというのかな。私はそういう表現をするのですが。そういうことをきちんと作って。そしてもう一つは、新学科をやることによって進路がどう変わってくるのか。変わらないのであれば別にやることはないですから。新学科をやることによって、例えば筑波大学だとか通信大学、室蘭工大に推薦枠でいけますよというくらいのことをアピールしていかないと、ただ同じことをやっても、生徒は集まらないと思います。

それと、もっと先を見据えれば、奨学金を使って大学へ行った。いろいろなところへ行って、それが大樹に帰ってきて就職した。例えば後継者と働いたとなれば、3年ぐらいの奨学金を免除するとか、お祝い金を出すとかといった幅の広いスケジュールを持っていかないと。それぐらい打ち出していないと、なかなか生徒は飛びつかないです。目先だけやってもどうにもならないのですよ。

今大樹高校が目先でやれるのは、修学旅行の旅費だけです。給食費は無料にならないですよ。小中学校もしていないのですから。そうしたら目先を見据えて新学科を設置することによって、卒業後どうなるということも一緒に。もう11月までに学校訪問するくらいやって。パンフレットも今のパンフレットは駄目ですよあれでは。カリキュラムがなっていないのですから。全部刷り替えて、もう早急にやって。そういう先を見据えてやるような計画が一番いいのではないかと私は思うのですが。その辺について町長どうでしょうね。私から提案したのですけれども、たとえの話ですが、よろしくをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齋藤議員からある意味具体的な計画も含めてご提案をいただいたと思いますので、限られた期間でもあります。ただ精力的に取り組むということについてはご理解いただきたいと思えますし、今ご発言の中にありましたいろいろな取組についても、ぜひそういう場で私どものほうにご提示いただき、共に協議を進めていただければなと思います。よろしくをお願いします。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、それをやることによって、もう一つ気になるのは、平成27年度に設置した大樹町小中高連携教育「大樹学」を小学校、中学校、高校の新学科に向けてどうやってカリキュラムを作成していくのか。それを最終的に高校ではこうなるよということを段階的にやって

いくとうことは、例えば小学1年生が、高校はこんなことやっているのだ、将来的に大樹高校に行きたい、学びたいといった環境づくりを1年生からね。そういったことでうまく大樹学を活用していくのが一番大事だと。大樹学の在り方というのをもう1回見直すべきではないかと思うのですけれども、それについて教育長どうでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

新学科と大樹学の関連についてでございますが、地域を学び、地域で学ぶという大樹学は、これから大樹高校が設置しようとする新学科のまさに基盤であると私は考えているところであります。よって、設置される新学科と小中の大樹学のカリキュラムをつなぐべくカリキュラムの見直しと改善を新年度に向けて行ってまいりたいと思っています。そして、それぞれの校種の具体的な取組とその成果が見えるような場や機会を設定して、小学生や中学生が大樹高校生への憧れを育みながら、継続的に進学希望者が増えていくことにつなげるような取組にまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひそういうことも、できれば保育所も交えて、そういうことの体験を少し入れるといいのですけれども。

もう一つ課題なのは部活動なのです。アンケートの結果からも一番は部活動なのです。2番が進路、3番が学校生活を有意義に過ごす、楽しく過ごす。部活動は、特に野球、ソフトテニスには昔から伝統ある競技なのです。そこを昨年度廃部してしまったのです。それは地域でやるといっても高校生は納得できません。納得できるのは大人だけだから。高校がリードを取って核となって。やっぱり部活動をしっかり復活して、それに対して地域が関わっていくということをしなないと。十勝全体を見てもやっぱり部活が最優先です。どこの高校もキャッチフレーズにまず出てくるのは、部活動の充実というのが一番出てくるのですよ。

そういうことを活性化協議会でも、もう一回部活を復活する。野球は厳しい、高野連という組織がありますので。でもソフトテニスとか、特に陸上などはベテランの指導者がいるのですから。小学校も大会へ出ているし、中学校も中体連に出ているので、それをうまくつなげていくような部活動の再編も併せて、活性化協議会なり教育委員会、教育委員の会議の中で十分議論してほしいのですが、それについてお伺いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

大樹高校の部活動の在り方についてであります。

今、議員からあったとおり、かつて大樹高校の野球部、女子ソフトテニス部が、全道、管内においてすばらしい活躍を見せ、この両部が大樹高校の部活動全体の活性化の核になって高めていたということは、私もお聞きしているところであります。

そういった歴史と伝統のある部を含めて、中学生の生徒達が望む活動ができる環境づくりとしての部活動を高校に強く働きかけていくとともに、そして実現するための課題も幾つか見えてくるかと思いますが、その課題については、町としてできることは何なのかということを検討し、部活動の取組、活性化に向けた支援体制を活性化推進協議会、また町P連、さらには学校運営協議会等々の会議の中でも論議していただきながら体制をつくってまいりたいと思っているところであります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

やっぱり原点は地元の高校ですよ。高校の考え方を変えていかないと、何ぼ地域が頑張っても、子どもは同年代と戦いたい。大人と練習してもどうもならないのですよ。やっぱり同年代、同世代、同じ3年間戦いたいとというのが、これが高校生の願いだと。部活というのは、やっぱり復活すべきですよ。私はそう思います。

そういったことで、最後に町長お聞きしますけれども、これまでなかなか再質問の中で明確な答えは出てこないのだからやるのですけれども、でも時間だけは刻々と過ぎていっているのですよ。それで、これまでの出願実績からいっても、1間口の定数割れが進むと本当に統廃合というのが目の当たりです。先ほど答弁にあった3年から5年ということになると、基本は地元50%、進学率が前提になるのですよ。

それで、先ほど町長は絶対必要だと、1間口の少人数でも頑張るのだと言われれば、例えば行革も含めて、今は教育委員会、それで活性化協議会の企画課ですよ。一つにしてくださいよ。例えば学校教育課で、今は教員の福利厚生係と児童生徒係、そこに高校進学係を入れるとか一本化にする。それぐらいの勢いで道教委に示しながらやっていくこともまた必要だと思うのですよ。

そして、そういうことをやりながら、どうなるか分かりませんが、最終的に、町として絶対必要であれば、今朝も同僚議員が言っていました、町立という考えも私はありかなと思っているのですが。高校1間口ということを考えますと町長の腹づもりはどうか、それについて最後にお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ご質疑の中で私の思いはお伝えをしていると思います。高校は大樹町にとっての大きな財産でもあり、今後もそれを存続させていくことは大樹町にとっても命題だと思いますので、

そこはぶれることなくしっかりと取り組んでいきたいと思っているところでもあります。

今回、残念ながら来春の募集が1間口になってしまいました。非常に残念でもあり、じくじたる思いを持っておりますが、今回の間口が減になったということ、そして大樹高校が普通科の範囲の中で新しい取組ができるという数少ない学校に選ばれたということでもありますので、現在置かれている状況については、決して楽観視できない状況にあると思っておりますので、現在の状況をあえて好機と捉えて、大樹高校が地域にとって欠かすことのできない学校に子どもがこれから皆さまとともに育て上げていくという強い思いを持って取り組んでいきたいと思っております。

私も地元の大樹高校の出身でもありますし、大樹高校がこの地元からなくなると、ひょっとすると高校に通えない子ども達が町内から出てくるということを実に強く心配しておりますので、皆さまとともに大樹高校の存続に向けて、ここが一番勝負どころだと思っておりますので、時間は限られておりますが知恵を出し合って進めていきたいと思っておりますので、議員各位、議会のご協力もいただけますように改めてお願いを申し上げます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。欠かすことのできない大樹高校だということですがけれども、19校に選ばれたというのも、ばらしていいのか悪いのか、応募が19校あって19校なのですよ。

それで、私は町立移管の腹づもりはないのかと言ったのですけれども、その辺について、町立移管の腹づもりはないのか、それくらいの勢いは持っているのか、そのくらいの覚悟をもってやるのか、それについて本当に最後です、よろしくお願いします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

高校をなくすつもりはない。そのためにはあらゆる手段を講じて、これからも高校を存続していきたいと思っております。その過程において、道立で、北海道のほうが大樹高校についてはもう面倒見切れないから手を離すというようなことが、今回示されました以降の配置計画の中で検討され示されるようなことがあるのであれば、そこは存続していく手段として町立での高校運営も当然検討しなければならないと思っておりますし、どのような形であれ、ここから、大樹から高校をなくすようなことはあってはならないと思っておりますので、存続に向けて、私の立場として、これから全力で取り組んでいきたいと思っておりますし、その過程の中では、将来的には、道の意向も含めて町立という考え方も検討せざるを得ない、検討していくという判断が必要な場面も講じてくるのではないかと思います。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。今、町長の強い腹づもりは分かりました。議会も同じです。大樹町の住民も町民も同じ考えだと。高校がなくなったら大変なのですよ。

それで、最後ですけど、議長にお願いがあります。大樹高校に関して、大樹高等学校の1間口に関する特別委員会の設置を議員協議会に諮っていただきたいのですが、それについて議長の最後の答弁をお願いします。

○議長

議員協議会を開いて、議論をさせていただきます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最後ですけども、1間口の決定は、もうこれは避けて通れないのですが、地域連携校にもつながっていかないと。もう待たなしの状態です。

一日も早く、もう明日からでもいいです。私は、本当は町長に、この後終わってすぐ活性化協議会を開いて、明日は休会ですので明日でも道教委へ行って、なぜそうなったのかぐらいの憤りを持って行っていただきたいのですが。いろいろ日程があるのですけれども。

それで一日も早く、大樹の小学生、特に4年生、5年生、6年生の高学年、保護者、中学校1、2、3年生の生徒、それで大樹高校の魅力のあるキャッチフレーズをきちんと出す。

今のパンフレットでいきますと「地域全てが教材」、そんなのはどうでもいいのです。子どもが飛びつくようなキャッチフレーズ。一番多いのは高校の部活と進路の約束とか。何かそういった子どもにインパクトあることをお願いしながら、そして新学科に関わるカリキュラムのロードマップを早急に作って、来年入る生徒に「俺には直接関係ないわ」などと言わせない言われぬような提案をしながら、大樹高校に行きたい学びたいと思えるよう、そういった早急に行動、政策を力強く活性化協議会、教育委員会をお願いいたしまして、これで一般質問を終わります。

○議長

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議長

お諮りします。

議事、運営の都合により、明日9月9日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、明日9月9日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時27分

令和4年第3回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月16日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 決算審査特別委員会報告
- 第 3 認定第 1号 令和3年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 4 認定第 2号 令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
- 第 5 認定第 3号 令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 4号 令和3年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 5号 令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 6号 令和3年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第 9 認定第 7号 令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第10 認定第 8号 令和3年度大樹町下水道事業会計決算認定について
- 第11 陳情第 1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書（審査報告）
- 第12 陳情第 2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書（審査報告）
- 第13 発委第 2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 第14 発委第 3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 第15 発議第 2号 大樹高等学校あり方調査特別委員会の設置及び委員の選任並びに付託について
- 第16 議員派遣について
- 第17 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	水 津 孝 一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	清 原 勝 利
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日美 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧 田 護

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長	井 上 博 樹
学校給食センター所長	梅 津 雄 二
社会教育課長兼図書館長	松 久 琢 磨

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 弘 康
係 長	小 松 真奈美

◎開議の宣告

○議 長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

2番 辻 本 正 雄 君

3番 吉 岡 信 弘 君

4番 西 山 弘 志 君

を指名いたします。

◎日程第2 決算審査特別委員会報告

○議 長

日程第2 決算審査特別委員会報告を行います。

去る9月6日の本会議において、決算審査特別委員会に付託した、認定第1号令和3年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号令和3年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでの8件の審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、齊藤徹君。

○齊藤決算審査特別委員長

決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和4年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

1、委員会開催日、令和4年9月12日から15日まで。

2、事件及び審査の結果。

付託事件は、認定第1号令和3年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号令和3年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでの8件であり、本委員会における審査の結果は、8件全て認定であります。

以上、配付したとおり、決算審査特別委員会の審査報告とします。

○議 長

これをもって、委員会報告を終わります。

なお、決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されておりますので、委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 認定第1号

○議長

日程第3 認定第1号令和3年度大樹町一般会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第1号令和3年度大樹町一般会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第4 認定第2号

○議長

日程第4 認定第2号令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第2号令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第5 認定第3号

○議 長

日程第5 認定第3号令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第3号令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第6 認定第4号

○議 長

日程第6 認定第4号令和3年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第4号令和3年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第7 認定第5号

○議 長

日程第7 認定第5号令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第5号令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第8 認定第6号

○議 長

日程第8 認定第6号令和3年度大樹町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第6号令和3年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第9 認定第7号

○議 長

日程第9 認定第7号令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第7号令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第10 認定第8号

○議 長

日程第10 認定第8号令和3年度大樹町下水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第8号令和3年度大樹町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第11 陳情第1号

○議 長

日程第11 陳情第1号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

総務常任委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

ただいま議題となりました、陳情第1号地方財政の充実・強化に関する意見書については、連合北海道大樹地区連合会から要請を受け、9月6日に本委員会に付託されましたので、9月8日委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定したので、大樹町議会会議規則第94条の規定により、ご報告いたします。

本陳情の趣旨について、骨太方針2021に基づき、2024年度の地方財政計画までは、2021年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、同水準を確保してきていますが、これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。このため2023年度以降の政府予算と地方財政の検討にあたり、コロナ禍による行政需要なども把握しながら、予算を的確に見積り、地方財政の確立を目指すものであることから、全会一致で採択すべきものと決しましたのでご報告いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「地方財政の充実・強化に関する意見書」。

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、

新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

記。

1、社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組や、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置を図ること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

4、2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における看護、介護、保育など新型コロナ感染症対策等と少子高齢化への対応が重なる職種の処遇改善事業について、2021年度補正予算で補助金が創設されたが、より多くの職場で改善が図られるよう、対象職種の拡大や事業の継続・拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。

5、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。

6、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

7、会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

8、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。また、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

11、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣、地方創生内閣府特命担当大臣、経済財政政策担当としております。

以上、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、陳情第1号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり採択とすることに決しました。

◎日程第12 陳情第2号

○議 長

日程第12 陳情第2号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

9月6日に本委員会に付託された、陳情第2号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書について、9月8日、委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告いたします。

77年前に広島、長崎に投下された原子爆弾は、2都市の破壊と21万人もの尊い人命を奪っております。2017年に162カ国、7,417都市が加盟し「核兵器禁止条約」が採択されました。

被爆国である日本政府がこの条約に署名されていないことから、早期に参加と調印、批准を求める陳情ですが、「核兵器禁止条約」に、日本政府が署名していない経過とその理由について、慎重に調査する必要があるとの意見がまとまり、継続審査と致しました。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第2号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、継続審査とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり継続審査とすることに決しました。

◎日程第13 発委第2号

○議 長

日程第13 発委第2号地方財政の充実・強化に関する意見書についての件を議題といたします。

お諮りします。

本意見書については、先に報告がありました、総務常任委員会報告の陳情の趣旨と同様の内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、発委第2号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発委第3号

○議 長

日程第14 発委第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

経済常任委員長、志民和義君。

○志民経済常任委員長

ただいま議題となりました、発委第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書については、北海道町村議会議長会から要請を受け、9月8日に委員会を開催して審査した結果、本町においても、高規格幹線道路の早期開通をはじめ、自然災害による交通障害、道路施設の老朽化、冬期除排雪費用などの問題を抱えているため、長期安定的な道路関係予算の確保や道路整備・管理の充実は重要であると判断し、全会一致で「採択すべきもの」と決しましたので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定によりご

提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や、道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援をさらに強化すること。

10、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣宛てであります。

以上、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第2号

○議 長

日程第15 発議第2号大樹高等学校あり方調査特別委員会の設置及び委員の選任、並びに付託についての件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題とした発議第2号につきましては、議員全員が提出者及び賛成者となっておりますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の件は、提案理由の説明、委員会付託、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより発議第2号について採決いたします。

発議第2号「大樹高等学校あり方調査特別委員会の設置及び委員の選任、並びに付託について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

着席してください。

起立11名、起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり採決することに決しました。

○議 長

本日の委員会は、委員会条例第8条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行うことになっておりますので、ただいまから委員会室に「大樹高等学校あり方調査特別委員会」を招集いたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

「大樹高等学校あり方調査特別委員会」の委員長、副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。

大樹高等学校あり方調査特別委員会、委員長、菅敏範議員。副委員長、齊藤 徹議員。

以上の通りであります。

◎日程第16 議員の派遣について

○議長

日程第16 議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配布したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配布したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま、議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長一任としていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長一任とすることに決しました。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続調査について

○議長

日程第17 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和4年第3回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時53分